

官報

号外

平成十九年五月三十一日

○第百六十六回 衆議院會議録 第三十七号

平成十九年五月三十一日(木曜日)

議事日程 第三十一号

平成十九年五月三十一日

午後一時開議

- 第一 日本年金機構法案(内閣提出)
- 第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)
- 第四 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案(松野頼久君外三名提出)
- 厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案(三井辨雄君外三名提出)
- 厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案(三井辨雄君外三名提出)
- 日程第一 日本年金機構法案(内閣提出)

日程第二 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)

午後二時三十三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

松野頼久君外三名提出、議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案(松野頼久君外三名提出)

○議長(河野洋平君) 議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。加藤公一君。

議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案

(本号末尾に掲載)

〔加藤公一君登壇〕

○加藤公一君 民主党の加藤公一でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案について、その提案の理由

を説明いたします。(拍手)

まず、案文を朗読いたします。

本院は、議院運営委員長逢沢一郎君を解任する。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

以下、その理由を申し述べます。

議院運営委員長とは、国権の最高機関である国会にあつて、議会運営にその責任を持ち、公正中立かつ円満にその職務を全うすることにより、健全な民主主義を機能させ、国会の権威を守るという極めて重い責任を負った職務であります。

しかしながら、今国会における議院運営委員長逢沢一郎君の議会運営は、憲政史上まれに見る不公正かつ強引なものであると言わざるを得ません。本来の職責に照らして、私たちは、とてもこの状態を看過することはできません。よって、本決議案を提出した次第であります。

以下、具体的に提案理由を申し述べます。

第一の理由は、逢沢一郎君が、五千万円もの年金保険料の納付記録がだれが納めたものかわからなくなっているという、いわゆる消えた年金問題について、立法院として政府の責任を明確にすることもないまま日本年金機構法案の採決を強行した櫻田義孝厚生労働委員長の暴挙を容認し、本会議の設定を強行したことにあります。

消えた年金問題については、社会保険庁の無責任な対応について数多くの国民が怒りの声を上げており、また実際に多くの国民の皆様が被害に遭われており、大きな社会問題となっていることは

周知の事実であります。それにもかかわらず、一切被害回復が期待できない政府提出法案の強行採決を容認するとは、信じがたい暴挙であると言わざるを得ません。

理由の第二は、逢沢一郎君は、与党がその場しのぎで提出した厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案を、提出直後に、採決によって厚生労働委員会へ付託するという前代未聞の暴挙を強行したばかりか、わずか四時間の審議で同法律案の採決を強行した櫻田義孝厚生労働委員長のたゞ重なる暴挙、暴行を再び容認し、本会議設定を強行したことあります。

そもそも、日本年金機構法案の採決直後に慌ててもう一本別の法律を提出すること自体、最初の法案が欠陥だらけであったことを如実に証明しているわけであり、本来ならば、日本年金機構法案を撤回し、改めて法案を出し直すのが筋であります。ところが内閣の責任であります。少なくとも、厚生労働委員会に差し戻して、さらに審議を尽くすべきであります。

その上、議員立法で提出するというのも実に不可解であり、政府として極めて無責任な対応だと言わざるを得ません。まさに泥縄法案、一夜漬け法案と言ふほかなく、このような状況で本会議採決を強行すれば、年金制度に対する国民の信頼は大きく失墜し、将来に致命的な禍根を残すことになってしまいます。それを容認する逢沢一郎君の態度は決して許されるものではないのであります。

理由の第三は、逢沢一郎君は、全会一致が慣例

である議院運営委員会において、就任以来、幾度となく採決による決定を強行したばかりか、委員長職権による本会議設定をも強行し続けております。まさに巨大与党による、数の力に物を言わせ、問答無用の強引な議院運営を議院運営委員長みずからが主導していると言わざるを得ないのであります。

柳澤厚生労働大臣の女性を蔑視するような問題発言によって、国民が罷免を要求する中での補正予算の与党単独強行採決後の本会議設定に始まり、今日までその強引な議院運営が続けられております。

三月一日には、逢沢一郎君は、公聴会のあり方を見直し、国民各界各層の意見を予算審議に反映させるべきではないかという河野洋平議長の問題提起を全く無視し、公聴会における貴重な意見を一つも予算審議に生かすこともなく、強引に審議を打ち切った金子一義予算委員長の暴挙を容認し、翌二日の本会議設定を強行いたしました。しかも、この際、総務委員会及び財務金融委員会においても、重要広範議案である予算関連法案の審議をわずかばかりの審議時間で強引に打ち切っており、逢沢一郎君は、これらすべての暴挙をも容認したのであります。

その後も逢沢一郎君は、四月十三日の本会議において国民投票法の強行採決を容認するなど、二十回近くも委員長職権の濫用をして乱発、巨大与党の暴走を助長するのとき議院運営を続けてまいりました。

逢沢一郎君によるこれらの暴挙は、いやくも議長より委任されている職権を軽々しく濫用する

ものであり、議院運営委員長のみならず、議長の権威をも傷つける重大な行為であります。

これらの暴挙の数々は、まさに多数を占めた者のおごりであり、健全な民主主義を破壊する行為と断ぜざるを得ないのであります。おごりではなく、謙虚さを持って議院運営に当たるべき職務にありながら、それを行ってこなかった逢沢一郎君の責任は極めて重大だと言わざるを得ません。

よって、ここに、議院運営委員長逢沢一郎君の解任を強く求めるものであります。良識ある議員各位の御賛同を心からお願いして、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。竹本直一君。

(竹本直一君登壇)

○竹本直一君 自由民主党の竹本直一でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会の野党三党が提出いたしました議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案に対し、断固反対の意見を述べたものであります。(拍手)

言うまでもなく、議院運営委員会の職責は、議長を補佐し、議院の円満にして正常な運営を図り、国会の機能を十分に発揮して、国民の負託にこたえるものであります。

逢沢議院運営委員長は、昨年九月二十六日の就任以来、一党一派に偏らず、議会運営に対して強い責任感を持って臨み、常に中立公正な立場で委

員会を運営され、誠心誠意職務を全うされてまいりました。このことは、理事会に出席しておられる各位は十分御承知のことではありませんか。しかるに、今回の解任決議案の趣旨弁明の中に、本会議設定を強行したとの説明がありました。しかし、これは全く党利党略な理由以外の何物でもありません。まことに理不尽きわまりのないものでございます。

議院運営委員長といたしましては、委員会で法案の採決が行われれば、それを直近の本会議で処理するために本会議を設定することは当然のことであり、厚生労働委員会におきましては、手続上、何らの瑕疵なく採決は行われております。そのことは、議長が本日の議事日程に掲載されていることを見ましても明らかであります。むしろ、厚生労働委員会においてたゞ重なる暴挙を働いたのは民主党議員の方であります。その暴挙を棚に上げ、事もあるうに逢沢委員長を批判することは全く筋違いと言わざるを得ません。

また、今回の年金時効特例法案を採決で厚生労働委員会に付託したことへの批判もありましたけれども、この法案は、緊急性を要するものであり、立法府として直ちに審議を行う必要のあるものであります。議院運営委員長は、与野党の意見を十分聞いた上で、協議が調わないときは、委員会の多数決により決定するという民主主義の基本ルールにのっとりた処理を行ったにすぎません。

さらに、先ほどの趣旨弁明におきましては、逢沢委員長が就任以来、累次にわたり採決による決定を強行したとか、職権による本会議設定を強行

したとか、暴挙、蛮行を行ったなどの全く聞くにたえない言葉が述べられておりましたけれども、私は、議院運営委員会の理事として常に同席いたしておりましたけれども、逢沢委員長は与野党の意見を十分に聞いた上で冷静に判断をされる委員長は余り見たことがありません。最近の議院理事におきまして、与野党から意見が出尽くし、与野党とも疲れ果て、もう何も言うことがないというまで長時間にわたり辛抱強く理事会運営を行っておられます。

以上、申し上げましたように、いかに我々と政治的立場を異にするとはいえども、提出者の真意は全くはかりかねるところであります。ルールにのっとり、誠心誠意議会運営に当たられていた逢沢委員長の高潔な人格、謙虚な人柄を思うとき、心から同情を禁じ得ません。

ここに、正義と良心をもって国民の負託にこたえんとする議員各位とともに、提出された野党三党に猛省を促し、本決議案に断固反対の意見を表明し、討論いたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石関貴史君。

(石関貴史君登壇)

○石関貴史君 民主党の石関貴史です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たまたま議題となりました議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案について、賛成の立場で討論をいたします。(拍手)

言うまでもなく、憲法第四十一条に明記されているように、国会は国権の最高機関であります。各議院には、それぞれ選挙によって選ばれた議長があり、同様に選挙によって選ばれた議院運営委員

員長がおられます。そして、議長は、国会法により、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長に委任することができると定められています。

当然のことながら、議院運営委員長が議長から委任された職権を、議院運営委員長みずからその都合で濫用することはあってはならないことでもあります。しかしながら、議院運営委員長逢沢一郎君の不正かつ強引な国会運営は、巨大与党による数の力に物を言わせたまさに議長職権の濫用、さらに言えば、国会の私物化と言っても言い過ぎではないゆゆしき事態であります。

以下、具体的な賛成理由について申し述べます。理由の第一は、逢沢一郎君の議会運営が、目に余るほど不公正かつ強引なものであるからであります。今国会に限っても、逢沢一郎君は、二十回にもわたって強引な議会運営を強行しています。以下、その仁義なき強引ぶりを一々おしし申し上げます。

まず、二月一日には、翌二日の本会議開会を委員長職権により設定しました。同二日には、地方交付税等改正案について趣旨説明を聴取せず、総務委員会に付託するとともに、補正予算を緊急上程することを採決によって決めました。同二十八日には、翌三月一日の理事会開会を委員長職権により設定しました。

三月一日には、翌二日の本会議開会を委員長職権により設定しました。同六日には、翌七日の理事会開会を委員長職権により設定しました。同七日には、翌八日の本会議開会を委員長職権により

設定しました。同八日には、雇用保険法等改正案の趣旨説明、質疑を行うことを採決によって決めるとともに、翌九日の委員会開会を委員長職権により決めました。同九日には、政府提出の九法案について趣旨説明を聴取せず、所管の委員会に付託することを採決によって決めるとともに、同十二日の理事会開会を委員長職権により設定しました。同十三日には、翌十四日の委員会開会を委員長職権により決めました。同十五日には、日本国憲法に関する調査特別委員会における公聴会開会承認要求の件を採決によって決めました。

四月十二日には、翌十三日の本会議開会を委員長職権により決めました。同十三日には、教育再生に関する特別委員会を設置することを採決によって決めました。同十七日には、教育関連法案の趣旨説明、質疑を行うことを採決によって決めました。同二十六日には、公共サービス改革法改正案について趣旨説明を聴取せず、内閣委員会に付託することを採決によって決めました。

五月二十四日には、労働三法案の趣旨説明、質疑を行うことを採決によって決めました。同二十八日には、翌二十九日の本会議に社会保険庁改革関連法案を上程することを委員長職権により決めました。同二十九日には、年金時効特例法案について趣旨説明を聴取せず、厚生労働委員会に付託することを採決によって決めました。そして昨日は、本日の本会議開会を委員長職権により設定しました。

まさに目に余る不公正かつ強引な議会運営と言わざるを得ません。理由の第二は、逢沢一郎君が、本日、この本会

議において、社会保険庁改革関連法案及び年金時効特例法案の採決を強行しようとしているからであります。

国民は今、消えた年金問題について激しく怒っています。社会保険庁に振り込んだはずの保険料が消えるとは、これはまさに国家的振り込め詐欺ではないかという声も聞こえてまいります。また、百年安心の年金という政府・与党の宣伝は、これは誇大広告ではないか、J A R O に訴えてやりたい、そんな声まで聞こえてくるありさまになっております。しかも、保険料は払っているはずだと申し出た方々に対し、あろうことが、社会保険庁は、三十年前の領収書を出せという信じがたい対応をしていたことが明らかになっていきます。事務所費や光熱水費の領収書は不要なのに、三十年前の保険料の領収書を出せというのは、国民の皆さんが到底納得できるはずはありません。

このような中、政府提出の社会保険庁改革関連法案では国民の理解を得られないと見た与党は、慌てて議員立法で年金時効特例法案なるものを提出しました。しかし、昨日の党首討論や厚生労働委員会における質疑でも明らかにしたように、政府・与党の救済策なるもので救済されるのはごく一部であり、抜本的な問題解決はほとんど期待できません。そもそも、政府・与党がみずからの責任でこのような事態を招いておきながら、救済などという言葉を使うこと自体が完全に間違っています。わずかに四時間ばかりの審議では、とても審議が尽くされたとは言えません。年金に対する国民の皆さんの信頼を取り戻すには、改めて審

議をやり直すしかありません。

その上、昨日の審議では、時効のために泣き寝入りとなつていた年金が少なくとも二十五万件、総額九百五十億円に上るといふところでもない事実も判明しました。我々はこの間ずっと消えた年金の実態を明らかにせよと言ひ続けてまいりましたが、政府はこの強行採決直前になつてようやくこのやうな重大な事実を明らかにしたのであります。まさに国民生活の根幹にかかわる重大問題にふたをして、逃げ切りを図る強行採決と言ふほかはありません。

以上、申し述べましたように、逢沢一郎君は議院運営委員長として全く不適格であり、解任に値するのはだれの目にも明らかであります。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百五十四

可とする者(白票)

否とする者(青票)

○議長(河野洋平君) 右の結果、議院運営委員長

逢沢一郎君解任決議案は否決されました。(拍手)

松野頼久君外三名提出議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	池田 元久君
石川 知裕君	石関 貴史君
泉 健太君	市村浩一郎君
岩國 哲人君	内山 晃君
枝野 幸男君	小川 淳也君
小沢 鋭仁君	大串 博志君
大島 敦君	大畠 章宏君
太田 和美君	逢坂 誠二君
岡田 克也君	岡本 充功君
奥村 展三君	加藤 公一君
川内 博史君	川端 達夫君
河村たかし君	菅 直人君
吉良 州司君	黄川田 徹君
菊田真紀子君	北神 圭朗君
楠田 大蔵君	玄葉光一郎君
小平 忠正君	小宮山泰子君
小宮山洋子君	後藤 斎君
郡 和子君	近藤 昭一君
近藤 洋介君	佐々木隆博君
笹木 竜三君	篠原 孝君

下条 みつ君	神風 英男君
末松 義規君	鈴木 克昌君
仙谷 由人君	園田 康博君
田島 一成君	田嶋 要君
田名部匡代君	田中真紀子君
田村 謙治君	高井 美穂君
高木 義明君	高山 智司君
武正 公一君	津村 啓介君
筒井 信隆君	寺田 学君
土肥 隆一君	中井 治君
中川 正春君	仲野 博子君
長島 昭久君	長妻 昭君
長浜 博行君	長安 豊君
西村智奈美君	野田 佳彦君
羽田 孜君	鉢呂 吉雄君
鳩山由紀夫君	伴野 豊君
平岡 秀夫君	平野 博文君
福田 昭夫君	藤村 修君
古川 元久君	古本伸一郎君
細川 律夫君	細野 豪志君
馬淵 澄夫君	前田 雄吉君
前原 誠司君	牧 義夫君
松本 謙公君	松野 頼久君
松原 仁君	松本 大輔君
松本 剛明君	松本 龍君
三日月大造君	三谷 光男君
三井 辨雄君	村井 宗明君
森本 哲生君	山岡 賢次君
山口 壯君	山田 正彦君
山井 和則君	柚木 道義君
横光 克彦君	横山 北斗君

否とする議員の氏名

あかま二郎君	安次富 修君
安倍 晋三君	阿部 俊子君
逢沢 一郎君	愛知 和男君
赤池 誠章君	赤城 徳彦君
赤澤 亮正君	秋葉 賢也君
甘利 明君	新井 悦二君
井澤 京子君	井上 喜一君
井上 信治君	井脇ノブ子君
伊藤 公介君	伊藤信太郎君
伊藤 忠彦君	伊藤 達也君
飯島 夕雁君	石崎 岳君
石田 真敏君	石破 茂君
石原 伸晃君	石原 宏高君
稲田 朋美君	稲葉 大和君
猪口 邦子君	今井 宏君
今津 寛君	今村 雅弘君
岩永 峯一君	岩屋 毅君

宇野 治君	上野賢一郎君	小池百合子君	小泉純一郎君	谷川 弥一君	谷畑 孝君	平井たくや君	平口 洋君
浮島 敏男君	白井日出男君	小坂 憲次君	小島 敏男君	谷本 龍哉君	玉沢徳一郎君	平沢 勝栄君	平田 耕一君
江崎 鐵磨君	江崎洋一郎君	小杉 隆君	木挽 司君	中馬 弘毅君	津島 雄二君	広津 素子君	深谷 隆司君
江渡 聡徳君	江藤 拓君	古賀 誠君	後藤 茂之君	土屋 品子君	土屋 正忠君	福井 照君	福岡 資麿君
衛藤征士郎君	遠藤 武彦君	後藤田正純君	河野 太郎君	寺田 稔君	とかしきなおみ君	福田 峰之君	福田 康夫君
遠藤 利明君	遠藤 宣彦君	河本 三郎君	高村 正彦君	戸井田とおる君	渡海紀三朗君	福田 良彦君	藤井 勇治君
小川 友一君	小此木八郎君	近藤 基彦君	佐田 玄一郎君	土井 亨君	土井 真樹君	藤田 幹雄君	藤野真紀子君
小里 泰弘君	小野 次郎君	佐藤 剛男君	佐藤 勉君	徳田 毅君	富岡 勉君	二田 孝治君	船田 元君
小野 晋也君	小野寺五典君	佐藤ゆかり君	佐藤 鍊君	中川 昭二君	中川 秀直君	古川 禎久君	古屋 圭司君
小淵 優子君	越智 隆雄君	齊藤斗志二君	坂井 学君	中川 泰宏君	中谷 元君	保坂 武君	保利 耕輔君
近江屋信広君	大塚 高司君	坂本 剛二君	桜井 郁三君	中根 一幸君	中野 清君	細田 博之君	堀内 光雄君
大塚 拓君	大野 松茂君	櫻田 義孝君	笹川 堯君	中野 正志君	中森ふくよ君	馬渡 龍治君	牧原 秀樹君
大野 功統君	大前 繁雄君	清水鴻一郎君	清水清一朗君	中山 太郎君	中山 成彬君	増原 義剛君	町村 信孝君
大村 秀章君	太田 誠一君	塩崎 恭久君	塩谷 立君	永岡 桂子君	仲村 正治君	松島みどり君	松浪 健太君
岡下 信子君	岡部 英明君	七条 明君	実川 幸夫君	長島 忠美君	長崎幸太郎君	松本 純君	松本 文明君
岡本 芳郎君	奥野 信亮君	篠田 陽介君	柴山 昌彦君	並木 正芳君	二階 俊博君	松本 洋平君	三ツ林隆志君
加藤 勝信君	嘉数 知賢君	島村 宜伸君	下村 博文君	丹羽 秀樹君	丹羽 雄哉君	三ツ矢憲生君	三原 朝彦君
海部 俊樹君	鍵田忠兵衛君	新藤 義孝君	菅 義偉君	西川 京子君	西川 公也君	御法川信英君	水野 賢一君
梶山 弘志君	片山さつき君	菅原 一秀君	杉浦 正健君	西野あきら君	西村 明宏君	宮腰 光寛君	宮澤 洋一君
金子 一義君	金子善次郎君	杉田 元司君	杉村 太蔵君	西村 康稔君	西銘恒三郎君	宮路 和明君	宮下 一郎君
金子 恭之君	上川 陽子君	鈴木 肇祐君	鈴木 俊一君	根本 勝子君	額賀福志郎君	武藤 容治君	村上誠一郎君
亀井善太郎君	亀岡 偉民君	鈴木 淳司君	鈴木 恒夫君	野田 毅君	野田 聖子君	村田 吉隆君	望月 義夫君
鴨下 一郎君	川崎 二郎君	関 芳弘君	蘭浦健太郎君	萩生田光一君	萩山 教蔵君	茂木 敏充君	盛山 正仁君
川条 志嘉君	河井 克行君	園田 博之君	田中 和徳君	萩原 誠司君	橋本 岳君	森 英介君	森 喜朗君
河村 建夫君	瓦 力君	田中 良生君	田野瀬良太郎君	萩原 浩君	鳩山 邦夫君	森山 裕君	森山 眞弓君
木原 誠二君	木原 稔君	田村 憲久君	平 将明君	萩原 誠司君	橋本 岳君	矢野 隆司君	谷津 義男君
木村 太郎君	木村 隆秀君	高市 早苗君	高木 毅君	萩原 浩君	鳩山 邦夫君	安井潤一郎君	保岡 興治君
木村 勉君	木村 義雄君	高鳥 修一君	竹下 巨君	林 潤君	林 幹雄君	柳本 卓治君	山内 康一君
岸田 文雄君	北川 知克君	竹本 直一君	武田 良太君	林 彪君	原田 憲治君	山口 俊一君	山口 泰明君
北村 茂男君	北村 誠吾君	武部 勤君	棚橋 泰文君	原田 令嗣君	原田 義昭君	山崎 拓君	山中 燁子君
久間 章生君	倉田 雅年君	谷 公一君	谷垣 禎一君				

山本 明彦君	山本 公一君
山本 幸三君	山本 拓君
山本ともひろ君	与謝野 馨君
吉川 貴盛君	吉田六左門君
吉野 正芳君	若宮 健嗣君
渡辺 具能君	渡辺 博道君
渡辺 喜美君	渡部 篤君
赤羽 一嘉君	赤松 正雄君
井上 義久君	伊藤 涉君
石井 啓一君	石田 祝稔君
上田 勇君	漆原 良夫君
江田 康幸君	遠藤 乙彦君
大口 善徳君	太田 昭宏君
神崎 武法君	北側 一雄君
佐藤 茂樹君	斉藤 鉄夫君
坂口 力君	田端 正広君
高木美智代君	高木 陽介君
谷口 和史君	谷口 隆義君
西 博義君	東 順治君
福島 豊君	冬柴 鐵三君
古屋 範子君	榎屋 敬悟君
丸谷 佳織君	中村喜四郎君
平沼 赳夫君	

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午後三時十六分休憩

午後五時十八分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

三井辨雄君外三名提出、厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案(三井辨雄君外三名提出)

○議長(河野洋平君) 厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。山井和則君。

厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君 私は、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案の提

案理由説明をいたします。(拍手)

まず、主文を読み上げます。

本院は、厚生労働委員長櫻田義孝君を解任する。

〔拍手〕

以上であります。

以下、提案理由説明をいたします。

一番目の理由は、理事会のない、歴史に残るひどい強行採決を五日間の間に二度も断行したことあります。

そして、五月二十五日、強行採決で混乱する中、労働三法の趣旨説明を強行し、おまけに、それにもかかわらず、五月三十日には新たな時効撤廃法案の審議を行ったことあります。

十分な審議が尽くされぬまま、そして何よりも、ごく一部の被害者しか救済されない案しか提示しない中で二度の強行採決をしたことは、国民の年金不信を著しく拡大させました。

具体的に二点を申し上げます。

まず一点目、安倍総理は答弁の中でいろいろな対策を述べられましたが、ごく一部の消えた年金記録の被害者しか救済されません。被害者の方々からも、がっかりした、これでは私たちは救われないという失望の声が上がっております。

例えば、安倍総理は、記録訂正に領収書は要らないようにすると胸を張って答弁されました。しかし、これは、実は昨年八月に社会保険庁が既に発表していたことであります。そして、昨年八月から領収書以外の資料、物証によって記録が訂正された件数、皆さん、御存じでしょうか。〇件であります。〇件なんです。実は、領収書が必要か

どうかということではなく、その立証責任を年金がなくなったと泣いている加入者に負わせている、このことこそが根本的な問題なのであります。

そもそも、三十年前の年金を支払ったことを証明できる人がどれくらいいるでしょうか。このことを昨日の党首討論で我が党の小沢代表は安倍総理に質問しました。立証責任はどちらにあるんですかと質問をしました。しかし、安倍総理は逃げて逃げて逃げまくって、安倍総理は逃げて逃げて逃げまくって答弁をしませんでした。

安倍総理、どうしてこんな大切な点、つまり、消えた年金記録の被害者についての立証責任がどちらにあるのかという最も大切な質問に、どうして安倍総理、逃げたのでしょうか。こういうことでは、いつまでたっても消えた年金記録の問題は解決をしません。

そして第二に、厚生労働委員長櫻田義孝君の十分な運営により、何と採決の直前にしか大切なデータが答弁から出てまいりませんでした。そのデータとは、時効によって受け取るべき年金がもらえなかった方の数と年金給付額であります。

皆さん、どれくらいの方が、本人に何の落ち度もないのに年金記録の訂正を拒まれ、年金給付を受けられなかったと思われませんか。何と、二十五万人、合計九百五十億円もの年金を国は払ってこなかったんです。まじめにこつこつと老後のために、何の落ち度もなく払い続けてこられた方々に対して、何と二十五万人もの方々に対して、九百五十億円もの年金を払ってきませんでした。

昨年以來ずっと、長妻議員を先頭に、この問題

について追及をしてみました。この三週間の審議の中でも、時効による被害者とその総額を出すように何度も求めました。しかし、政府・与党は、情報を隠し、逃げて逃げて逃げまくっていました。

皆さん、与党の皆さんも冷静に聞いてください。保険料を払ったのに、九百五十億円も年金を払わなかったんですよ。これは、国による詐欺ではありませんか。年金の加入者に何の落ち度があるというんですか。

今やっております消えた年金一〇番に次のような川柳が届きました。消えた年金の被害者の方からの川柳であります。読み上げます。「社保庁が振り込め詐欺とは気がつかず」。振り込め詐欺より悪質ですよ。振り込め詐欺だったら犯罪で、やった人は逮捕されるんですから。この九百五十億円も払わなかったということ、だれが責任をとったんですか。

おまけに、もつと悪質なのは、何度民主党が要求しても、この事実を政府・与党は隠してきたじゃないですか。これはまさに、厚生労働委員長櫻田義孝君がちゃんと運営をしてきたら、こういう事実も最初に明らかになつていたのではありませんか。

民間の保険会社で、いざ保険給付を受けたいといつたときに、三十年前の保険料を払った領収書を出してくれと言われたらどうなるでしょう。そして、九百五十億円も保険の未払いがあつたら、その保険会社はどうなるでしょうか。即、社長以下幹部は首であります。今回のこの時効の問題一つをとつても、政府・

与党や社保庁のだれが責任を持ったんですか。かつ、九百五十億円は氷山の一角、実際の数倍の、数千億、兆単位のお金が年金の不払いになっているかもしれない。まさに、そういうことをこれから審議しようとするときに採決を打ち切る、このような櫻田義孝君の不公平な議会運営をこれ以上座視することはできません。

以上が、本決議案を提出する理由であります。この委員長解任決議案が満場の議員の御理解と御賛同を得られますことを心からお願ひし、まして、提案理由の説明といたします。(拍手) ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。西川京子君。

〔西川京子君登壇〕
○西川京子君 私は、自由民主党の西川京子でございます。

まず冒頭に、松岡利勝農林水産大臣の御逝去に際しまして、哀悼の意を表し、安らかにお休みくださいと心からの御冥福をお祈り申し上げます。私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

櫻田委員長は、委員長就任以来、国民の負託にこたえるため、決して一党派に偏することなく、常に公正中立の立場から円滑な委員会運営を図り、その職責を全うしてこられました。このことは、野党の諸君も十分御存じのほうでございます。

にもかかわらず、今回の厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案の提出は、いたずらに国会を混乱に陥れ、国民の信頼を失わせるものにほかなりません。

野党は、解任決議案の理由として、年金記録に係る問題について審議不十分と主張しています。しかし、社会保険庁改革関連法案については、野党の質問時間を十分に確保した上、参考人からの意見聴取、それに対する質疑を行ったほか、安倍内閣総理大臣の出席のもとでの質疑を行うなど、約三十五時間にわたって真剣な審議を行ってきたところでもあります。

そもそも、基礎年金番号に統合されていない年金記録に係る問題や、五年以上前の年金が時効によつて支払われないといった問題については、与野党ともに力を合わせて、ともに乗り越えていかなければいけない課題であるはずですよ。

年金受給者の記録と未統合の記録との突合や、マイクロフィルムで保存されている被保険者台帳等とオンラインシステム上の記録との突合など、全国民が本来受け取ることでできる年金をすべて間違えずに受け取る具体的な取り組みを、昨日の党首討論において総理も明確におっしゃいました。

そのために不可欠なのが、五年以上さかのぼって支給できないという時効の問題への対応であります。与党は、早急に対応するため、年金時効特例法を提出いたしました。国民のためにその成立に向け努力しているにもかかわらず、年金記録未統合問題が未解決と決めつけて、野党の主張は理解できません。

野党も、年金記録の問題は与野党を超えて解決すべき問題だと主張していらつしたたのでありますから、政府・与党の対策を一方的に批判するのは、全く筋が通らない対応であります。社会保険庁改革を先送りし、国民を無視して年金記録未統合問題を政争の具としようとする無責任な姿勢と言わざるを得ません。

また、委員会審議においては、野党の理事は、自分の期待どおりの答弁がないと何度も委員長席に詰めかけ、大声で不規則発言を繰り返すなど、政府側の答弁を妨げているだけでなく、質問者の質問までも妨げている次第であります。さらに、委員長に対する数々の非礼な言動は、国民の負託を担う議会人として到底許されるものではありません。仮に委員会が円満に運営されていないとするにしても、その原因がどこにあるのかは明白であります。

委員長の議事進行を乱す者がいる状況の中で、円満かつ円滑に委員会を運営しようと御尽力されている櫻田委員長には、心より敬意を表します。このように、野党側の主張は単に審議の引き延ばしのみを図るものであり、その選挙目当ての党利党略の姿勢は決して国民の理解を得られるものではありません。

社会保険庁をめぐってはさまざまな不祥事が指摘されてきたことから、社会保険庁を解体することといった抜本的な改革を早急に行う必要があることは当然であります。年金記録未統合問題への対策も着実に実施していかなければなりません。どちらも、公的年金制度に対する国民の信頼を回復するためには迅速な対応が必要であり、今政治に求

められている喫緊の課題であることは言うまでもありません。

もとより、法案に対する賛否が分かれるのは各会派の立場が違つ以上やむを得ないことでありますが、みずからの主張どおりにならないというだけで、委員長を取り囲んで許しがたい暴力という行為に及び、今回の混乱状態をつくり出したことは、議会制民主主義を否定する行為であり、決して許されるものではありません。委員会休憩中に委員長が理事会室から出てこれられない状況をつくり出した、委員長を席から引きずりおろす等、言語道断のきわみであり、野党諸君の猛省を促します。

先ほども申し上げたとおり、厚生労働委員会では、社会保険庁改革関連法案について長時間にわたり大変慎重に審議を行つてまいりました。その上での採決を行うことは、委員会として当然のことであり、委員長が質疑打ち切りの動議に応じず採決したのは、何ら非難されるいわれのない判断であります。

最後に、公平中立な委員会運営に全力を尽くし、委員長としての職責を誠心誠意、誠実に果たしてきた櫻田委員長に対し解任を求める理由は何ら見当たらないことを重ねて申し上げ、議員各位がこの党利党略で無責任きわまりない解任決議案に断固反対することを強く訴え、本解任決議案に対する反対討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 楠木道義君。

(楠木道義君登壇)

○楠木道義君 民主党の楠木道義でございます。私は、民主党・無所属クラブ、国民新党・そう

ぞう・無所属の会を代表いたしまして、ただいま議題となりました厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

そもそも、委員長の職責にある者には、公平かつ円満な委員会審議が求められることは言うまでもありません。ところが、櫻田君は、公平の意味を全く理解していないと思えない委員会運営に終始いたしました。二十五日には、日本年金機構法案の審議を強引に打ち切つて強行採決をし、昨日に至つては、職権によつて委員会を開会したあげく、前日に与党が提出した法案に対し、まともな審議時間も確保しないまま、またもや採決を強行したのであります。さらに、そのような状況の中で、本日まで委員会の開会を強行いたしました。

それにしても、先週金曜日のあの強行採決は一体何だつたんでしょうか。民主党を初め野党の委員は皆、審議は尽くされていない、採決などあり得ない何度も何度も訴えていたはずですが、そうであるにもかかわらず、櫻田君は強行採決に踏み切り、その日のうちに労働三法の趣旨説明まで行いました。ところが、櫻田君は、その労働三法を投げ出して、与党議員から消えた年金引き法案が提出されるや否や、趣旨説明から採決までわずか一日で行つてしまふという暴挙に出たのです。

もともと与党議員は、二十五日、消えた年金問題について十分審議をしたとして、審議打ち切りの動議を出したのではなかったでしょうか。その舌の根も乾く間もなく、たつた一日か二日で、驚くべきことに、与党の法案提出者すら何度も何度

も答弁に窮するようなつけ焼き刃的な法案の提出を認め、その上、民主党案は審議せず、与党の特例法案のみを審議するという、これが責任あるやり方と言えるでしょうか。

そして、櫻田君に関して言えば、このような一夜漬け、穴あき、やつつけ法案を、よろしいですか、一夜漬け、穴あき、やつつけ法案を強行採決させるのが公正中立な運営と言えるのでしょうか。急場ごしらえの、審議時間もわずか四時間という法案で、困窮している国民の方々が本当に救済できると考えて委員会を運営されているんでしょうか。

その上、与党がお出しになるまでもなく、我々民主党が既に消えた年金記録被害者救済法案を提出していたのですから、これについてしっかりと審議するよう促すことが委員長として当然の務めではないでしょうか。

櫻田君のした行為は、政治家として恥ずかしいばかりでなく、国民の切実な願いを踏みにじつたのです。一刻も早く委員長の席からおりていただきたいと思ひます。

民主党法案は、立証責任を社保庁に求め、被害者全員救済を旨とするのですが、今回の与党特例法案で救済されるのは、消えた年金記録被害者の何と〇・四％にしかならないんですよ。与党議員が平然とこれを救済策だなど言うのは、国民を欺く行為以外の何物でもないじゃありませんか。

二十五日の強行採決を受けて、各社世論調査で、安倍内閣の支持率は発足以来の急落を記録いたしました。今回の与党特例法で救済されるの

は、消えた年金被害者ではなく、与党であり、安倍内閣であるんじゃないですか。

一方、櫻田委員長は、二十五日の強行採決から明けて翌週二十九日に、議員会館エレベーター前で出くわした私にこう言つたんですよ。おい、月夜の夜ばかりじゃないぞ、覚えておけよ、許さなからな。いいですか、皆さん。与党の方もそばにいたんですよ。与党の同じ委員会の方もそばにいたんですよ。こう言つたんですよ。月夜の夜ばかりじゃないぞ、覚えておけ、許さないからな、はつきりそう言われたんですよ。その言葉に、私は驚いて一瞬物が言えませんでした。それは恐怖で物が言えないのではなくて、このように品位を欠き、言論の府においてほかの手段に訴えることを示唆する問題発言をされる方が国民の負託を受けたこの国会という場におられ、あろうことが、委員会の長として国政にかかわつていられるという、その余りにも悲しい現実に対してであります。私は、この一件だけでも十二分に委員長解任に値すると思ひますが、皆さん、いかがでしょうか。

その上……(発言する者あり)許すんですか。そういう発言をする人を許すんですか、与党の皆さん。

その上、櫻田君は、議会運営は政府・与党を利する方向に大きく偏つたものであります。例えば、私たちが資料の提供を求めたり、同僚議員が理事会協議を申し入れても、櫻田君は一切これに応じませんでした。その一方で、政府が内容のない長答弁をしてもこれを放置し、また、誠実な答弁が得られないために質疑者が質問を中断しようとしても、櫻田君は適切な答弁を促すことも、質

疑者の質問時間を確保することも全ういたしました。予定の持ち時間が過ぎると強引に質疑を終了させるといったことが何度も何度も繰り返されたのです。これは委員長による質疑妨害以外の何物でもありません。

私はここで確認させていたのですが、委員会審議とは政府のお説拝聴の場ではないのです。質疑者には質問する権利があると同時に、答弁者には質問の内容に沿った誠実な答弁をする義務があります。

委員長たる櫻田君に求められるのは、そうした実りある審議が行われるよう質疑応答の内容を理解、判断し、采配することであって、単なるタイムキーパー役ではありません。ましてや、社保庁の過失にかかわるものとして、本来であれば政府が閣法として提出すべき法案を与党の議員立法で提出するという、政府・与党のこそで傲慢な手法に委員会審議の公平性を放棄して従うなど、言語道断です。委員長としての適性を著しく欠く櫻田君が今後も委員長として居座り続けるならば、委員会審議そのものが形骸化しかねません。

櫻田君によって運営された委員会において、社保庁を廃止、解体する法案が十分に審議されたとは到底言えません。民主党は、社保庁による年金制度の運営が著しく国民の信頼を失っている現状を踏まえ、まずはこの信頼回復こそが改革の本質であると考えてきました。その立場から、社保庁を解体するそれ以前に解決すべき前提条件として、消えた年金記録問題を提起したんです。したがって、この消えた年金問題が審議されたその後

に、この問題に適切に対策を講ずるべく、新たな組織のあり方が議論をされるはずでした。

しかし、消えた年金問題については、政府の立場は余りにも後ろ向き、消極的であったため、審議は一向に進まず、社保庁を解体した後の日本年金機構において消えた年金の問題がどのように扱われることになるのか、むしろ、看板のかけかえによって政府はこの問題から逃げ切りを図ろうとしているのではないかと、その疑念は払拭されないうまま、審議は打ち切られたのです。

委員長が審議の状況を的確に把握し、真に公正公平な委員会運営をする意思があるならば、わずか四日に一度ならぬ二度も強行採決を行うことなど到底あり得ないことです。

今まで私がここで申し述べたことは、櫻田君の委員会運営について、ほんの一端を述べたにすぎません。しかし、これだけでも委員長として信任に値しないことは、国民の負託を受けて本議場にあられる良識ある皆さんには十分御理解いただけたと思います。

与党、委員長による強行採決に、まさに国民の立場から、腹の底からの怒りをもつて強く抗議し、そして、今回は記名投票でもありますから、与党の中からも、良識ある方からも必ずや御賛同いただけるものと確信をいたしまして、私から、櫻田義孝君解任決議案への賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました厚生労働委員長櫻田義

孝君の解任決議案に賛成の討論をいたします。(拍手)

初めに、一週間のうちに二度も強行採決をするという暴挙に対し、満身の怒りを込めて抗議をするものです。

そもそも公的年金制度は、憲法二十五条に基づく国民の生存権を保障する土台であり、多くの国民が年金問題に関心を寄せるのは当然のことです。五千万件の統合されない年金記録の問題は、国のさまざまな管理運営のあり方を露呈したものでした。しかも、五千万件の調査が完了しないうちに社会保険庁を廃止し、新法人と民間委託に切りかえるという無責任ぶりです。これでは、この問題の責任が宙に浮き、解決しないばかりか、新たな年金記録問題を生み出しかねないということとを指摘せざるを得ません。だからこそ、社会保険庁関連法案も含め、採決を急ぐべきではなかったのです。

今回、与党が年金時効特例法案を提出したのは、野党の追及と国民世論に押されてのことだと思えます。年金記録を訂正する人に時効を適用しないというのは、本来国民に責任はないのですから、当然のことです。社会保険庁本体の法案には各党意見が分かれていても、年金記録問題については、与野党が十分な審議を尽くし、国民の不安を解消する最善の努力を尽くすべきでした。本当に残念でなりません。

なぜ櫻田委員長は、前日夕方にわかに出されたばかりの法案を、翌日には採決まで持ち込むという運営を認めたのですか。私たちは、この法案の中身を提出者である与党から説明さえ受けずに審

議に臨まざるを得なかったのです。

このような議会運営こそが国民の不信感を増長させるものではないか、こういう質問に対し、与党の提出者は、全く不信任は増長させるものではないと言いつつ切りました。改めて、数の力の上に立った与党のおごりに対し、強く抗議をしたいと思えます。

もともと、安倍総理が厚労省の頭越しに法案を出す決意、それを議員立法でやれと指示をしたことが最大の問題であります。今度の問題に国の責任を認めるのであれば、なぜ閣法として出さなかったのでしょうか。

柳澤大臣は、会計法に基づく時効の厳密な運用を繰り返して答弁してきました。逆に、立法措置をしなくても、現場の判断において運用ができるということも明らかにしました。そうした現行法や他制度との整合性を指摘されれば提出者に説明責任を押しつけようというものであり、断じて許せません。

櫻田委員長は、この間も職権による委員会開催、採決を重ね、委員会質疑においては、政府が答弁に窮して相談をしたり、質疑者の求めに応じ筆頭問協議を行って問さえも速記をとめず、しゃにむに委員会を進行させようとしていました。しかも、質疑者が理事会で協議を求めた案件すら、無視し続けました。

委員長は、本来、会派の違いを超えて、公平公正な審議を保障しなければならないはず。櫻田委員長は、与党と政府に一方的に肩入れした運営に終始し、その資格が全くないと言わなければなりません。

以上のことを指摘して、賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 保坂展人君。

〔保坂展人君登壇〕

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題になりました厚生労働委員長櫻田義孝君の解任決議案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

政府提出の日本年金機構法案、与党議員提出の年金特例法案にかかわる審議は、社会保険庁という組織のあり方だけではなく、年金制度の信頼を根底から問うものであり、現在から将来にかけての社会保障制度の基幹となる重要な議論でした。ところが、厚生労働委員会では、議論を封殺するための強行採決が続いております。五月二十五日金曜日には機構法案、さらに昨日、特例法案をめぐって、二度にわたって暴挙を重ねた櫻田厚生労働委員長長の振る舞いは言語道断であります。

機構法案では、五千万件の年金記録の精査のため、あるいは不払い年金の支給のための財源や予算はどうなっているのか、この基本的事項にも一切答弁ができず、また、特例法では、たった一日で政府部内での連携調整はできているのかというように、具体的な答弁もなく、どうして、どうぞ国民の皆さん、御安心ください、救済法案が出ましたから安心してください、政府・与党はこのようなに居直って、どういう神経で言えるんでしょうか、全く理解できません。だれが信用するでしょうか。

機構法案の強行採決への国民の怒りが高まったことに危機感を深めた安倍内閣は、特例法案というインスタンツ議員立法を与党につくらせまし

た。本来なら、内閣が機構法案の欠点を認め、重大な瑕疵を放置して年金不信を増大させたことを国民に謝罪し、法案を撤回すべきではありませんか。議員立法を官邸が与党に指示するなど聞いたこともありません。筋違いも甚だしいと言わなければなりません。

櫻田厚生労働委員長は、この際、政府・与党の議員立法をたしなめて、機構法案の強行採決を取り消して、年金記録問題の集中審議を決断することが国会人としての良識ある選択でした。ところが、二十五日金曜日の年金破壊の強行採決の不始末の上に、さらなる強行採決を重ねたのが櫻田委員長です。

この間の委員会運営は、数の力に物を言わせた極めて乱暴かつ強権的なものでした。野党の質問に全く答えず、そして、的外れな答弁をすることで審議をかわそうとする柳澤厚生労働大臣に対して、一度すら注意をしなかったものであります。野党議員が、審議にならない、これでは答弁にならない、このように異議を唱えても……

○議長(河野洋平君) 保坂君、申し合わせの時間が過ぎました。結論を急いでください。

○保坂展人君(続) 発言を続けてくださいと大声で言うばかりでありました。

強行採決を何度重ねても恥じることもない櫻田義孝君は、厚生労働委員長として全く不適任であり、解任に値することはもはや明白です。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十四

可とする者(白票) 百三十一

否とする者(青票) 三百三十三

○議長(河野洋平君) 右の結果、厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案は否決されました。(拍手)

三井辨雄君外三名提出厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	池田 元久君
石川 知裕君	石関 貴史君
泉 健太君	市村浩一郎君
岩國 哲人君	内山 晃君
枝野 幸男君	小川 淳也君
小沢 一郎君	小沢 鋭仁君
大串 博志君	大島 敦君
大畠 章宏君	太田 和美君

逢坂 誠二君	岡田 克也君
岡本 充功君	奥村 展三君
加藤 公一君	金田 誠一君
川内 博史君	川端 達夫君
河村たかし君	菅 直人君
吉良 州司君	黄川田 徹君
菊田真紀子君	北神 圭朗君
楠田 大蔵君	玄葉光一郎君
小平 忠正君	小宮山泰子君
小宮山洋子君	古賀 一成君
後藤 斎君	郡 和子君
近藤 昭一君	近藤 洋介君
佐々木隆博君	笹木 竜三君
篠原 孝君	下条 みつ君
神風 英男君	末松 義規君
鈴木 克昌君	仙谷 由人君
園田 康博君	田島 一成君
田嶋 要君	田名部匡代君
田中眞紀子君	田村 謙治君
高井 美穂君	高木 義明君
高山 智司君	武正 公一君
津村 啓介君	筒井 信隆君
寺田 学君	土肥 隆一君
中井 治君	中川 正春君
仲野 博子君	長島 昭久君
長妻 昭君	長浜 博行君
長安 豊君	西村智奈美君
野田 佳彦君	羽田 孜君
鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君
原口 一博君	伴野 豊君
平岡 秀夫君	平野 博文君

否とする議員の氏名

福田 昭夫君	藤村 修君	赤池 誠章君	赤城 徳彦君	奥野 信亮君	加藤 勝信君	柴山 昌彦君	島村 宜伸君
古川 元久君	古本伸一郎君	赤澤 亮正君	秋葉 賢也君	嘉数 知賢君	海部 俊樹君	下村 博文君	新藤 義孝君
細川 律夫君	細野 豪志君	甘利 明君	新井 悦二君	鍵田忠兵衛君	梶山 弘志君	菅 義偉君	菅原 一秀君
馬淵 澄夫君	前田 雄吉君	井澤 京子君	井上 喜一君	片山さつき君	金子 一義君	杉浦 正健君	杉田 元司君
前原 誠司君	牧 義夫君	井上 信治君	井脇ノブ子君	金子善次郎君	金子 恭之君	杉村 太藏君	鈴木 馨祐君
松本 謙公君	松野 頼久君	伊藤 公介君	伊藤信太郎君	上川 陽子君	亀井善太郎君	鈴木 俊一君	鈴木 淳司君
松原 仁君	松本 大輔君	伊藤 忠彦君	伊藤 達也君	亀岡 偉民君	鴨下一郎君	鈴木 恒夫君	関 芳弘君
松本 剛明君	松本 龍君	伊吹 文明君	飯島 夕雁君	川崎 二郎君	川条 志嘉君	鈴木 恒夫君	園田 博之君
三井 大造君	三谷 光男君	石崎 岳君	石田 真敏君	河井 克行君	河村 建夫君	田中 和徳君	田中 良生君
三井 辨雄君	村井 宗明君	石破 茂君	石原 伸晃君	瓦 力君	木原 誠二君	田中 和徳君	田村 憲久君
森本 哲生君	山岡 賢次君	石原 宏高君	稲田 朋美君	木原 稔君	木村 太郎君	田野瀬良太郎君	高市 早苗君
山口 壯君	山田 正彦君	稲葉 大和君	猪口 邦子君	木村 隆秀君	木村 勉君	平 将明君	高市 修一君
山井 和則君	柚木 道義君	今井 宏君	今津 寛君	木村 義雄君	岸田 文雄君	竹下 巨君	竹本 直一君
横光 克彦君	横山 北斗君	今村 雅弘君	岩永 峯一君	北川 知克君	北村 茂男君	武田 良太君	武部 勤君
吉田 泉君	笠 浩史君	岩屋 毅君	宇野 治君	北村 誠吾君	久間 章生君	棚橋 泰文君	谷 公一君
鷲尾英一郎君	渡辺 周君	上野賢一郎君	浮島 敏男君	倉田 雅年君	小池百合子君	谷垣 禎一君	谷川 弥一君
渡部 恒三君	赤嶺 政賢君	白井日出男君	江崎 鐵磨君	小泉純一郎君	小坂 憲次君	谷畑 孝君	谷本 龍哉君
石井 郁子君	笠井 亮君	江崎洋一郎君	江渡 聡徳君	小島 敏男君	小杉 隆君	津島 雄二君	中馬 弘毅君
穀田 恵二君	佐々木恵昭君	江藤 拓君	衛藤征士郎君	木挽 司君	古賀 誠君	津島 雄二君	土屋 品子君
志位 和夫君	塩川 鉄也君	遠藤 武彦君	遠藤 利明君	後藤 茂之君	後藤田正純君	土屋 正忠君	寺田 稔君
高橋千鶴子君	吉井 英勝君	遠藤 宣彦君	小川 友一君	河野 太郎君	河本 三郎君	とかしきなおみ君	戸井田とおる君
阿部 知子君	菅野 哲雄君	小此木八郎君	小里 泰弘君	高村 正彦君	近藤三津枝君	渡海紀三朗君	土井 亨君
重野 安正君	辻元 清美君	小野 次郎君	小野 晋也君	近藤 基彦君	佐田玄一郎君	土井 真樹君	徳田 毅君
照屋 寛徳君	日森 文尋君	小野寺五典君	小淵 優子君	佐藤 剛男君	佐藤 勉君	富岡 勉君	中川 昭一君
保坂 展人君	糸川 正晃君	尾身 幸次君	越智 隆雄君	佐藤ゆかり君	佐藤 鍊君	中川 秀直君	中川 泰宏君
亀井 静香君	亀井 久興君	近江屋信広君	大島 理森君	斉藤斗志二君	坂井 学君	中谷 元君	中根 一幸君
横路 孝弘君		大塚 高司君	大塚 拓君	坂本 剛二君	清水鴻一郎君	中野 清君	中野 正志君
あかま二郎君	安次富 修君	大野 松茂君	大野 功統君	櫻田 義孝君	塩崎 恭久君	中山 成彬君	中山 太郎君
安倍 晋三君	阿部 俊子君	大前 繁雄君	大村 秀章君	清水清一郎君	七条 明君	仲村 正治君	永岡 泰秀君
逢沢 一郎君	愛知 和男君	岡部 英明君	岡本 芳郎君	塩谷 立君	篠田 陽介君	長崎幸太郎君	長島 忠美君
				実川 幸夫君		長勢 甚遠君	並木 正芳君

二階 俊博君	丹羽 秀樹君
丹羽 雄哉君	西川 京子君
西川 公也君	西野あきら君
西村 明宏君	西村 康稔君
西銘恒三郎君	西本 勝子君
額賀福志郎君	根本 匠君
野田 聖子君	野田 毅君
葉梨 康弘君	萩生田光一君
萩山 教嚴君	萩原 誠司君
橋本 岳君	馳 浩君
鳩山 邦夫君	浜田 靖一君
早川 忠孝君	林 潤君
林 幹雄君	林田 彪君
原田 憲治君	原田 令嗣君
原田 義昭君	平井たぐや君
平口 洋君	平沢 勝栄君
平田 耕一君	広津 素子君
深谷 隆司君	福井 照君
福岡 資麿君	福田 峰之君
福田 康夫君	福田 良彦君
藤井 勇治君	藤田 幹雄君
藤野貞紀子君	二田 孝治君
船田 元君	古川 禎久君
古屋 圭司君	保坂 武君
保利 耕輔君	細田 博之君
堀内 光雄君	馬渡 龍治君
牧原 秀樹君	増原 義剛君
町村 信孝君	松島みどり君
松浪健四郎君	松浪 健太君
松野 博一君	松本 純君
松本 文明君	松本 洋平君
三ッ林隆志君	三ッ矢憲生君

三原 朝彦君	御法川信英君
水野 賢一君	宮腰 光寛君
宮澤 洋一君	宮路 和明君
宮下 一郎君	武藤 容治君
村上誠一郎君	村田 吉隆君
望月 義夫君	茂木 敏充君
盛山 正仁君	森 英介君
森 喜朗君	森山 裕君
森山 眞弓君	矢野 隆司君
谷津 義男君	安井潤一郎君
保岡 興治君	柳澤 伯夫君
柳本 卓治君	山内 康一君
山口 俊一君	山口 泰明君
山崎 拓君	山中 燁子君
山本 明彦君	山本 公一君
山本 幸三君	山本 拓君
山本ともひろ君	山本 有二君
与謝野 馨君	吉川 貴盛君
吉田六左エ門君	吉野 正芳君
若宮 健嗣君	渡辺 具能君
渡辺 博道君	渡辺 喜美君
渡部 篤君	赤羽 一嘉君
赤松 正雄君	井上 義久君
伊藤 涉君	池坊 保子君
石井 啓一君	石田 祝穂君
上田 勇君	漆原 良夫君
江田 康幸君	遠藤 乙彦君
大口 善徳君	太田 昭宏君
神崎 武法君	北側 一雄君
佐藤 茂樹君	斉藤 鉄夫君
坂口 力君	田端 正広君

高木美智代君	高木 陽介君
谷口 和史君	谷口 隆義君
富田 茂之君	西 博義君
東 順治君	福島 豊君
冬柴 鐵三君	古屋 範子君
榎屋 敬悟君	丸谷 佳織君
中村喜四郎君	

○議長(河野洋平君) この際、暫時休憩いたします。

午後六時十七分休憩

午後八時二十三分開議

○議長(河野洋平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○加藤勝信君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

三井辨雄君外三名提出、厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案(三井 辨雄君外三名提出)

○議長(河野洋平君) 厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。長妻昭君。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔長妻昭君登壇〕

○長妻昭君 民主党の長妻昭でございます。

まずは、松岡利勝農林水産大臣の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

私は、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表し、柳澤伯夫厚生労働大臣不信任案の提案の趣旨を説明いたします。(拍手)

まずは、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、厚生労働大臣柳澤伯夫君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

年金の不安を解消するには、制度改革と組織改革が欠かせません。二つは、信頼回復のための車輪の両輪です。民主党は、制度改革では、すべての年金の一元化と同時に、最低の年金を保障する最低保障年金制度を提案しております。

組織改革としては、さきに強行採決された厚生労働委員会に歳入庁法案を提出しています。これは、社会保障庁を国税庁に吸収合併して、ダブリ

仕事を解消し、大幅に人員削減を実現するものがあります。さらに、国税庁の情報とノウハウを活用し、未納を減らし、厚生年金適用漏れ事業所も大幅に減らします。納めるのも相談も、年金と税金が一方で可能となり、国民の皆様の利便性を高めるものであります。

さらに、さきの厚生労働委員会には、年金保険料の流用を一切禁止する流用禁止法案と、消えた年金問題を解決する、消えた年金記録被害者救済法案を提出しております。

民主党は、一年以上前から消えた年金問題の調査を開始し、昨年六月十六日の厚生労働委員会で、今回問題となっている由に浮いた年金記録に関して、村瀬長官を初め、厳しく政府を追及しました。それは、昨年の六月の十六日であります。

この質問を皮切りに、これまで、国会質問に加え、予備的調査などあらゆる手段を使って、実態解明と政府への問題解決の要請を繰り返してまいりました。この過程で、民主党の再三の強い要請を受けて、政府も洪々五千万件という数字を明らかにしたのです。しかし、柳澤厚生労働大臣は、事の重大性をことごとく見過ごしてきました。その責任は大きいと言わざるを得ません。

民主党は、一年をかけて調査をした結果に基づいて、ことし五月七日に、衆議院に、消えた年金記録被害者救済法を提出いたしました。厚生労働委員会では、この一年かけた民主党の法律はほとんど議論せず、世論の風にとらえた与党が一日でつくった議員立法をたった半日の議論で強行採決しました。

なぜ潜在的被害者を救済するための抜本解決か

ら逃げるんですか。いまだ、五千万件という数字が明らかにたっただけで、本質的な実態解明もなされていません。なぜ実態解明から逃げるんですか。

かつての国民年金の納付記録が記された手書き台帳も、社会保険庁の廃棄命令でほとんどが捨てられてしまいました。これらを含む責任問題も、全く明らかにされておられません。なぜ責任問題から逃げるんですか。(発言する者あり)

ちよつと静かにしてください。ちよつと議長……。

○議長(河野洋平君) どうぞ続けてください。

○長妻昭君(統) 政府の時効以外の対策らしき案の検証も、昨日の半日の審議でどうやれというのですか。政府案のぼろが出る前に逃げ切ったと言わざるを得ません。なぜ抜本対策の議論から逃げるんですか。

某新聞では、「新たに数百万人規模の支給漏れに発展する可能性もある」とあります。今、民主党が提案している徹底的な対策をとれば、驚くほど多くの被害者が顕在化し、救済される可能性があるんです。

今、被害者と認定されて記録が回復されるのか否か、この瀬戸際です。我々は、多くの被害者救済のためにも、この幕引きを許すことは絶対できません。本人が気づいていない潜在的被害者も含めて、民主党は、全員の記録回復を目的としております。国会がやるべき役割、柳澤大臣が果たすべき役割をきちんと全うしていただきたい。

与党が法案を提出した時効五年の撤廃は当たり前です。この問題は、国会でも民主党が強く指摘

をしており、遅過ぎます。社会保険庁の怠慢な時に時効が発生するという、そもその考え方がおかしいんです。この時効を撤廃された方の申し出を待つだけではなく、こちらから対象者に働きかけて、お金をただ振り込むだけでなく、訪問の上、謝罪をしてください。

しかし、与党が出したこの法案は、既に被害者と確定された方のみの方策です。法案には、民主党が提案している、被害者と気づかない方や被害者と認められない方々の対策は盛り込まれておりません。我々民主党は、潜在的被害者を含め、すべての被害者の救済をしたいんです。

今回の消えた年金問題に対する政府の対応は、いつものやり口と言わざるを得ません。つまり、実態や責任は明らかにせず、一部の解決策を出して、それですべてが解決するかのように見せかけてふたをするという手法です。こうすれば、実態や責任を明らかにしないで逃げ切ることができるかと考えたんでしょう。国民をばかにするのもいいかげんにしてください。国会にふたをしても、国民の怒りにはふたをできません。

柳澤大臣初め政府は、大変な間違いを犯しております。政府が素直にまだ隠されている実態を明らかにすれば、被害者救済に大いに役立つはずなんです。このこそくなやり方に憤りを覚えるのは私一人ではありません。この際、政府は一気にうみを出し切るべきなんです。

消えた年金の問題は、言葉をかえて言えば、政府が預かり金をなくしてしまったということと同じです。お金一つまともに預かれない政府を立て直すためには、徹底的な実態解明が必要です。

昨年からの国会審議の過程で明らかになったのは、一言で言えば、柳澤大臣が、実態解明、責任明確化、被害者救済のために大きな障害になっていくということです。

柳澤大臣では限界です。大変失礼ながら、官僚の発想の域を出ておりません。下から積み上げるボトムアップ型解決策ではだめなんです。政治家のリーダーシップを発揮して、みずからの政治生命をかけて、トップダウンで指示しなければなりません。被害者の皆様方の救済と実態解明を進めるためにも、与党の皆様も涙をのんで柳澤大臣を交代させていただきたい。

これから少々長くなりますが、柳澤厚生労働大臣の不信任案の理由に関連して、民主党が現時点で知り得る消えた年金問題の実態をお話しします。そして、現時点で考え得る民主党の解決策もすべてお話しします。これを議事録に残し、広く国民の皆様にお知らせするためにも、最後まで御清聴をお願いいたします。(拍手)

まず、八項目にわたって皆様にお話を申し上げます。

まず初めには、消えた年金の何が問題なのか、問題点の所在です。

二番目、消えた年金というのはどういうものなのか。数字も交えてお話を申し上げます。

三番目、なぜ消えたのか。現在民主党として考え得る原因をお話し申し上げます。

四番目、政府の情報隠しの実態。柳澤大臣が情報開示を拒む中身をお伝えします。

五番目、政府の対策の問題点。柳澤大臣の問題理解の薄さを指摘したいと思っております。

六番目に、消えた年金問題の、これまでの国会での論戦、議論の経緯をお話をします。民主党は、一年前から国会で追及を開始しております。つまり、柳澤大臣は、昨年九月の大臣就任時に、事の重大性を把握できる立場にあったということをおし上げます。

七番目に、民主党の消えた年金記録被害者救済法、そして民主党の第一次緊急対策の概要、これをお話し申し上げます。これは、柳澤大臣の危機意識の薄さを浮き彫りにすることにもなるわけです。

そして八番目に、消えた年金記録問題以外の柳澤大臣不信任の理由をお話し申し上げます。

以上、八項目にわたってお話を申し上げます。まず、何が問題なのかということでございます。

私も、かつて、年金の流用問題を徹底追及いたしました。六兆円もの国民の皆様方が払った年金の保険料が、年金の支給以外に使われる。そして、社会保険庁職員の専用のゴルフ練習場をつくった。ゴルフボール、ゴルフクラブも年金保険料で買ってしまう。これは、言い出したら切りがございません。とんでもない浪費がございました。

この問題を徹底的に我々民主党が追及している過程で、民主党に対して、国民の皆様方からぼつぼつとお便りをいただくことが始まりました。そのお便りには、自分の年金が消えている、自分の記録が消えた、こういうようなお便りだったわけでございます。

我々は、できる限り、お便りをいただいた方と

直接お話をいたしました。そして、すぐに事の重大性に気づきました。例えば、多くの方が、自分は払ったはずなのに未納にされている、厚生年金、加入していたのに払っていないことになっている。こういう方々のお話を聞くと、やはり証拠がないので認められない、こういう社会保険庁の一点張りなんだ、困っている。そして、証拠の品、つまり、コンピュータのデータに入っていない場合は、紙台帳というのが社会保険事務所に保管されている可能性がある、あるいは市区町村に保管されている可能性があると言われて、この事務所にあるのか、探すのはあなたが捜しなさい、こういうふうには社会保険庁に言われている。

これも今も改善されていない点でございますけれども、例えば引越を繰り返した方。住所のところが社会保険事務所や市区町村に手書き台帳がある。しかし、引越を繰り返して、どこかの事務所にあるのか、すべての引越をした事務所あるいは自治体を訪問して問い合わせしなさいけない、捜してください。

そして、会社もそうでございます、厚生年金。会社の本社や事業所の所在地、そこに手書きの台帳がある可能性がある。しかし、転勤を繰り返した方あるいは事業所をかわられた方、どこに自分の台帳があるかわからない。自分で推定して、社会保険事務所を回って現物を捜してください、今でもこういう対応でございます。こういう現状を与党の皆さんはおわかりになっておられるんですか。

そして、自分で紙台帳を捜しに捜しているいろいろな事務所を歩いて、いろいろな自治体を歩いて、

何年もかけてやっと見つかった、そういう人もいます。紙台帳なんかは、コンピュータに索引簿をつけて、全国どこに自分の紙台帳があるのか、そんなものを、検索して教えるのが当然じゃないですか。

そしてもう一つ、本人が被害に気づいていない方、こういう方も大変多いと思います。社会保険庁がまさか記録を間違えるはずがない、そこまではひどくないんじゃないかと思われていた方もこれまで多かったと思います。そのため、納付履歴を示されても、きちつと見ずに受給を開始された方も多かったんだと思います。その意味では、少ない受給額のまま、気づかずに亡くなっていった方々もたくさんおられると思います。(発言する者あり)そういう方々にも、ぜひ与党の皆さん、ふまじめなやじを飛ばさないで、思いをいたしてください。これらの方々、つまり自分でも気づいていない方々、大変多いと考えられます。これらの方々の解決策が大変重要になるわけです。

政府はこれまで、五千万件の記録の中で、百歳以上、亡くなった方の記録は関係ない、こういう答弁をしておりました。しかし、少ない金額で亡くなった方もいる、遺族年金の問題もある。民主党の指摘で、亡くなった方にも問題があるということをおわかって、その点だけは政府はやつと認識されました。

そして、今回の問題というのは、国民年金の記録が消えるという被害もありますけれども、厚生年金の被害もかなり多いんです。

国民年金は証拠持ってこいと言われる。これは手書きの領収書を持っている、そういう方も、わ

ずかでございますけれども、いらつしやる。しかし、厚生年金は領収書がない、給与明細を持っていないとなかなか認められない。それだけ深刻なんです。そして、同じ会社勤めであっても、例えば広島支店に転勤になった、その転勤になった期間だけが同じ会社に勤めているのに記録が抜けている、こういうケースもございました。事業所がかわるたびに手続が必要だ、こういう大きな問題もあるわけです。

そして、却下、つまり、あなたは証拠がないから認められません、これは厚生年金の方の却下の方が多いんです。数字を申し上げます。平成十八年八月二十一日からことし二月二日まで、社会保険庁に問い合わせた却下された方、払ったはずだと言っても認められなかった方、総計で一万三千九百三十三人おられます。うち厚生年金は一万九百九十四件、国民年金は二千九百三十九件であります。厚生年金が三倍以上ある。厚生年金は制度の開始が昭和十七年、国民年金は制度の開始が昭和三十六年、確かに歴史の違いも関係あるのかもしれないけれども、現在の加入者の比率は、厚生年金と国民年金、四対三で、三倍も変わります。厚生年金の被害もかなり深刻なわけでございます。

そしてもう一つ、特例納付。この制度、御存じでしょうか。過去三回行われました。国民年金の方で、今現時点では過去二年しか未納を払うことができませんけれども、特例納付といって、過去三回だけは十年以上さかのぼって払える、こういうような特例措置です。この方式で払った方々に大変被害者が多いんです。

特例納付の中では、自治体ではお金を預かれない。特例納付のお金は自治体で預かつてはいけない、そういう決まりがあったのに、なぜか自治体に特例納付の保険料を払った方がいらつしやるんです。その場合は自治体はどういうお金の入金処理をしていたのか、これも嚴重に本来は調べる必要があるんですよ。自治体は本来受け取つてはいけないわけでありまして、自治体から社会保険事務所には連絡がない、こういうケースもあります。徹底調査が必要です。しかし、この特例納付に関する政府の認識は、全く今の時点でゼロです。

そしてもう一つ。今、御存じでしょうか、日本では、年金には二十五年ルールというのがございます。つまり、保険料を延べで二十五年以上払つていないと、保険料は没収された上、一円も受給は受けられない。ある意味では、この六十五歳以上で、二十五年未満で受給権が発生しない方、社会保険庁の調査、我々の要請で出てきた数字が四十万人ということでした。ある意味で、この方々に統合漏れや記録が消えたということがあったとしたら、天国と地獄ですよ。つまり、金額が少なくなるといどころか、もらえないか、こういう方々も私はいらつしやると思う。

そして、被害者の方には三つあります。

一つは、被害者として政府が認定済みの方。これは、五年前の時効があれば、今回の恩恵は受けられるでしょう。二番目、本人は被害者だと主張をするが、政府が認めていない方。三番目、本人も自分が被害者だとは気づいていない方。この二

番目と三番目が大変多いんですよ。この解決をせずに幕引きは絶対許されないと申し上げているんです。

消えた年金問題とは、四つ問題があります。

その前に、昨日、五月三十日の午後政府は、時効以外の解決策らしきものを書いたこそくなペーパーをマスコミに発表しました。世耕広報担当首相補佐官の名前で招集したレクの場合です。その配付した資料の中には驚くべき記述があります。

「年金加入者の皆様へ あなたの年金は消えています」と、こういう資料を配付しました。しかし、このペーパーの最後には、「ごく少数ですが、転記ミス等による記録漏れが生じています（昨年暮れまでに八十四件が判明）」とあります。消えているじゃないですか、記録が。八十四件、ごく少数、こういう書き方は誤解を生みます。

つまり、たまたま領収書を持っていた人なんです、すよ、こういう人は。つまり、領収書は本人は持っていた。しかし、社保庁の中、自治体の中、何も記録がない、紙データにもない。消えているじゃないですか、記録が。消えていないんですか。（発言する者あり）消えていないんですか、消えていない、消えていないと言っけれども、消えていないというやじはやめてください。この八十四件の方も、二万人の方は証拠を持ってない、領収書がないということで門前払いをくらっているんですよ。その方々の中にも消えた人がいるかもしれないじゃないですか。

そして、昨日の午後配られたもう一つのメモには、年金問題メモというものも政府は配付をしま

した。そこにはこういう記述がございます。「心配いりません！あなたの年金が消えたわけではありませぬ」。消えた年金問題を糊塗するものです。官邸広報チームが国民からの逆風を和らげるための、一時的のぎのペーパーです。国民は、このようなものにだまされませぬ。国民をばかにするなと言いたい。

消えた年金はあるんです。このようなインチキなペーパーを慌てて作成し配付する、その責任者である安倍総理と柳澤大臣には大きな怒りを覚えます。（拍手）

それでは、消えた年金の四つの問題を説明します。（発言する者あり）ぜひ、消えていないというやじはやめていただきたい。

○議長（河野洋平君） 長妻君、長妻君、やじに応酬してはいけません。あなたは提出者として趣旨弁明をしているのですから、趣旨弁明をやってください。

○長妻昭君（続） はい。

まず一番目です。物理的に社保庁、市区町村の記録が一切消えている、これは完全に記録が消えているということなんです。社保庁もその事実を認めております。これは五千万件には含まれておりません。消えた記録ですから、五千万件以外の、これも重大な話なんです。昨年の八月からことしの三月まで、社会保険庁に問い合わせされた方の二百万人のうち二万人が、証拠がないと門前払いされました。相談者の一％です。仮にこれが日本国すべての方の比率とすれば、一％という大変大きな数字ではないでしょうか。

二番目、五千万件の基礎年金番号との、この五

千万件の記録に含まれますけれども、そのデータの一部分が欠落していて、どうやっても本人と結びつかない、つまり実質的に消えている情報です。これは、本人が主張しても統合ができないんです。つまり検索にもかからない。これは実際、生年月日三十万件が欠落しておりました。ある意味では、きちっとした記録管理をしないのは、国民年金、厚生年金保険法施行規則違反でもございます。

そして、三番目といたしましては、五千万件の中の記録でございますけれども、本人が記録漏れを指摘して、漏れた記録の詳細を思い出せば統合できる可能性があるものでございます。いわゆる統合漏れと言われるものでございます。窓口で年金相談員が名前の読み方を変える、旧姓が入っていないかチェックする、こういうことで統合可能なデータでございます。

しかし、いずれも、本人が気づかなければだめです。思い出さなければ、統合が不可能でございます。以上、いずれも、本人から見れば消えた記録となるわけでありまして。

もちろん、五千万件の中には、基礎年金番号付番前に全額年金をもらつてお亡くなりになった方などのケースも含まれます。しかし、このケースでも、基礎年金番号がない時代に複数番号を保持している方が本当に不足なく年金を受給したか、検証する必要があります。

この問題に関して、不安をおおりに立てるなどとは党は言いますけれども、五千万件の内訳すら出さない政府・与党こそ不安をおおっているのではないですか。

そして四番目、コンピューターには記録が全くない、あるいは記録が不完全で検索ができない、しかし手書きの台帳には納付記録があった、こういうケースです。

以上、四つ問題があるわけでございます。

政府・与党も、この四つの問題をきちんと把握していただきたい。しかも、政府は、これら四つの分類の数字がそれぞれの程度あるのか、推計数字も出しておりません。幾らでも推計できるはずです。

そして、具体的な数字の話を申し上げます。

平成十三年度から平成十九年二月末分まで六年間で、二十一万八千四百七十四人の方が、社会保険庁のミスなどの理由で受給額が受給途中に変わりました。これらの方々は氷山の一角です。そして、五十八歳通知では、これまで三十六万六千五百四十四人の方が、自分の記録は違うから訂正してほしい、こういうことを言われておられるわけです。

実際に、比率でいえば百三十人に一人の割合でしか救済されておられません。つまり、自分は払ったと言われている方のうち、百三十人にたった一人しか領収書を持っていないんです。ことし三月までの七月月で、二万六千三百三十五人の方が却下されております。

そして、ことし三月までの七月月で、社会保険庁の申し出等で七人に一人もの記録が訂正されました。一四％の方の記録が訂正されております。ある意味では、それだけ初めの記録が間違っているということでもあります。

そして、この五千万件のデータでございます

れども、全体のデータが何件あるのか、調べました。二億九千五百四十七件でございます。これは、五千万件を含んでおります。つまり、六件に一件が行方不明になっている。六件に五件は基礎年金番号に統合されているわけでございますけれども、それだけの比率が今問題になっているという御認識を持っていたきたい。

それでは、現時点で、民主党として考え得る原因をお話し申し上げます。

平成九年のときの基礎年金番号の際の通知、一億五千六百万人に、あなた様はこの番号でございます。基礎年金番号をお教えしました。そのときに、返信用はがきをつけていたわけでございまして、御記憶ございしますでしょうか、十年前。その返信用はがきには、あなた様は複数の番号を持っておられますか、基礎年金番号、この番号以外の年金番号を持っておられますか、あるいは、他の公的年金制度に加入されておられますか、こういう二つの質問をしたわけでございます。その二つのどちらかに該当される方は、はがきを送り返してください。

つまり、これが、私もこの通知の中身を拝見しましたけれども、大変字が小さくて、非常にわかりにくい記述です。私が読んでもわかりませんでした。まずは、こういうわかりにくい通知で番号を統合しようとした。事実、ほかに番号はありませんというような回答が、九百十六万人だけでありました。まず、このときの事務的な誤りが私どもはあったと考えております。

その後、まだ持ち主のわからない記録に対して、名前、生年月日、性別で突合をしたわけであ

ります。そうしましたら、九百二十万人の方がヒットしました。その方々は、申し出はなかったけれども、別にも番号があつて、統合漏れの可能性がある方をピックアップしたんです。

この対策というのが、今政府が打ち出した対策なんです。ですから、今政府が打ち出した五千万件の調査というのは、昔の焼き直し、同じことをまたやろうとしている。これは効果がなかったわけでありまして。

そして、さきのほかの番号がありますと回答した九百十六万人と足し算をした合計一千八百八十八万人に履歴を送つてお尋ねをしたわけです。つまり、あなた様には、こういう加入履歴ですけれども、この中に抜けがありませんでしょうか、そういう照会通知を送りましたけれども、結果は、五百六十五万人は未回答だった。私ではないという方も、私には抜けがないという方も三百六万人おられた。

しかし、この実物も私は見ました、通知の実物。これも、書き方が難しく、容易にわからない内容だったんです。これら、もう本当にさまざまな手法が、統合漏れ、統合が進まない理由だったのではないかと我々は分析をしております。

そして、もう一つ統合が進まない理由、もともとデータの入力ミス。読み方あるいは生年月日、あるいは資格取得日、資格喪失日、そういうものが間違えていたのではないのか。

厚生年金の原票は、手書きの納付記録、名簿原票と言われますけれども、漢字のみしか書いてありません、名前が。振り仮名欄がなくて、ある意味では、その当時、コンピューターには漢字は入

力できませんでしたから、担当者が当てずっぽうで仮名に読みかえて、仮名入力をしてしまったわけでありまして。それも一つの大きな理由。

そして、手書き台帳からコンピューターに入力、昭和五十九年前後に年金事務が全面オンライン化になりました、コンピューター化になりました。このときに、手書き台帳をきつと入力しなかった、入力漏れが多数発生した。計画的な入力あるいはダブルチェック体制の不備、こういうことも大変大きな原因でございました。そもそも、手書き台帳の不備ということもございました。初めから手書き台帳が正確でなければ、コンピューターの中身も正確でない。

そして、国民年金は、かつては市区町村が集めておりました。市区町村はお金を預かったけれども、社会保険庁にそれを伝達するのを忘れていた、伝達漏れ、こういう原因もございします。そして、企業にも問題があったケースもあります。企業が手続を忘れた、手続ミス、こういう問題もございします。

しかし、公的年金の管理責任は社会保険庁にあるんです。当時、現在もそうでございますけれども、社会保険庁にはSE、システムエンジニアが一人もおりません。あれだけの巨大コンピューターシステムを扱っているにもかかわらず、SEがない。コンピューター処理の責任者がよくわからないで処理を進めているのも大きな原因だったと考えております。

もちろん、現時点での救済責任と実態説明責任は現政権にあります。その責任を果たしていないじゃないですか。

三つの銀行が合併した銀行が、口座を一本化せず、ほかの銀行に預金のあった方は申し出て下さい、そうすれば口座を統合します、こういうような銀行があったら、すぐつぶれるでしょう。平成九年に基礎年金番号を付番したんですよ。十年たつても名寄せできない銀行があったら、とつくと地上から消えています。

この消えた年金被害者救済法案の審議のためにも、民主党は、昨年、法案審議までに実態のデータ提出を要請しておりました。しかし、何も出てきておりません。強行採決で実態解明にふたをすることは許されません。

それでは、実態隠しの実例を申し上げます。

五千万件のデータがございます。この持ち主不明の五千万件の、では、保険料の総額は幾らなんですか。社会保険庁は、調べようと思えば調べられる、しかし上からストップがかかっているんです、こういう話です。五千万件の保険料の総額がわかれば、年金受給額の総額も推定できます。なぜ隠すのでしょうか。

そして、過去六年間で受給額が変更になった方、二十二万人おられます。では、受給額がふえた総額は幾らなんですか。社会保険庁は、調べれば出せます、しかし上が調べるといけません。二十二万人の方々の中で、五年の時効で切られてしまった年金受給額の総額は幾らなんですか。社会保険庁は推計で、時効で切られた方は二十五万人おられると言っておりますけれども、一体、何人の方の名前と住所を把握しているんですか。そして、もう一つ隠している数字があります。

コンピューターへの入力漏れ件数でございます。
○議長(河野洋平君) 長妻君、長妻君に申し上げます。

柳澤大臣の信任決議案の趣旨弁明をしておられるのですから、その範囲を超えないようにお願いします。

○長妻昭君(続) これは非常に重要な件数でございまして。このコンピューターへの入力漏れ件数は、紙データにはあるけれども、コンピューターにはないという件数であります。

例えば、東京では、東京だけありますけれども、マイクロフィルム、これが社会保険庁東京事務局分室にございます。

○議長(河野洋平君) 長妻君に申し上げます。

長妻君、あなたは柳澤大臣の信任決議案の趣旨弁明のためにその場に立っています。その範囲を超えないように議論をしてください。

○長妻昭君(続) わかりました。今議長からも御指摘がございましたので、さらにわかりやすくお話をします。

つまり、柳澤大臣の信任の理由、コンピューターへの入力漏れの件数を隠している、こういうこともあるんです。この隠した数字は何か。

例えば、社会保険庁東京事務局分室では、マイクロフィルム、手書き台帳を写真撮影したものを保管しております。厚生年金四千五百巻、延べ一億六千万人分、国民年金四百四十八巻、実数で九十万八千人分保管しております。その中で、ことし三月十五日から末まで、コンピューターには入っていないけれども、マイクロフィルム、手書きのものにありますがという問い合わせの中で、これ

が、個人照会受け付け三百五十八件あったうち六十一件が実際に紙データだけにはあった。一七％です。

平成十八年度一年間で、コンピューターにはありませんでしたけれども、マイクロフィルムにありますかという照会が、この分室に十万九千四百件寄せられております。このうち約一割から二割が発見されているとすれば、そう事務局の方は言われております。つまり、一年間で、東京だけで一万から二万件の入力漏れの可能性があるんです。この数字を、全国の数字を把握できるはずなんです、大臣は。それを出さないから信任案を出していることではありません。

なぜこの数字を出さないのか。もしこの数字を出すと、余りにも紙データとコンピューターの中身が違い過ぎるので、早く突合作業、紙データとコンピューターの中身を全件きちんと早急に調べよ、こういう国民の声が沸き上がるのを恐れていることではないんですか。

そして、柳澤大臣はもう一つ隠しております。

昨年八月からことし四月末まで領収書で変更した人の総数、昨年の十二月末までの数字は八十四件出しましたけれども、ことしの四月末までの数字は出さない。突然、大臣決裁になったということ。民主党への情報提示は、大臣決裁になりました。被害者の実態を把握するために、実態の事例が重要なんです。これも柳澤大臣不信任の理由です。

そして、私がことしの二月十四日の衆議院予算委員会に柳澤大臣に、五十八歳通知で三十六万人

が訂正要求しているけれども、その訂正要求を却下した人、受け入れた人、それぞれ何人ですかと言いましたら、調べると明言をいたしました。しかし、今もまだ出てきておりません。これも柳澤大臣不信任の理由の一つであります。

五千万件のうち、生年月日の情報の抜けが三十三万件あった。しかし、ほかの情報の抜けの件数は何件なのか、これも再三再四お尋ねしましたけれども、回答は一切ございませんでした。

あるいは、非常に重要なものが、国民年金、捨てられたと言われております普通台帳でございまして。捨てられた、そういう指令書、通知が出ましたけれども、実は、捨てていなくて、各社会保険事務所で持っているところもあるという話でございました。この埋もれた手書き台帳が発見されれば、多くの被害者が助かる可能性も出てきます。これがどれだけの数字があるのか調査を要請しましたけれども、一切出てきておりません。柳澤大臣、なぜきちんと出さないのか。

そして、これも国会の質疑で、柳澤大臣が進めたサンプル調査、つまり、国民年金の手書き台帳、特殊台帳という一部はマイクロフィルムで保管されております。では、その特殊台帳がコンピューターの中身とどれだけ違っているのかサンプル調査をしてくださいと要請しました。そうしましたところ、当時はまだこれだけ大ごとになっていなかったもので、柳澤大臣はサンプル調査を進めたわけなんです。三千件のサンプル調査が完了したということなんです。しかし、今大騒ぎになってしまったんで、そのサンプル調査の結果もふたをされました。柳澤大臣、なぜ隠すんですか。

きわめつけは、柳澤大臣も提出を国会で答弁した、こし四月分の社会保険庁の窓口調査の数字です。ここには、四月一カ月で救済された被害者のうち、コンピューターには入力がなく、紙台帳のみに記録があつた入力漏れの件数が記載されており、これも既に集計が終わつてゐるのに一切出さない。これも担当者の方が、大臣決裁になつてゐるので出せませんと私に明言をしてゐるわけだ。

そしてもう一つ、新たな事態を出さない問題もあります。

不在者設定のつち上げ問題。社会保険庁はかつて、国民年金の未納者を行方不明者に設定して成績を上げようとした。この不正な処理が平成十七年度一年間で十萬四千七百七十人に上ることを民主党の調査で明らかにしました。しかし、平成十八年二月末時点で約七十八万人に上る不在者設定の人のうち、でつち上げは何人いるのか。つまり、不在者設定にされてしまつと、基礎年金番号が付番されないんです。この七十八万人の基礎年金番号が付番されてゐない方々、不正にでつち上げられた方は何人なのか、この調査要求も昨年からしているのに出てきておりません。

そしてもう一つ、余り言われてゐない問題もございいます。

年金受給は日本では申請主義です。しかし、年金の受給の申請を忘れてゐる方、たくさんおられるそうです。その申請忘れによる総額の金額というのはいくらなのか、社保庁に調査を命じました

が、音さたがありません。あるいは、マイクロフィルムに保管すべき紙台帳を捨ててゐる件数、

事例は何なのか、これも出してまいりません。ほとぼりが冷めたところにこれらの実態数字を提出するとすれば、それは許されぬことです。

そして、柳澤大臣の罪。五千万件を、いづれ統合されるデータだと、問題が大きくならないように隠し続けたことです。例えば、このように問題が大きくなる前、こし五月八日の本会議の答弁です。柳澤大臣は、「徐々に統合されていく、そういう過程を経るものと思つております。最終的には、もちろん残ります。残るのは、先ほども言つたように、亡くなられた方とか受給資格を得るに至らなかつた方、つまり、五千万件は全件問題ない、いづれ全部統合される、こういう間違つた発言をしてゐたわけでありまして。

私のところには、極端な例でありますけれども、認知症の方の相談がございました。お父様が認知症で、会社をどこに転職して移つたか覚えていない、息子さんからの相談です。忘れた方やそういう方は、思い出さなければ永久に統合ができないわけだ。

安倍総理の平成十九年五月八日の本会議の答弁。これは、柳澤大臣がきつと問題を把握しない、危機感がないから総理がこういう答弁をするんだ、こういう実例を申し上げるわけです。その意味でも柳澤大臣の不信任、これを我々は出してゐるんです。

安倍総理はどういう発言をされたか。「すべての被保険者、年金受給者に対して納付記録を送付し点検をお願いすることは、大部分の方の記録が真正なものであることを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと考えます。」と言われており

ます。総理は、「大部分の方の記録が真正」、つまり正しい、こういうふうに明言されておられますけれども、「大部分」というのは何人なんですか、何人が間違つてゐるんですか、それをきつと把握してこういう発言をされておられるんですか。次に、政府の対応の問題点を申し上げます。政府・与党ですね。

まず初めに申し上げたいのは、政府には被害者に対する謝罪が一切ありません。なぜ安倍総理が謝罪をされないのか。柳澤大臣が危機感がない、実態の深刻さをわかつてゐない、それも私は原因だと思ひます。

そして、政府は、柳澤大臣も、領収書以外でも対応する、こういうことを言われております。しかし、第三者委員会にゆだねる前に、被害者がどのような状況なのか、実態解明と公表がまず重要なんです。そして、納付の立証責任を厳格に加入者だけに求めるのではなく、政府にも責任を負わせる、政府は基本的に加入者の証言を尊重して認定作業に努める、こういう基本姿勢がなければ、今と同じじゃないですか。第三者委員会にゆだねるといつても、最終判断は政府になるんですよ。こういう非常に甘い解決策に関する点でも柳澤大臣の不信任の理由でございいます。

そして、一つ申し上げたいのは、五千万件の解決方法の順番が違ふんじゃないかということでございます。

五千万件の記録は、十年間統合できなかった記録です。データに何らかの問題があるものが多いと考えるのが自然ではないでしょうか。安倍総理は本日のメールマガジンに、「二年以内に全記録

の名寄せを完了させます。」と非常に楽観的に書いておられますけれども、先ほど述べたように、統合できない記録もあるんです。まずこのデータを直すのが先決です、壊れたデータを直すのが。そのためには、紙台帳に徹底的に当たつて、コンピューターのデータを訂正するというのが非常に重要な対策になるんです。まず社会保険庁の中のデータをきつとしなければ、どうやって国民に示せるんですか。(拍手)

このやり方を申し上げます。

簡単に言えば、紙台帳の記録とコンピューターデータを照合して、データを修正するわけです。これに関して柳澤大臣は、期限も明示しない、手法も明示しない、この一番重要な対策に対する認識が欠けてゐる、これも柳澤大臣の不信任の理由です。

紙台帳、どういふものがあるのか。

厚生年金の手書きの納付記録では、名簿と言われるもの、原票と言われるものがございます。社会保険庁によると、これらはすべてマイクロフィルムにとつてあるということでありまして。そして、国民年金でいえば、先ほど申し上げましたように、ほとんどの手書き台帳は捨ててしまつた、しかし特殊台帳だけはマイクロフィルムに残つてゐる、こういうことでもございました。

そして、市区町村の被保険者名簿。これは、市区町村が年金を、保険料を集めていたところ、国民年金でございいますけれども、市区町村の手書きの被保険者名簿というものがある、しかし捨ててしまつてゐる自治体、二百以上の自治体が捨ててしまつた。どの程度保管されてゐるのか緊急調査す

べきじゃないんですか。

この被保険者名簿の中には、マイクロフィルム化されているものもあります。紙のものもあります。そして、非常に重要なものが、埋もれている手書き台帳です。これは、社会保険事務所全部、隅から隅まで捜していただいて、どの程度埋もれている手書き台帳があるのか、これを緊急調査する。

以上、申し上げた紙の情報すべて、コンピューターのデータと突合していただきたい。そして、コンピューターの中身を正しくする、これが非常に重要なことです。そして、紙テープも保管している事務所があるそうでございます。紙テープなどの古い媒体もすべて発見をして、コンピューターデータを直していただきたい。

これから重要な対策の期限、私は、先週の日曜日に、先日の厚生労働委員会でも、この点の期限を、再三再四にわたって柳澤大臣に期限のめどを質問しました。しかし、言えないの一点張りでした。うやむやになり、実施されないおそれ大きいと私は危惧します。平成二十二年一月、日本年金機構移行時までも無理だ、こういう趣旨の発言をしております。信じられません。

私は、期限のない約束に、期限のない政府の約束にこれまで随分だまされてきました。何としても期限を言っていたきたい、これを申し上げたんですけれども、めどすら出せない。こういう根本的対策のめどの期限すら出せない大臣、不信任の理由の大きな一つです。

大臣は私に、無理を承知で期限を聞いているんじゃない、こういう趣旨の発言をされましたが、

社保庁に何年かかるか試算したまえと言ったらば、百年と言つて出てきますよ、あの組織は。大臣がリーダーシップを持ってめどを示さなければ、この対策はうやむやになる可能性が高いということなんです。

そして、大臣は、御自身がよくわかりになつておられないから、この作業は専門性が高い、だから社会保険庁のOBにやらせる、こういうところでもない焼け太りのような発言をされておられますけれども、この重要な作業は年金の知識がなくてもできるんです。

つまり、私も民主党視察団が先週、マイクロフィルムが保管されている東京の分室に行きました。そして、私もその画面を見ました。つまり、マイクロフィルムが映っている画面、結構鮮明に紙データが、紙台帳が見られます。そのディスプレイの横にコンピューターの画面を置いて、そして本当に数字が合っているのか、きちっと入力されているのか、これを確認する作業なんです。つまり、年金の専門知識なんて要らないんですよ。今回の問題は大きな議論では解決しません。例えば、全庁から人をかき集めて徹底的に照合作業をする、こういう選択肢もあるでしょう。

民間企業は社員を多く集めて作業しますよ。なぜか。作業して信頼回復しなければ民間企業はつぶれるからです。何をやっても大丈夫だからこれで逃げ切ろうと柳澤大臣が考えているとすれば、大間違いだ。

そして、五千万件を調査、突合する、これも政府から出されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、この突合の手法も、平成十年度

から十八年度までに実施した調査と同様の手法なんです。あなた様は抜けがありますか、こういう聞き方なんです。

しかも、この五千万件の調査、突合をすると言つておりましたけれども、私は耳を疑いました。きのう柳澤大臣の発言では、五千万件をすべて突合調査するわけじゃないんだ、二千八百八十万件だけの突合なんだ、こういう趣旨の答弁をされました。五千万件のチェック、突合というのはうそじゃないですか。二千八百八十万件以外は、従来どおり五十八歳通知などで申し立てがあれば統合する、これまでも同じじゃないですか。

こういうのを国民の皆さんについて、何が政府の対策なのか。あいまいなまま逃げ切れることは絶対許されない。その意味でも、柳澤大臣の不信任を提出したわけでございます。この際、五千万件をすべての受給者、被保険者に突合、チェックすべきではないでしょうか。

そして、政府は、ねんきん定期便ということを言われておられます。これは百億円もかけてやる事業だそうでございますけれども、しかし、基本的に被保険者全員に送る、あるいは受給者にも今は加入履歴を送ると言われておりますけれども、被保険者に関しては、三十五歳、四十五歳、五十八歳だけには加入履歴を送る、それ以外の被保険者には、百億円もかけたにもかかわらず加入月数しか送らない。つまり、あなた様は厚生年金が何百力月ですよ。それだけじゃ抜けがわからないじゃないですか。あなた様は国民年金が納付が何百力月ですよ。それでも未納がわからないじゃないですか。そういうような非常に欠点がある。

我々は、コンピューターのデータを訂正した上で、受給者、すべての被保険者に緊急チェックをいたたく、すべてに納付履歴を送つて緊急チェックをいたたく、こういうことを申し上げているわけでございます。

これら政府が発表した時効以外の対策らしきものに關して、再三再四、社保庁幹部に説明を求めました、具体的な中身を。しかし、ナシのつぶてです。法案が通れば、私どもに説明に来ることさえしない。これは、ぼろが出るのを恐れての説明拒否であれば、断じて許されません。

政府に緊急にお願いしたいこともございます。現在、社会保険事務所が大変混乱しております。早急に、電話相談あるいは臨時事務所の増設など、混乱を招かないような、順番待ちを緩和するような、そういう対策をきちつとしていただけたい。

そして、もう一つ。柳澤大臣は本当に御存じなんでしょうか。インターネットで加入履歴は見られます、こういうふうになつておられます。社会保険庁も言われておられます。しかし、インターネットで加入履歴を見られるのは被保険者だけです。受給者は加入履歴が見られない。こんな欠陥のシステムを、あたかもすべての方が見られるように宣伝をする。

そして、責任問題が置き去りであるというお話も申し上げます。

先ほどから申し上げております国民年金の手書きの普通台帳廃棄通知、これは昭和六十一年の九月に社会保険庁から出されました。私は、この廃棄通知は問題があつたのではないですか、責任を明

官 報 (号 外)

らかにすべきではないですかと柳澤大臣に聞きま
したところ、いや、問題はなかったんです、コン
ピューターに入力したんだから捨ててしまつても
いいんです、こういう趣旨の答弁をされました。
こういう答弁、これも不信任の理由の一つでござ
います。この通知の表題は、「新しい事務処理方
式の実施に伴う国民年金被保険者台帳の取扱いに
ついて」という表題の通知でございます。

そして、市区町村への指導、これも問題があり
ました。

現在、国民年金の手書き台帳である被保険者名
簿、一千八百三十五市区町村のうち、一五%に当
たる二百八十四市区町村は廃棄をしてしまつたと
いうことでございます。それ以外の自治体にも、
残つてはいるけれども一部しかないという自治体
もある。なぜ社会保険庁は国民年金の徴収が自治
体から社保庁に移ったときに永久保存を指示しな
かつたんだ。民主党が国会で消えた年金問題を追
及した後、昨年八月になつて慌てて保存の通知を
全自治体に出しております。これは遅いわけで
す。こういう責任もうやむやにされました。

民主党は平成十八年六月十六日、厚生労働委員
会でこの消えた年金問題を追及しましたけれど
も、柳澤大臣、こういう答弁をしております。

「記録というものをこちらから御本人に確認して
いただく仕組みは、おっしゃるように入事だろう
というふうに思っております。こういうことも
言っておられる。しかし、何も手を打たなかつ
た。

そして、村瀬長官には、昨年の十二月六日にも
決算行政監視委員会で消えた年金問題を追及しま

した。日本じゅうの厚生年金、国民年金の被保険
者と受給者全員に緊急調査、全員に納付記録を
送つて緊急にチェックしていただく、こういう措
置をすべきだと思ひますが、いかがですかと聞き
ましたら、村瀬長官は答えをはぐらかし、何も手
を講じなかつた。

そして、昨年十二月十四日には、民主党は、消
えた年金に関する予備的調査、これを衆議院に提
出しました。松本政調会長初め民主党衆議院議員
四十三人の署名をもつて提出したわけです。こと
し二月に回答がございました。多くは回答拒否で
ございますけれども、一部、被害者の事例の記述
もございますので、与党の皆様も、衆議院調査局
にありますのでぜひ参考にさせていただきたい。

そして、ことし一月二十九日には、松本政調会
長は衆議院の本会議で、「全被保険者、全受給者
に納付記録を送付して、緊急に点検をお願いします、
被害者の救済を進めるべきだと思ひます。」「こうい
うことを安倍総理に質問をした。そうしました
ら、安倍総理は「年金記録についてのお尋ねがあ
りました。年金の支給を決定する際には、従来か
ら、個別に御本人に年金の加入履歴等を確認して
いた。だいたいで決定しておりますが、昨年八月か
ら、年金記録相談の特別強化体制をとり、すべて
の被保険者等の御疑問にお答えをしているところ
であります。今後とも、年金に対する信頼が損な
われることのないよう、記録の管理や相談等に万
全を期してまいります。」と、全然問題の本質に気
づいていなかった。この時点では、柳澤大臣は問
題の深刻度に気づく立場にあつたのに本人は気づ
かず、総理にも進言できなかった、これも大きな

不信任の理由でございます。

そして、ことしの二月十四日予算委員会、こと
しの三月一日予算委員会第五分科会、ことしの四
月二十三日決算行政監視委員会第三分科会、これ
らでも消えた年金問題を民主党は徹底追及しまし
た。そして、この一年間の追及、調査の集大成と
して、ことしの五月七日、消えた年金記録被害者
救済法を提出した。しかし、この法案をほとんど
審議しないで、何で与党が出した、一日でつくつ
た法案を半日審議で強行採決するんですか。

そして、柳澤大臣の適切な進言がないことに
よつて、総理が問題をきちつと把握していなかつ
た。例えば、ことしの二月十四日予算委員会で、
民主党の質問に対して、すべての被保険者、受給
権者の皆様に納付記録を郵送して、緊急事態宣言
をして、抜けがあるかどうかチェックしてくださ
いという趣旨でありましたけれども、安倍総理は
「ただいま御提案がありましたけれども、安倍総理は
すべての被保険者に出す、これは年金そのものに對
する不安をおおる結果になる危険性があるのでは
ないか、」と。なぜ不安をおおるんですか。

そして、ことしの五月二十三日、安倍総理は私
の消えた年金問題の質問に対して、「今、長妻議
員からもいろいろとお話ございました。やはり
国民の皆様は不安を与えてはならない、私はこの
ように思ふわけであります」と。その私がなぜ
不安を与えるんですか、国民の皆さんに。

そして、民主党が一年かけて練り上げた法案、
これを一顧だにせず柳澤大臣は暴走してしまいま
す。それも一つの不信任の大きな理由でござい
ます。

民主党の法案は、まず第九条から十九条に、年
金個人情報関係調査監視委員会を設置します。委
員は五人、国会同意人事です。厚生労働省OBは
委員になれません。委員会はずべて公開でござい
ます。そこで徹底的に社会保険庁、第三条では調
査を実施する。五項目に上つております。そし
て、報告書はすべて公表をいたします。そして、
実際の記録の訂正、救済策の実施、これも四項目
にわたつてきちつと明記をされている。こういう
法案があるのに、なぜ柳澤大臣は全くこの法案を
無視して、実質的な解決をしないで、ふたをしよ
うとされるんですか。

民主党は、法案だけではなくて、消えた年金被
害者救済第一次緊急対策、これも出しておりま
す。

先ほど申し上げましたように、一刻も早く、紙
データすべてとコンピュータデータを突き合わ
せて、コンピュータデータを徹底的に訂正す
る。そして、受給者、被保険者すべてに、あるい
は二十五年未満で受給できない方にも、消えた年
金記録の事例があることを注意喚起するととも
に、わかりやすい形で納付履歴を一斉に送付し
て、緊急にチェックを求め、こういう根本対策
も柳澤大臣はとらないじゃないですか。それも不
信任の理由です。

そして、五千万件の統合を進める手法でござい
ます。
未統合の持ち主不明の五千万件の納付記録のう
ち、氏名、生年月日、性別が受給者、被保険者約
一億人と合致する記録及び合致すると推定される
記録を取り出して、そのお一人お一人に当該記録

そのものを個別に工夫してお示しをして確認を得る作業を実施することなんです。

つまり、五千万件の記録で名前と生年月日と性別が同じものを取り出して、そしてシノダさんならシノダさんに、これはあなた様の記録ですか、これを工夫してお示しをする。昭和四十年何月何日から何月までこういう会社に勤めた記憶はありますか、あるいは、昭和五十年何月何日から何月何日まで国民年金に入っておられませんでしたかと直接その方に工夫をしてお示しをして確認を求める、こういう手法をとらない限り、前に進まないと考えております。

そして、台帳閲覧、なぜ手書き台帳を国民の皆さん一人一人が、足を棒にして、どここの事務所にあるか探し回らなきゃいけないんですか。これを、すべての手書き台帳に、索引簿をコンピュータにつけて、どこにその方の手書き台帳が保管されているのか、これを整備する、こういうことも柳澤大臣は一顧だにしない。

そして、特例納付。これの被害者が多い。その傾向、これを徹底的に調査をする。柳澤大臣はこの点も一切認識していない。

そして、非常に重要な立証責任。この立証責任の質問も、山井議員を初め、内山議員を初め、多くの民主党議員が柳澤大臣に聞きましたけれども、我々は満足のいく回答が得られないから国会で問題にしているんじゃないんです。回答をはぐらかすから問題にしているんです。

この立証責任、我々は、納付の証明を厳格に加入者だけに求めるのではなく、政府にも責任を負わせる。政府は、基本的に加入者の証言を尊重し

て認定作業に努める、こういうことであります。そして、申請主義という壁が日本にはござい

ます。現在、年金受給は加入者がみずから書類をそろえて申請しなければ受給が始まりません。この厳格な申請主義を諸外国の事案も勘案しながら見直しの検討を始める。申請し忘れによる失われた受給額も多額に上ると考えられております。この申請主義に関する対策も、柳澤大臣、全く頭にな

い。ただ、日本は法律上申請主義です、申請主義です、こういうことをお役所の方も繰り返すばかりでございます。

そして、最後に、情報公開が必要でございます。この民主党の第一次緊急対策、この実施状況及び実施件数の進捗状況を随時公表するとともに、記録が回復された方の事例、件数、原因をすべて明らかにして、被害者救済に資する情報として蓄積、公開する。これは非常に重要なことなんです。

ある意味では、窓口に来てくれ、電話をくれという姿勢ではなくて、みずから働きかける、みずから連絡をする、こういう姿勢が今回の政府の案にも欠けているわけでございます。極端な話、寝たきりの方や認知症の方はどうすればいいんですか。

あるいは、証拠の検討も重要です。例えば、所沢市の領収書。所沢市は、かつて、国民年金の保険料を納付したときの領収書、こういう記述がありました。「この領収書は五年間保存してください」、五年間保存してくださいと書

いてあれば、五年で捨ててしまった人もいるかもしれないじゃないですか。領収書を持つていというのなら、当時から、受給のときまで持つて

いる、持つていてくださいと書かなきゃだめじゃないですか。

こういう細かいことを、膨大な情報は政府が握っているんです。社会保険庁の手書き台帳にもコンピュータにもどこにも納付記録がない、五十五人。原因不明は三十六人。これらのケースでは、二十歳で自動的に国民年金の資格取得になるべき方がなっていないケースもありました。こういう傾向を分析して、そこを集中的に調べる。こういう手法もとることができると。

例えば、もう一つのケース。厚生年金、これを資格喪失した方のうち、同日に自動的に国民年金の資格取得となるべき方が取得となっていないケースもあるんです。こういうケースも集中して調べる。こういう姿勢が重要なんです。ポイントはいっぱいあるんですよ。

市町村から社保事務所に通知がないケース。納付書の番号が本人の番号ではない、こういうケースもあったわけであります。

そして、社会保険庁の調査によると、非常に少ない数字でございすけれども、社会保険庁の手書き台帳にはあるけれどもコンピュータには未入力、コンピュータにはなかった、十一人あったということであります。あるいは、市町村の被保険者名簿のみに記録があつて、それが社保庁には伝達していない、これが十八人あったということであります。

我々は、ことし三月までの七カ月で門前払いをされた二万人の方への再調査を柳澤大臣に求めます。この再調査は、国会で民主党が再三再四、柳澤大臣に執拗に要請しましたがけれども、大臣は拒否し続けております。

八十四人の方が領収書で訂正をされた。社保庁には記録がない、門前払いされそうになったけれども、八十四人は領収書を持っていた。しかし、その後、民主党の追及を受けてよくよく調べたら、二十九人は納付記録が見つかったじゃないですか。まじめに捜せば社保庁の中に記録があるケースもあるという実例があるじゃないですか。

門前払いした二万人の方への再調査をなぜ柳澤大臣はしないんですか。強い憤りを覚えます。これも不信任の大きな理由の一つです。

以上、柳澤大臣の消えた年金問題に関する不信任の理由を述べました。

そして、最後に、その他の理由を申し上げま

す。もともと社会保険庁問題は、保険料浪費から端を発しました。民主党の調査で、六兆円もの年金保険料が年金支給以外に使われたことが明らかになつた。リゾット施設の観覧車やメリーゴーランドの建設にまで流用された上、職員のカラオケセットやミュージカルのチケット代にまで保険料が浪費されました。

平成十六年二月二十五日、衆議院予算委員会

官 報 (号 外)

う誓いに達したわけでございます。」と予算委員会で大見えを切りました。当日はNHK放送もされており、国民の皆様の前で与党として公約したわけですが、

年金流用しないと公約していながら、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が柳澤大臣の手で政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、年金教育・広報、あるいは年金相談その他の援助には可能とするという条文が追加されました。非常に抽象的で、また保険料が浪費される何でも流用法とも言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金PRセンターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も、今回、柳澤大臣の手で提出されております。

この法律は与党の公約違反だ。柳澤大臣は、その提出に待ったをかけるべき立場にもかかわらず、それを許してしまつた。これも不信任の大きな理由の一つです。

社会保険庁は、監修料という名目で保険料をキックバックして、五年間で六億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んでしまいました。特に、社保庁職員の飲み食いに、年金保険料ばかりが政府管掌健康保険の保険料、合計一億円以上が使われてしまいました。これも民主党が明らかにした数字です。しかし、この発表数字よりも多くの金額が私は飲み食いに使われた可能性もあると考えますが、正確な数字はいまだ、柳澤厚生労働大臣、出してきておりません。

本来は、使い込んだ六億円すべてを返却すべきと考えますが、いまだ一億六千万円しか返却されておられません。全額返却されるのが当然と考えますが、柳澤大臣はこの後始末の責任から逃げております。これも不信任の大きな理由の一つです。

柳澤大臣は、納付記録の消失問題を初め、不祥事の後始末までほったらかしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ることには断じて許されません。一連の政府案は年金責任逃げ切り法案だと私は指摘をしているところでございます。

柳澤大臣は辞職をして、とまっている実態解明、責任問題の全容解明、そして消えた年金問題のすべての被害者救済を柳澤大臣の辞職によって前に進めるように強く要請します。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。岸田文雄君。

(岸田文雄君登壇)

○岸田文雄君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案に対しまして、断固反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

柳澤厚生労働大臣は、閣僚としては、かつて国土庁長官、金融担当大臣を務められ、自由民主党におきましては、税制調査会長、政調会長代理といった要職につかれてこられました。そして、昨年九月就任以来、一貫して、我が国の行財政に関する幅広く高い見識を持って、厚生労働施策の推進、発展のため、安倍内閣の重要閣僚として全霊を傾けられ、その責務を全うしてこられました。

柳澤大臣は、強い使命感を持ち、与党のみならず野党の諸君もよく御存じのように、経済、税制から社会保障に至る他の追従を許さない豊富な知識と経験を持って、厳しい財政状況の中、少子高齢化の難しい社会保障の局面において数々の難問に立ち向かい、まさに獅子奮迅の活躍をされております。

言うまでもなく、公的年金制度は、国民の信頼を基礎として安定的に実施されるものであります。しかるに、その運営を担う社会保険庁は、たび重なる不祥事など事業運営に関するさまざまな問題が生じた結果、国民の信頼を失っておりま

す。公的年金制度の運営体制を再構築することは喫緊の課題となっております。この社会保険庁出直しのために、柳澤大臣は陣頭指揮をとり、その解体、再編に向けて中心的な役割を果たされてこられました。

にもかかわらず、今回野党から不信任決議案が提出されたことは、全く理解に苦しむものであり、党利党略に基づくパフォーマンスと言わざるを得ません。

野党は、今回の不信任決議案の理由として、社会保険庁の年金記録に関する問題を挙げております。しかし、いわゆる五千万件という数字は、消えた年金ではなく、基礎年金番号に統合されていない年金記録の数であり、国民がいたずらに不安に陥らないよう、正しいとらえ方が必要でありま

す。

平成九年、一人一番号の基礎年金番号に統合することで、年金記録の確認を簡易迅速に行える体制が導入されました。これにつきまして、平成八

年の参議院本会議場で、公明党の山本保参議院議員が、基礎年金番号導入の諸課題について、多くの国民は、大丈夫かと心配しておられますと指摘をされました。それに対して、当時の菅直人厚生大臣は、徹底した対策を講じ、万全を期してまいりたいと答弁をされました。しかしながら、残念なことに、十年たった現在も統合が続けられているわけでありま

す。この十月月でも百四十六万件が統合されております。五千万件という数字は、こういう数字であります。

このたび、こうした事態に対し柳澤大臣は、みずから主導のもと、政府の側から改めて記録突合作業等を行うとともに、ねんきん定期便その他の通知により確認の呼びかけを行うなどの方策を盛り込んだ六項目から成る新対応策パッケージを策定し、完全統合へ向けて大幅に加速させることに

より、国民の不安を解消することに全力で取り組む次第であります。

また、既に年金を受給されておられる方々のうち、年金記録を訂正することにより年金給付金がふえる方には、与党として、特別立法措置を行い、時効で消滅した部分の回復措置を講じるなど、万全の対策を講じることとしております。

年金記録の問題については、できることはすべてやるという徹底した方針のもとに対応策を実行するとともに、あわせて、こういう事態を招いたぬるま湯体質の社会保険庁を徹底的に解体、再編して出直すことが必要であります。この年金記録の対策、そして社会保険庁の出直し、この二つ、この両方を行ってこそ初めて国民の将来に対する不安を取り除くことができると考えます。柳澤大

臣は、この両方の先頭に立つて努力をされているわけであります。その柳澤大臣に不信任決議案を出す野党の意図は何なのか、本音はどこにあるのか、全く理解ができません。

また、柳澤大臣は、厚生労働委員会で、その審議の中において、野党からのたび重なる同じ質問に対して、まことに辛抱強く、実に誠実に答弁をされておられます。厚生労働委員会においては、この国会、年金に関連しまして、昨日まで約三十九時間に上るしつかりとした審議時間が費やされております。その間、委員長、議事運営にも従わない野党議員による混乱状況の中にあつても、柳澤大臣は誠実に、冷静に答弁に努めたわけであります。これらの事柄をもつてしても、不信任決議案を出すことはまことに理不尽であると考えざる次第であります。

国民の財産である年金の信頼回復のためには、党派を超えて、政治の責任として努力しなければなりません。野党諸君には、このような不信任決議案を提出すること自体が、公的年金制度に対する国民の不安をいたずらにあり、信頼回復を困難にするものであるということに気づき、こういった党利党略、パフォーマンス優先、国民不在の対応をやめるべきであると強く求めるものであります。

以上のとおり、柳澤厚生労働大臣に対して解任を求める理由など全くないことを重ねて申し上げ、議員各位がこの無節操、無責任な不信任決議案に断固反対することを強く訴えて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 郡和子君。

(郡和子君登壇)

○郡和子君 民主党の郡和子でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表いたしました。た、だいま議題となりました厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

以下、本決議案に賛成する理由を申し述べてまいります。

社会保険庁の改革が一刻の猶予もない課題であるというのは、だれしもが認めるところであります。しかし、このたびの政府案は、何のために社会保険庁を改革するのかという、その本質を見失つております。民主党が消えた年金記録の問題を提起いたしますと、政府は、国民が困窮する現状を無視し、ひたすら臭い物にふたをしようとする姿勢に終始いたしました。

民主党は、消えた年金問題について、社会保険庁を解体する前に徹底的に調査を行い、被害者を救済するべきだとこれまで長く訴えてまいりました。なぜなら、政府の日本年金機構法案によつて社会保険庁が廃止、分割された後では、この問題について責任の所在がいまいとなることから明らかだったからであります。これが杞憂でないことは、五月二十五日の委員会審議において、期せずして柳澤厚生労働大臣みずから証言されております。

と申しますのも、私は柳澤大臣に、この六月に発送される年金の支払い通知に消えた年金の問題が記載されるのかどうかとお尋ねをいたしました。すると、柳澤大臣は、長官に指示を出しては

いるが、実際には社会保険庁長官の責任で行われる、長官を私のスタッフのように使うわけにはいかない、こう答弁されました。つまり、柳澤大臣は、厚生労働大臣としての責任から逃れ、村瀬長官に責任をなすりつけたわけでございます。

現在でさえ、国の対応はこんなにも無責任なものですが、日本年金機構になれば、理事長は民間人、国会への出席義務もなくなつてしまいます。

要するに、国は機構に責任をなすりつけて、機構理事長は国会に出席せず、結局は国と機構とが足並みをそろえて公的年金の責任から逃げ切ろうとする、そんな図式が成り立つわけでございます。

この一例をとつてみましても、いかに政府案が重大な問題をはらんでいるかがわかりただけだと思います。社会保険庁の解体、新たな組織のあり方についての審議は全く不十分です。

政府案は、職員の身分を非公務員としていますが、実態は給料全額が税金から支払われている隠れ公務員であり、事実上天下りし放題となる特殊法人にほかなりません。そして、年金事務にかかわるアルバイトなどの給与は、国民が納めた保険料から恒久的に流用され、支払われることになるのです。

その上、消えた年金の問題の実態が徐々に明らかになり、本格的な審議の緒についたばかりであるにもかかわらず、救済などと言つて見せかけだけの法案を提出し、審議を打ち切り、この消えた年金の問題の責任から逃げ切ろうとすることは、断じて許されません。

国会での審議を阻害したのは、まさに柳澤厚生労働大臣であります。民主党初め野党が年金記録

の調査を再三要求したにもかかわらず、政府は、調査と情報公開を拒み、説明責任を果たそうとしてきませんでした。国民の不安が高まっているのを無視し続け、納付履歴の送付はしない、コンピュータのデータと紙、マイクロフィルムデータの突合はしないなどと繰り返し繰り返して答弁していたのは柳澤大臣にほかなりません。

それが、マスコミや世論の批判が高まつてきたと見るや否や、突如として方針を転換し、年金支給についての五年間の時効を撤廃する特例法案を提出しました。しかも、本来政府が出すべきものにもかかわらず、たった一日で与党議員の議員立法として出すという極めてこそくな方法によつて提出されたものです。

その上、この法案では、今既に消えた年金問題の被害者である方のうちの〇・四％しか対象になりません。言いかえれば、九九・六％の、ほとんどの被害者の方々が対象外となるのです。

そして、その前提となる記録の訂正のために必要な五千万件の納付記録の突合や調査については、するかしらないのか、きのうの安倍総理の答弁と柳澤大臣の答弁も食い違いを見せました。総理は五千万件の突合をというふうにおっしゃいましたが、大臣は、二千八百八十万件でスタート、五十八歳通知で何件かやつてと、全くのでたらめでございます。内閣の不一致。これで幕引きにしてはならないのです。

日本年金機構法案を強引に衆議院を通過させようとし、その上で、時効特例法はみずからが責任を負わない議員立法として提出、そんなつけ焼き刃の突貫工事でつくつた法案がどんな問題をはら

官 報 (号 外)

んでいるのか、一体どれだけ吟味されたのでしょうか。そんなに時間はなかったはずであります。そうであればなおさらのこと、委員会では十分に時間をかけて審議する、そういう姿勢が必要だったではありませんでしょうか。残念ながら、大臣にはそのような真摯な姿勢というのは全く見受けられませんでした。つまり、柳澤大臣はひたすらこの問題の責任から逃げ続け、この期に及んでも、政府はみずからの立証責任を果たさず、国民の自己責任、あたかも瑕疵が国民にあるかのような態度を崩しません。この問題をこれで終わらせるわけにはいかないのです。

柳澤大臣の説明責任逃れ、そして、はぐらかし、国民無視の答弁は、社会保険庁改革関連法案の審議に始まったことではありません。パート労働法改正案の審議では、大臣、ゆめゆめお忘れとは思いませんが、差別的取り扱い禁止の対象となるパート労働者がいるのかどうか質問しますと、法案の根幹の問題であるにもかかわらず、推定で四%から五%だ、実態調査はできないと、まるで人ごとのような答弁を繰り返されました。

また、民主党が追及している旧特殊法人年金資金運用基金幹部が設立した私的団体による裏金疑惑についても、のらりくらりと全く、調査に時間をかけ、委員会審議で事態の全容を明らかにするには至っていません。明らかにしないでおられます。

そして、柳澤大臣の人権意識の問題を挙げなければなりません。女性を子供を産む機械と発言したのも加えさせていたのだと思います。決して私たちは忘れることができません。世界から

も大きな批判を浴びました。柳澤大臣が厚生労働行政のトップにとどまるのは、美しい国どころか、恥ずかしい国、浅ましい国ではないでしょうか。

以上、厚生労働大臣を不信任とする理由について枚挙にいとまがありませんが、これまで申し上げた内容だけでも信任に値しないことは十分に御理解いただけると思います。

皆様の御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 穀田恵二君。

〔穀田恵二君登壇〕

○穀田恵二君 私は、日本共産党を代表して、柳澤伯夫厚生労働大臣の不信任決議に賛成の討論を行います。(拍手)

柳澤大臣を不信任する最大の理由は、いわゆる宙に浮いた年金、消えた年金の問題をめぐって、無責任きわまりない態度をとってきたからであります。

今回の年金記録の未確定問題や支給漏れ問題は、すべて国の責任で起こった問題です。一九九七年に基礎年金番号を導入し、国による一元的な年金記録の管理が始まって十年が経過し、五千万件に上る年金記録がいまだに統合できていないまま放置されていること。また、保険料を払ったのに納付記録が消失していて年金が受給できない被害者を多数生み出していること。これらは、保険料を納めてきた国民には何の非もありません。ひとえに国の責任です。歴代政府、とりわけ厚生労働大臣の責任は極めて重大です。

柳澤大臣が厚生労働大臣としてまずやるべきことは、消えた年金の解決に国が責任を持つて対処することでした。現状の正確な把握、当面の救済策や再発防止策、今後の年金の記録管理のあり方など、立法措置も含めた抜本的対策を出し、国民の年金不安を取り除くことが今国会で求められていたのであります。

ところが、安倍内閣と柳澤大臣は、消えた年金の解決のめども方途も明確にしないまま、社会保険庁解体・民営化法案を提出し、審議不十分なまま、強行採決まで行つて、その成立を図ろうとしているのであります。断じて許すことができません。

第二に、安倍総理の指示で急遽まとめたいわゆる救済策と特例法案の内容がいまだに不明確であり、かつ、総理と柳澤大臣の答弁が全く矛盾していることであります。

そもそも、国民に責任がないのですから、年金記録が突き合わせできて、記録の誤りを訂正する場合に時効を適用しないというのは当然のことです。問題は、本人が申請し、保険料を納めていたことを証明しなければ、記録が訂正されず、被害が補償されないという従来の枠組みが全く変わっていないことであります。

昨日の厚生労働委員会では、我が党の高橋議員が、年金記録が誤っていると本人が申し出たのに証拠がないとして却下された二万件についてまず再調査すべきだと求めました。驚くべきことに、柳澤大臣は、即座に首を左右に振つて否定し、納得いかないのなら本庁に上げてもらいたいなどと従来答弁を繰り返したのであります。二万人の再

調査さえやらないというのは、一步も進まないではありませんか。

さらに、昨日、安倍総理は、政府の責任で五千万件を一年で調査すると明言しました。ところが、大臣は、優先して調査するのは二千八百八十万件だと答弁したのであります。しかも、必要なシステム開発に二年かかるかと答弁しています。総理答弁と全く違うのであります。

総理のやりますという決意表明には、具体的な実施の担保は何もないということではありませんか。これほど国民を愚弄する態度はないと言わなければなりません。

そもそも、年金は、老後の生活を支える最後のセーフティネットであります。国民の年金受給権にかかわる問題は、本来、すべての党が真剣に協議し、審議を尽くして最善の打開策をつくることとが求められている問題であります。急ごしらえの法案を、しかもわずか四時間の審議で強行し、幕引きを図ろうとすることは、言語道断の許しがたい暴挙であります。

最後に指摘したいのは、成長戦略と称して大企業、財界支援の政策を推進する一方、今日の深刻な貧困と格差の拡大を放置し顧みない、安倍内閣の冷たい政治姿勢であります。

そのもとで、国民健康保険証の取り上げや入院患者の病院追い出しを初め医療難民や介護難民が急増し、また、長時間労働と低賃金、不安定雇用の拡大が大量のワーキングプアを生み出しているのです。にもかかわらず、国民の年金不信の根源にある高い保険料と低い給付という制度の欠陥には一切手をつけず、労働法制の一層の改悪

を進めようとしていゝのであります。国民の生存権の危機的状況をつくり出してきた安倍内閣と柳澤大臣、政権与党の責任は極めて重大です。

さらに、今国会冒頭、柳澤大臣の女性の子供を産む機械という発言は、女性の人格と尊厳を否定するものであります。

今や、柳澤大臣が、福祉、健康、労働における国民の人権を守ることを職責とする厚生労働大臣の資格に欠けることは明白であります。

以上、柳澤伯夫厚生労働大臣の不信任決議に賛成する討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、柳澤厚生労働大臣不信任決議案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

賛成の理由の第一は、柳澤厚生労働大臣の無責任、不誠実な姿勢にあります。

公的年金に加入する国民は七千万人、そのうち約五千万件の年金納付記録が、だれのものか特定されず、宙に浮いたままこれまで放置されてきました。また、本人が保険料を納め、領収書があるのに、社会保険庁のさまざまな業務が原因で、過去の納付記録が失われ、本来受け取れるはずの年金を満額受け取ることができないなど、公的年金制度の信頼を根底から喪失させる驚くべき実態が次々と明らかになりました。

これらの原因は、加入者の側に立つて運営をしてこなかった社会保険庁にその責任があります。同時に、社会保険庁は厚生労働省の一部局であり、一連の責任は柳澤厚生労働大臣にあることは明らかです。にもかかわらず、柳澤厚生労働大臣の答

弁は、保身に回るばかりで、真摯に反省し誤りを認め、被害者、国民に対して謝罪し、みずから組織のうみを出し、抜本的な対策を検討しようとする姿勢は一切見られません。

第二に、柳澤厚生労働大臣がみずからの職責を放棄している点であります。

昨日、与党は議員立法で年金時効特例法案を提出いたしました。世論の批判をかわし、社会保険庁関連法案の採決を優先させようと、突如、つけ焼き刃で提出されたこの特例法では、救済される人はごく一部です。原因を社保庁、厚生労働省みずからが究明し、国民に謝罪するとともに、内閣が救済法案を提出するのが筋ではありませんか。

議員立法に便乗する形で、社会保険庁の重大な誤りをごまかし、幕引きを図ろうとするなど、言語道断であります。

第三に、柳澤厚生労働大臣の国民と向き合う姿勢に問題があります。

本年一月、柳澤大臣は、女性の子供を産む機械と女性の人権を踏みつける発言をし、世論の批判を浴びたばかりです。大臣は、なぜ今子供を産み育てることが困難であるのか、国民の声に耳を傾けようとしませんでした。

また、この間、国や厚生労働大臣を被告とする原爆症認定訴訟、トンネルじん肺訴訟、あるいは薬害肝炎集団訴訟などで、複数の地方裁判所において原告が勝訴判決を勝ち取っていますが、厚生労働省は、それぞれの事件の被害の深刻さと早期解決の必要性を何ら顧みることなく、機械的に控訴を繰り返しています。被害者は、事件の早期全面解決を実現するため、厚労省と協力、共同していくことを望んでいます。しかし、柳澤大臣は、面会を

求める被害者に直接会おうとすらしていません。厚生労働大臣は、当事者、国民の声に耳を真摯に傾けるべきだと思います。

最後に、日本年金機構法案、国民年金法改正案、議員立法の年金特例法案について、本日、本会議で採決は行わず、厚労委員会に差し戻し、徹底審議を継続すべきであることを強く要求し、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

○議長(河野洋平君) 投票漏れはありませんか。投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場閉鎖。投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(河野洋平君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告) 投票総数 四百六十四 可とする者(白票) 百三十一 否とする者(青票) 三百三十三

○議長(河野洋平君) 右の結果、厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案は否決されました。(拍手)

三井辨雄君外三名提出厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	池田 元久君
石川 知裕君	石関 貴史君
泉 健太君	市村浩一郎君
岩國 哲人君	内山 晃君
枝野 幸男君	小川 淳也君
小沢 一郎君	小沢 鋭仁君
大串 博志君	大島 敦君
大畠 章宏君	太田 和美君
逢坂 誠二君	岡田 克也君
岡本 充功君	奥村 展三君
加藤 公一君	金田 誠一君
川内 博史君	川端 達夫君
河村たかし君	菅 直人君
吉良 州司君	黄川田 徹君
菊田真紀子君	北神 圭朗君
楠田 大蔵君	玄葉光一郎君
小平 忠正君	小宮山泰子君
小宮山洋子君	古賀 一成君
後藤 斎君	郡 和子君
近藤 昭一君	近藤 洋介君
佐々木隆博君	笹木 竜三君
篠原 孝君	下条 みつ君
神風 英男君	末松 義規君
鈴木 克昌君	仙谷 由人君
園田 康博君	田島 一成君
田嶋 要君	田名部匡代君
田中眞紀子君	田村 謙治君
高井 美穂君	高木 義明君
高山 智司君	武正 公一君
津村 啓介君	筒井 信隆君

寺田 学君	土肥 隆一君	辻元 清美君	照屋 寛徳君	小野寺五典君	小淵 優子君	佐藤 剛男君	佐藤 勉君
中井 治君	中川 正春君	日森 文尋君	保坂 展人君	尾身 幸次君	越智 隆雄君	佐藤ゆかり君	佐藤 鍊君
仲野 博子君	長島 昭久君	糸川 正晃君	亀井 静香君	近江屋信広君	大島 理森君	斉藤斗志二君	坂井 学君
長妻 昭君	長浜 博行君	亀井 久興君	鈴木 宗男君	大塚 高司君	大塚 拓君	坂本 剛二君	桜井 郁三君
長安 豊君	西村智奈美君	横路 孝弘君		大野 松茂君	大野 功統君	櫻田 義孝君	笹川 堯君
野田 佳彦君	羽田 孜君			大前 繁雄君	大村 秀章君	清水鴻一郎君	清水清一朗君
鉢呂 吉雄君	鳩山由紀夫君	あかま二郎君	安次富 修君	太田 誠一君	岡下 信子君	塩崎 恭久君	塩谷 立君
原口 一博君	伴野 豊君	安倍 晋三君	阿部 俊子君	岡部 英明君	岡本 芳郎君	七条 明君	実川 幸夫君
平岡 秀夫君	平野 博文君	逢沢 一郎君	愛知 和男君	奥野 信亮君	加藤 勝信君	篠田 陽介君	柴山 昌彦君
福田 昭夫君	藤村 修君	赤池 誠章君	赤城 徳彦君	嘉数 知賢君	海部 俊樹君	島村 宜伸君	下村 博文君
古川 元久君	古本伸一郎君	赤澤 亮正君	甘利 明君	鍵田忠兵衛君	梶山 弘志君	新藤 義孝君	菅 義偉君
細川 律夫君	細野 豪志君	新井 悦二君	井澤 京子君	片山さつき君	金子 一義君	菅原 一秀君	杉浦 正健君
馬淵 澄夫君	前田 雄吉君	井上 喜一君	井上 信治君	金子善次郎君	金子 恭之君	杉田 元司君	杉村 太蔵君
前原 誠司君	牧 義夫君	井脇ノブ子君	伊藤 公介君	上川 陽子君	亀井善太郎君	鈴木 馨祐君	鈴木 俊一君
松本 謙公君	松野 頼久君	伊藤信太郎君	伊藤 忠彦君	亀岡 偉民君	鴨下一郎君	鈴木 淳司君	鈴木 恒夫君
松原 仁君	松本 大輔君	伊藤 達也君	伊吹 文明君	川崎 二郎君	川条 志嘉君	関 芳弘君	蘭浦健太郎君
松本 剛明君	三日月大造君	飯島 夕雁君	石崎 岳君	河井 克行君	河村 建夫君	園田 博之君	田中 和徳君
三谷 光男君	三井 辨雄君	石田 真敏君	石破 茂君	瓦 力君	木原 誠二君	田中 良生君	田野瀬良太郎君
村井 宗明君	森本 哲生君	石原 伸晃君	石原 宏高君	木原 稔君	木村 太郎君	田村 憲久君	平 将明君
山岡 賢次君	山口 壯君	稲田 朋美君	稲葉 大和君	木村 隆秀君	木村 勉君	高市 早苗君	高木 毅君
山田 正彦君	山井 和則君	猪口 邦子君	今井 宏君	木村 義雄君	岸田 文雄君	高鳥 修一君	竹下 亘君
柚木 道義君	横光 克彦君	今津 寛君	今村 雅弘君	北川 知克君	北村 茂男君	竹本 直一君	武田 良太君
横山 北斗君	吉田 泉君	岩永 峯一君	宇野 治君	北村 誠吾君	久間 章生君	武部 勤君	棚橋 泰文君
笠 浩史君	鷺尾英一郎君	上野賢一郎君	浮島 敏男君	倉田 雅年君	小池百合子君	谷 公一君	谷垣 禎一君
渡辺 周君	渡部 恒三君	白井日出男君	江崎 鐵磨君	小泉純一郎君	小坂 憲次君	谷川 弥一君	谷畑 孝君
赤嶺 政賢君	石井 郁子君	江崎洋一郎君	江渡 聡徳君	小島 敏男君	小杉 隆君	谷本 龍哉君	玉沢徳一郎君
笠井 亮君	穀田 恵二君	江藤 拓君	衛藤征士郎君	木挽 司君	古賀 誠君	中馬 弘毅君	津島 雄二君
佐々木憲昭君	志位 和夫君	遠藤 武彦君	遠藤 利明君	後藤 茂之君	後藤田正純君	土屋 品子君	土屋 正忠君
塩川 鉄也君	高橋千鶴子君	遠藤 宣彦君	小川 友一君	河野 太郎君	河本 三郎君	寺田 稔君	とかしきなおみ君
吉井 英勝君	阿部 知子君	小此木八郎君	小里 泰弘君	高村 正彦君	近藤三津枝君	戸井田とおる君	渡海紀三朗君
菅野 哲雄君	重野 安正君	小野 次郎君	小野 晋也君	近藤 基彦君	佐田玄一郎君	土井 亨君	土井 真樹君

徳田 毅君	富岡 勉君
中川 昭一君	中川 秀直君
中川 泰宏君	中谷 元君
中根 一幸君	中野 清君
中野 正志君	中森ふくよ君
中山 太郎君	中山 成彬君
中山 泰秀君	仲村 正治君
永岡 桂子君	長崎幸太郎君
長島 忠美君	長勢 甚遠君
並木 正芳君	二階 俊博君
丹羽 秀樹君	丹羽 雄哉君
西川 京子君	西川 公也君
西野あきら君	西村 明宏君
西村 康稔君	西銘恒三郎君
西本 勝子君	額賀福志郎君
根本 匠君	野田 聖子君
野田 毅君	葉梨 康弘君
萩生田光一君	萩山 教嚴君
萩原 誠司君	橋本 岳君
馳 浩君	鳩山 邦夫君
浜田 靖一君	早川 忠孝君
林 潤君	林 幹雄君
林 彪君	原田 憲治君
原田 令嗣君	原田 義昭君
平井たぐや君	平口 洋君
平沢 勝栄君	平田 耕一君
広津 素子君	深谷 隆司君
福井 照君	福岡 資麿君
福田 峰之君	福田 康夫君
福田 良彦君	藤井 勇治君
藤田 幹雄君	藤野真紀子君

二田 孝治君	船田 元君
古川 禎久君	古屋 圭司君
保坂 武君	保利 耕輔君
細田 博之君	堀内 光雄君
馬渡 龍治君	牧原 秀樹君
増原 義剛君	町村 信孝君
松島みどり君	松浪健四郎君
松浪 健太君	松野 博一君
松本 純君	松本 文明君
松本 洋平君	三ツ林隆志君
三ツ矢憲生君	三原 朝彦君
御法川信英君	水野 賢一君
宮腰 光寛君	宮澤 洋一君
宮路 和明君	宮下 一郎君
武藤 容治君	村上誠一郎君
村田 吉隆君	望月 義夫君
茂木 敏充君	盛山 正仁君
森 英介君	森 喜朗君
森山 裕君	森山 眞弓君
矢野 隆司君	谷津 義男君
安井潤一郎君	保岡 興治君
柳澤 伯夫君	柳本 卓治君
山内 康一君	山口 俊一君
山口 泰明君	山崎 拓君
山中 燦子君	山本 明彦君
山本 公一君	山本 幸三君
山本 拓君	山本ともひろ君
山本 有二君	与謝野 馨君
吉川 貴盛君	吉田六左門君
吉野 正芳君	若宮 健嗣君
渡辺 具能君	渡辺 博道君

渡辺 喜美君	渡部 篤君
赤羽 一嘉君	赤松 正雄君
井上 義久君	伊藤 涉君
池坊 保子君	石井 啓一君
石田 祝穂君	上田 勇君
漆原 良夫君	江田 康幸君
遠藤 乙彦君	大口 善徳君
太田 昭宏君	神崎 武法君
北側 一雄君	佐藤 茂樹君
斉藤 鉄夫君	坂口 力君
田端 正広君	高木美智代君
高木 陽介君	谷口 和史君
谷口 隆義君	富田 茂之君
西 博義君	東 順治君
福島 豊君	冬柴 鐵三君
古屋 範子君	榊屋 敬悟君
丸谷 佳織君	中村喜四郎君
西村 真悟君	

一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。厚生労働委員長櫻田義孝君。

日本年金機構法案及び同報告書
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(櫻田義孝君登壇)
○櫻田義孝君 ただいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、日本年金機構法案について申し上げます。

本案は、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととするともに、新たに年金事業の運営業務を行う非公務員型の公法人として日本年金機構を設立するとともに、保険料の滞納処分の権限を財務大臣に委任できること等を定めようとするものであります。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届け出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、保険料の納付を促進するため

の施策を導入するほか、福祉施設規定を廃止するとともに、年金事務費の一部に保険料財源を充当できることとする等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る五月八日の本会議において趣旨説明が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌九日に柳澤厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、二十二日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十五日には安倍内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った後、質疑を 종료しました。次いで、採決を行った結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、年金記録処理に対する国民の信頼を回復するため、記録の訂正に係る年金の支給について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十九日本委員会に付託され、翌三十日提出者谷畑孝君から提案理由の説明を聴取し、次いで、内閣の意見を聴取した後、質疑に入り、同日質疑を終局しました。次いで、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。園田康博君。

(園田康博君登壇)

○園田康博君 民主党の園田康博でございます。

まず、先日、五月二十八日にお亡くなりになられました松岡利勝農林水産大臣に心から哀悼の誠をささげ、御家族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました政府提出、日本年金機構法案及び国民年金法改正案に対して、民主党・無所属クラブを代表し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

先ほど、本院において厚生労働大臣柳澤伯夫君に対する不信任決議案及び厚生労働委員長櫻田義孝君の解任決議案が否決されました。しかし、これは国民の意思とは全く乖離したものであると私は信じております。

みずから納めた保険料に応じた年金がもらえない、国に納めて安心していたにもかかわらず数十年もたつて自分の記録がないと言われる、しかも、自分が納めたことを証明するために何十年も前の領収書を持つてこいと言われる、このような理不尽を放置する政府・与党の議会運営を一体どうの国民が許すというんでしょうか。

本来ならば、手書き台帳をしっかりと保存し、コンピュータあるいはマイクロフィルムと突合する、そして、そのことによって少しでも多くの国民が救える、年金を返すことができる、そういった状況の中において、手書き台帳を捨てるように命令したのは一体どこだのでしょうか。社会保険庁そのものじゃありませんか。振り込め詐欺

欺そのものであり、そして、国家によるこの詐欺的行為を補助している、それは与党・政府、あなた方です。

あぐくの果てには、実際には被害者救済には役に立たない、政府・与党の言いわけのためだけの法案を救済法案と称し、その上、強行採決するという愚行に再び及んでしまったわけでありまして、わずか四日の間に二度も強行採決を繰り返す、そして、わずか二日でつくった法案をたった四時間の審議で議決する。数百万にも及ぶ可能性のある、切実な消えた年金の被害者を切り捨て、自分たちのアリバイづくりの法案を成立させる。余りにも身勝手な、なりふり構わぬそれらの行為については、私は断じて許しません。そして、この一連の行動を国民はじつと見ているはずであります。国民は必ずや、国民の声を無視した与党に対する鉄槌を下すものと、私たちは信じております。

政府・与党が強行採決を行ったこの日本年金機構法案であります。この法案の第一の問題は、消えた年金の問題の責任をあいまいにすることにあります。

政府は、先週二十五日に突如、消えた年金記録について調査を行う方針を示しましたが、その期限は相変わらず示しておりませんでした。これまでの議論の中で、社会保険庁が保有する年金納付記録に多くのミスがあり、このままでは年金の支給不足が起きかねないことは、政府自身が認めていることではありませんか。このミスは、改めて言うまでもなく、政府の機関である社会保険庁そのものが犯したミスであります。しかし、明確な

期限のない政府・与党の方針では、この始末を日本年金機構、すなわち非公務員に押しつけることにほかなりません。

そして、これまで自民党政権では、組織の変更に伴って責任の所在をうやむやにすることは数限りなくあったではありませんか。最近では、特殊法人から独立行政法人への組織がえに伴って、政府の出資金十二兆円がいつの間にか赤字の穴埋めに充てられていたことが判明いたしました。巨額の税金が雲散霧消していたにもかかわらず、その責任は全くあいまいのままです。国民の財産、生活に直結する年金については、決してこのようなことがあつてはなりません。

今、このときにおいても、本来もらうべき年金の給付を受けていない方々が数多く存在する可能性が高いのであります。そして、この方々の正当な権利を守るために、同時に、年金に対する信頼を守るためにも、一刻も早く消えた年金問題の徹底調査と被害者の救済が必要でございます。組織の看板をかけることによってこの責任から逃れることは、断じて許しません。

日本年金機構法案の第二の問題点は、この法案によって設立される日本年金機構は、どこからどう見ても社会保険庁の看板のかけかえにすぎないというところでございます。

そもそも、なぜ今特殊法人なのか、その理由がわかりません。特殊法人にすることによって、年金保険料の納付率が高まるんでしょうか。あるいは、職員や組織の体質が改善され、不祥事の再発を防ぐことができるんでしょうか。業務の効率性が高まり、国民負担は軽減されるんでしょうか。

いずれも全く期待のできない法案であります。自民党政権においても、特殊法人の業務の非効率性、コスト高を認めざるを得なくなり、改革に取り組んでいたのではなかったのでしょうか。そして、その中身の是非はともかく、今国会において、特殊法人改革の一区切りとしての政府系金融機関の改革法案を提出したばかりではなかったのでしょうか。このような状況の中で、なぜ不祥事続きの社会保障庁を特殊法人に衣がえるのか、全くもって理解ができません。

何よりも最大の看板のかけかえ、ごまかしは、年金機構の職員の身分を非公務員としながらも、その給料を全額税金で賄うこととございます。

年金機構には、競争相手も存在しません。そしてまた、年金を運営する唯一の機関であることから、倒産することも考えられていません。加えて、職員の給料は全額税金というのであれば、一体どこが公務員と異なるのでしょうか。政府は、民間的な運用ということを繰り返しておりましたけれども、一体どこが公務員と異なるのでしょうか。そして、その可能性は全くないと私たちは考えております。どこからどう見ても、この年金機構の職員は公務員そのものであります。これをごまかしと言わずして、何をごまかしと言うのでしょうか。

さらに悪いことに、この年金機構の職員は、見せかけ上は公務員の身分を外れるため、国家公務員法上の規制の適用を受けません。具体的には、これまで社保庁職員として受けていた天引き規制の適用、この除外になってしまうのであります。天引きし放題ではありませんか。社保庁は、現在

でも年間二千七百億円の予算を有し、これを背景に、所管の公益法人だけでも約七百名の天引きが在籍しております。

また、仮に年金機構で再度不祥事が発生した場合、政府案では、国会が機構に直接説明を求めることができるか不透明ではありませんか。現在であれば、社保庁は政府の一機関であり、そして村瀬長官は国会に対する説明責任を負っています。しかしながら、年金機構は政府とは異なる法人でありまして、その役員は非公務員であります。したがって、そのために、社会保障庁長官のように、当然に国会に出席し、説明義務を負っているわけではございません。年金機構は、国民生活に密接に関係する年金の実質的な運営者でありながら、与党が了解を出さなければ、国会に説明する責任さえ回避できてしまうではありませんか。

このように、政府提案の日本年金機構法案は、不祥事だらけの社会保障庁の職員に、給料は全額税金、天引きし放題、そして国会の出席義務なしというパラダイスのような環境を提供するものではありませんか。

同時に強行採決された国民年金法改正案では、年金保険料を永久に流用するという信じがたい内容も盛り込まれています。政府は、雇用保険も医療保険も保険料を事務費に充当していると強弁しておりますが、年金保険料は事務費に充当しないという制度をつくったのは政府であり、かつ、これをもって民間保険よりもお得だと説明してきたんではないでしょうか。それを突然何の説明もなく、永久にこれを流用しますでは、これでは政府の説明を信じてきた国民に対する裏切りでございます。

以上、申し上げてきたように、政府提出の二法案の実態は、年金に対する政府の責任を放棄し、不祥事だらけの社保庁職員にパラダイスのような職場を提供し、そして国民に対する約束をほごにするものであります。このような法案を決して認めるわけにはいきません。何よりも、本法案の審

ます。

いわゆる福祉施設の規定についても、確かに政府案では当該規定は削除しております。かわりに、教育及び広報、相談その他の援助、利便向上に資する情報提供、電子情報処理組織の運用に保険料が充当できる規定が創設されているではありませんか。これは、読みようによってはこれまでの規定よりもはるかに広範囲な流用が可能と考えられ、例えば年金教育施設や、先ほど長妻さんからも説明がありました年金相談センターなど、日本じゅうにこれらがつくられてしまうではありませんか。

平成十六年二月の衆議院予算委員会において、先ほども出ました自民党の大野議員は、与党年金改革協議会の結論として、「国民の皆様の大事な年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と、テレビの前でよくもしゃあしゃあと、ぬけぬけと言ったものでございます。その結果が、今申し上げたこの年金何でも流用法案、これをつくることになってしまったのではないですか。この矛盾を一体与党はどのように説明するのか、国民の前で責任ある与党議員が公言した事実をどのように受けとめておられるのか、猛省をすべきであります。

以上、申し上げてきたように、政府提出の二法案の実態は、年金に対する政府の責任を放棄し、不祥事だらけの社保庁職員にパラダイスのような職場を提供し、そして国民に対する約束をほごにするものであります。このような法案を決して認めるわけにはいきません。何よりも、本法案の審

議を尽くしたとして与党が強行に採決した直後に、政府・与党が一体となって特例法を提出したことが、本法案が欠陥法案であること、そして審議が全く不十分であったことを如実に示しているではありませんか。

○議長(河野洋平君) 園田君、申し合わせの時間が過ぎました。結論を急いでください。

○園田(康博君) 与党の強行採決によつて採決には至りませんでしたけれども、先ほど長妻昭君がわかりやすく説明したように、民主党は、社会保障庁を解体する歳入庁法案と同時に、消えた年金記録被害者救済法案を国会に提出し、厚生労働委員会において審議に付していました。この法案は、消えた年金問題を徹底的に調査するとともに、外部の第三者機関のチェックにより透明性を確保した上で、社会保障庁が新たな組織に変更される前に、被害者の救済、再発の防止策を、総合的に対策を講ずることを規定しております。与党が本気で、この消えた年金問題の対策を講じる気持ちがあるのなら……

○議長(河野洋平君) 申し合わせの時間が過ぎております。結論を急いでください。

○園田(康博君) つけ焼き刃の何の効果があるのか不明な法案ではなく、この民主党案を審議するべきでありました。その方がはるかに効果のある救済策を、しかも時間を区切って講ずることができるとあります。

私たちは、年金の受給者、加入者のための修正であるならば、幾らでも応じようではありませんか。素直に民主党案の審議に入り、修正すべきは修正し、一刻も早く対策を法律化し実施に移すこ

官 報 (号 外)

とこそ、国民の立場に立つた政治と言えるのではないでしようか。

○議長(河野洋平君) 園田君、園田君、申し合わせの時間が過ぎました。結論を急いでください。

○園田康博君(統) 国民の批判の強さを受け右往左往する政府・与党の姿は、それが選挙対策であることを如実にあらわしているものであります。国民の年金不信、政治不信は、先週及び今週の強行採決で頂点に達したものと考えます。この不信を払拭する第一の手段は、本法案を本院において否決し、消えた年金問題を最優先に議論することとでございます。時効の特例など一部に限った議論ではなく、政府がきちんと資料を提出し、その資料に基づいて年金の問題の全体像を把握し、その上で、払った年金の保険料に見合った年金を給付することができないという人を一人も生まないようにすることである、これが国会の責務だと感じております。

そのことを強く主張し、私の反対の討論とさせていただきます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 伊藤信太郎君。

(伊藤信太郎君登壇)

○伊藤信太郎君 自由民主党の伊藤信太郎です。党派を超えて、思想の違いを超えて尊敬できる議員はいます。しかし、その気持ちに崩れ去るのは、暴力を目の当たりにしたときであります。

今般、厚生労働委員会において、多数の民主党議員が、委員長を委員長席から引きずりおろし、拉致を試み、手で口をふさいで発言を封じて、まるで集団リンチのように委員長に暴行を加えたことは、まことに悲しむべきことであります。これはまさに暴力による言論封殺であり、決して許されるべきことではありません。私たち国会人は、暴力でなく、言論によって国民に奉仕すべきであります。

私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となつております内閣提出の日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案並びに石崎岳君外四名提出の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案に対して、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

公的年金は、国民一人一人の老後生活を支える大事な柱であります。こうした中、社会保険庁は、これまでさまざまな問題を生じ、国民の信頼を失つております。今こそ抜本的な改革を行わなくてはなりません。

今回の改正案は、社会保険庁を廃止し、公的年金に関する国の責任は堅持しつつ、新たに非公務員型の日本年金機構を設置し、これまでの組織体制を一掃し、信頼の回復と業務の効率化を図るものであります。

以下、第一に、内閣提出の二法案に賛成する理由を申し上げます。

賛成の理由の第一は、非公務員化であります。新法人を設けて非公務員化することにより、能力と実績に基づく人事管理の導入、職員の親方日の丸的な意識の払拭などが可能となるほか、募集、採用方式により、厳正な審査の上、新たな組織にふさわしい能力と意欲を有する者を採用することにより、規律の回復と事業の効率化が図られます。

第二は、年金の運営に対する国の責任や事業への統制がしっかりと確保されることにあります。法律案では、年金の徴収、給付、記録管理等の業務の管理運営責任や財政責任を厚生労働大臣に引き上げます。その上で、一連の業務を厚生労働大臣の直接的な監督のもとで日本年金機構に行わせることとしております。これにより、業務の的確かつ効率的な実施が徹底されるものであります。

次に、時効特例法案に対する賛成の理由を申し上げます。

これに先立ち、基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題について申し述べます。ここでは問題の性質を正しく把握することが大切です。

平成九年の基礎年金番号の導入以前には一人が複数の年金番号を持っていました。これを一人番号の基礎年金番号に統合することで、年金記録の確認を簡易迅速に行えるようになりました。その際に、記録を統合するために照会を全被保険者に行いましたが、まだ統合が完了していない件数が五千万口あります。なぜ十年もたつてこのような問題があるのでしょうか。

ここに、社会保険庁に蔓延する労働慣行を示す百二件の労働組合との信じられない内容の覚書、確認事項があります。

一つ、基礎年金番号通知時の照会への対応は、各事務所臨時電話二台、全国でもたった六百台設置、期間は二月のみ。二つ、オンライン化は社会保険庁中心の考えに立つもので、将来にわたり市町村とは直結しない、一元化には同調しない。

三つ、オンライン化に伴い定員削減はしない、機械操作になじまない者に対してもこれに伴う退職勧奨は行わない。四つ、オンライン端末機械操作に当たりノルマや実績表はつくらない等々。

○議長(河野洋平君) 伊藤君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○伊藤信太郎君(統) こういうことがあるから、十年やつても五千万口の未確認年金記録が残ってしまったのであります。

年金記録を訂正することにより年金給付がふえる方については、時効によって増額分を失わないようにしなくてはなりません。今回の時効特例法案は、時効により増額分を受けられないことをなくすものであります。

これらの法律案が一体となつて公的年金に対する国民の信頼を確保できる新たな組織を実現させ、自由民主党は、国民の年金を守るために全力を挙げ、時効特例法案に対する賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日は時間の関係上この程度にとどめ、明六月一日午前零時十分から本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十一時三十分延会

出席國務大臣

厚生労働大臣 柳澤 伯夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
住民基本台帳法の一部を改正する法律
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律

一、昨三十日、参議院議長から、国会において承諾すること議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)

(報告書受領)
一、去る二十九日、内閣から次の報告書を受領した。
ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に

基づく「平成十八年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任 補欠
森山 眞弓君 西本 勝子君
西本 勝子君 森山 眞弓君
議院運営委員

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任 補欠
嘉数 知賢君 西銘恒三郎君
木原 誠二君 大塚 拓君
松浪 健太君 橋本 岳君
市村浩一郎君 川内 博史君
小川 淳也君 鷲尾英一郎君
渡辺 周君 松野 頼久君
石井 啓一君 伊藤 渉君
大塚 拓君 山内 康一郎君
西銘恒三郎君 近江屋信広君
近江屋信広君 江崎 鐵磨君
山内 康一郎君 広津 素子君
江崎 鐵磨君 山本 明彦君
橋本 岳君 松浪 健太君
広津 素子君 木原 誠二君
山本 明彦君 嘉数 知賢君

川内 博史君 市村浩一郎君
松野 頼久君 渡辺 周君
鷲尾英一郎君 小川 淳也君
伊藤 渉君 石井 啓一君

辞任 補欠
稲田 朋美君 小川 友一君
河村たかし君 松本 謙公君
小川 友一君 稲田 朋美君
松本 謙公君 河村たかし君
厚生労働委員

辞任 補欠
石崎 岳君 飯島 夕雁君
加藤 勝信君 岡本 芳郎君
木原 誠二君 藤田 幹雄君
木村 義雄君 御法川信英君
西川 京子君 松浪 健太君
松野 博一君 山本 明彦君
菊田真紀子君 長妻 昭君
園田 康博君 岡本 充功君
筒井 信隆君 松本 大輔君
柚木 道義君 三谷 光男君
松浪 健太君 平口 洋君
山本 明彦君 秋葉 賢也君
岡本 充功君 西村智奈美君
平口 洋君 鈴木 馨祐君
鈴木 馨祐君 鈴木 克昌君
鈴木 克昌君 北神 圭朗君
秋葉 賢也君 松野 博一君
飯島 夕雁君 石崎 岳君
岡本 芳郎君 加藤 勝信君

農林水産委員

辞任 補欠
飯島 夕雁君 清水清一郎君
今津 寛君 西銘恒三郎君
中川 泰宏君 近江屋信広君
鳩山 邦夫君 馬渡 龍治君
御法川信英君 平 将明君
高山 智司君 北神 圭朗君
近江屋信広君 中川 泰宏君
清水清一郎君 飯島 夕雁君
平 将明君 御法川信英君
西銘恒三郎君 今津 寛君
馬渡 龍治君 鳩山 邦夫君
北神 圭朗君 高山 智司君

経済産業委員

辞任 補欠
鷲尾英一郎君 森本 哲生君
森本 哲生君 鷲尾英一郎君

国家基本政策委員

藤田 幹雄君 木原 誠二君
増原 義剛君 西川 京子君
御法川信英君 木村 義雄君
北神 圭朗君 園田 康博君
長妻 昭君 菊田真紀子君
松本 大輔君 筒井 信隆君
三谷 光男君 柚木 道義君

農林水産委員

辞任 補欠
飯島 夕雁君 清水清一郎君
今津 寛君 西銘恒三郎君
中川 泰宏君 近江屋信広君
鳩山 邦夫君 馬渡 龍治君
御法川信英君 平 将明君
高山 智司君 北神 圭朗君
近江屋信広君 中川 泰宏君
清水清一郎君 飯島 夕雁君
平 将明君 御法川信英君
西銘恒三郎君 今津 寛君
馬渡 龍治君 鳩山 邦夫君
北神 圭朗君 高山 智司君

経済産業委員

辞任 補欠
鷲尾英一郎君 森本 哲生君
森本 哲生君 鷲尾英一郎君

国家基本政策委員

辞任 補欠
古賀 誠君 岸田 文雄君
谷津 義男君 小里 泰弘君
小里 泰弘君 谷津 義男君
岸田 文雄君 古賀 誠君

農林水産委員

議院運営委員

辞任

補欠

日森 文尋君 菅野 哲雄君
菅野 哲雄君 日森 文尋君

(議案提出)

一、去る二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)

一、去る二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

環境健康被害者等救済基本法案 末松義規君外二名提出

政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出)

(議案付託)

一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出、衆法第三十七号)

(議案送付)

一、去る二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

エコツーリズム推進法案

一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

一、去る二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、昨三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百六十四回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「潤」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「銀盆に盛る」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ケニア大使館に配置されていた洋画「踊り子」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ミャンマー大使館に配置されていた洋画「新橋」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在アルジェリア大使館に配置されていた陶磁器「葡萄酒染付大壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在韓国大使館に配置されていた日本画「初舞台」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在バール大使館に配置されていた日本画「学士耕雨」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在シアトル総領事館に配置されていた日本画「路・想春」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在トロント総領事館に配置されていた日本画「枇杷」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省が創設した国際漫画賞に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在広州総領事館に配置されていた陶磁器「青瓷瓢花瓶」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「夕焼帆船」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在南アフリカ大使館に配置されていた日本画「桜に鳥」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在オーストリア大使館に配置されていた書「新年の詩」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ニューヨーク総領事館に配置されていた美術品「フィレンツェの庭」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在タイ大使館に配置されていた陶磁器「釉嵌線文大皿」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ガボン大使館に配置されていた陶磁器「青白磁花文鉢」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在コンゴ(民)大使館に配置されていた日本画「芍薬」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在キューバ大使館に配置されていた洋画の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベネズエラ大使館に配置されていた日本画「松韻涛声」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

特殊法人等の給与及び郵便貯金資金、簡易生命保険資金の運用等に関する質問主意書(鈴木克昌君提出)

労働法制の規制緩和に関する質問主意書(鈴木克昌君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年五月十五日に明らかにした沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

平成十九年五月十八日提出
質問 第一三二二号

二〇〇七年五月十五日に明らかにした沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二〇〇七年五月十五日に明らかにした沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問主意書

二〇〇七年五月十五日付北海道新聞夕刊五面に「沖縄返還時の密約隠し交渉 米公文書で発覚」との見出しで、

一九七二年五月の沖縄返還を前に、米政府が支払うはずの軍用地復元補償費四百万ドルを肩代わりする密約の発覚を恐れ、日本政府が沖縄の地権者らへの補償費支払い業務を延期するように米側に働きかけていたことが十五日、米国立公文書館所蔵の一連の公文書から明らかにした。

米側は財務、国務、陸軍の三省間で検討を重ね、延期を決定した。また実際に支払われた補償費が百万ドルを下回っていたことも分かった。

密約をめぐるのは、元毎日新聞記者の西山太吉氏が入手した外務省の極秘公文を基に社会党が七二年に国会で追及。以来、政府は一貫してその存在を否定している。

七一年六月調印の沖縄返還協定で米側の「自発的」支払いが規定された復元補償費は、実際には日本側が負担。返還に伴う米資産買い取りなどの支出三億二千万ドルの中に補償費分の四百万ドルを紛れ込ませたとされる。

新たに見つかった複数の公文書によると、米側は、日本側から五回に分けて支払われる三億二千万ドルのうち、七二年五月初回分一億ドルの中から四百万ドルを信託基金設立に回し、

七二年中に復元補償費支払い業務を開始する予定だった。

しかし日本側が「信託基金設立は(肩代わり)の取り決めを公に認めることになる」として延期を要請してきたと、財務省は同年五月十一日付の文書で報告。国務、陸軍両省と検討した結果、支払い業務開始を七三年に先送りすることを決めた。

国務省内には「支払い延期が沖縄で反発を呼ぶ可能性がある」との意見もあったが、最終的に「沖縄での批判よりも国会の論議を引き起こすリスクの方を重視すべきだ」との結論を出した。

三月末から四月初めにかけて政府は社会党などの追及に全面否定を通したが、直後に西山氏が極秘公文入手に絡む国家公務員法違反容疑で逮捕された外務省機密漏えい事件で「沖縄密約」に注目が集まり、追及再燃を恐れたとみられる。

基金は七三年に設立。日本側提供の四百万ドルのうち、沖縄の地権者に支払われた額は結局、百万ドルを下回り、一部は支払い業務を担当した米陸軍工兵隊の経費にも充てられていた。駐沖縄米総領事は七五年七月二十九日付の国務省あての公電で、残りの三百万ドル余りについて「(日本政府向けに)問題を引き起こさない使途の説明が必要になる」と指摘している。

という記事(以下、「北海道新聞記事」という)が掲載されていることを政府は承知しているか。

二「北海道新聞記事」で触れられている、本年五月十五日に明らかにした米国立公文書館所蔵の一連の公文書(以下、「公文書」という)について、政府はその内容を把握しているか。

三「公文書」の存在を政府は実際に確認したか。

四「北海道新聞記事」では、「公文書」からは「米側は、日本側から五回に分けて支払われる三億二千万ドルのうち、七二年五月初回分一億ドルの中から四百万ドルを信託基金設立に回し、七二年中に復元補償費支払い業務を開始する予定だった。しかし日本側が「信託基金設立は(肩代わり)の取り決めを公に認めることになる」として延期を要請してきたと、財務省は同年五月十一日付の文書で報告。国務、陸軍両省と検討した結果、支払い業務開始を七三年に先送りすることを決めた。国務省内には「支払い延期が沖縄で反発を呼ぶ可能性がある」との意見もあったが、最終的に「沖縄での批判よりも国会の論議を引き起こすリスクの方を重視すべきだ」との結論を出した」という事実が明らかにしたと書かれているが、右は事実か。

右質問する。

内閣衆質一六六第三三二二号
平成十九年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平 殿
衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年五月十五日に明らかにした沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇七年五月十五日に明らかになった沖縄返還を巡る日米密約についての米国立公文書館所蔵の一連の公文書に関する質問に対する答弁書

一について
外務省としては、御指摘の報道があったことは承知している。

二及び三について
御指摘の「公文書」が何を指すのか明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について
沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているのとおり、沖縄返還協定がすべてである。

平成十九年五月二十一日提出
質問 第二三三三号
沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問主意書

一 元毎日新聞記者の西山太吉氏が岩波新書より『沖縄密約』(以下、「本書」という。)という著書

を上梓したことを外務省は承知しているか。

二 「本書」の二百頁から二百一頁にかけて、二〇〇二年に発覚した米秘密文書で再び密約が証明された際、当時の川口外相は「かつて(二〇〇〇年)河野外相が吉野元アメリカ局長に密約の有無を確認したところ、吉野氏は、密約は無いと回答したと聞いている」(国会答弁、記者会見)と述べ、吉野氏の河野外相に対する密約否定の回答が、政府の否定発言の根拠となっていることを明確にした。

ところが、二〇〇六年二月、吉野が密約の存在を認めるに至った際、朝日新聞の諸永記者が二〇〇〇年当時の吉野の「否定発言」の背景をたどしたのに対し、吉野は「あの時は河野外務大臣から、密約否定を頼まれた」、つまり「口止めされたことを明らかにしたのである。」という記述があるのを外務省は承知しているか。

三 二にあるように、当時の河野外相が吉野元アメリカ局長に密約を否定するよう口止めたという事実はあるか。

四 二の記述に関連して、外務省から西山太吉氏に何らかの意見を伝えたという事実はあるか。右質問する。

内閣衆質一六六第二三三三号
平成十九年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約に係る「口止め」に関する質問に対する答弁書

一について
外務省として、御指摘の事実は承知している。

二について
御指摘の記述については、外務省として承知している。

三について
外務省としては、河野外務大臣(当時)が御指摘のような口止めを行ったとは承知していない。

四について
御指摘の事実はない。

平成十九年五月二十一日提出
質問 第二三四四号

沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問主意書

一 元毎日新聞記者の西山太吉氏が岩波新書より上梓した『沖縄密約』(以下、「本書」という。)の二百一頁から二百二頁にかけて、

「政府は二〇〇六年二月二十四日の鈴木宗男衆議院議員の質問主意書に対する答弁書として、次のような統一見解を閣議で決定したのであ

る。

『外務省としては、御指摘の元アメリカ局長の発言の内容については承知していないが、平成十四年七月四日の参議院外交防衛委員会(注)「本書」の記述では「衆議院外交防衛委員会」となっているが、提出者において訂正)において川口外務大臣(当時)が答弁しているところ、河野外務大臣(当時)が元アメリカ局長に密約は存在しないことを確認したと承知しており、河野外務大臣が御指摘のような要請を行ったとは承知していない。』

つまるところ、政府の密約否定の根拠は、唯一、吉野の「否定」答弁に過ぎない。その吉野が『いや、あの時は、口止めされたんだ』と自ら進んで告白し、その後も、密約の事実および秘密書簡のイニシアルをすべて認めているにもかかわらず、なおも従来の対応を変えようとする政府を、われわれは一体どう評したらよいか。

かつて司馬遼太郎は、私が起訴された時、毎日新聞への寄稿文で、『われわれは、恐るべき政府をもっている』と論じたが、いまの私は、『われわれは、憐れむべき政府をもっている』と断じるほかにないのである。」

という記述があることを外務省は承知しているか。

二 「本書」にあるように、吉野元アメリカ局長が沖縄返還に関連する日米密約(以下、「日米密約」という。)について、その存在を否定するよう口止めされたことを自ら認めているのにもかかわらず、あくまで「日米密約」の存在を否定す

る外務省の真意を明らかにされたい。

三 「日米密約」の存在を認めない外務省のかかる対応は、国民の知る権利を著しく侵害するものと思料するが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六六第三三四号

平成十九年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄返還についての日米密約の存在に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の記述があることについては、外務省として承知している。

二及び三について

沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明しているのとおり、沖縄返還協定がすべてである。

議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案

右の議案を提出する。

平成十九年五月三十一日

提出者

松野 頼久 加藤 公一

重野 安正 亀井 久興

賛成者

安住 淳外百十九名

議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案

本院は、議院運営委員長逢沢一郎君を解任する。

右決議する。

理由

議院運営委員長は、国権の最高機関である国会にあつて、議会運営に責任を持ち、公正かつ円満にその職務を全うし、国会の権威を守るといふ極めて重い職務にある。

しかるに、議院運営委員長逢沢一郎君の議会運営は、憲政史上稀にみる、不公正かつ強引なものであると言わざるを得ない。

第一に、同君は、五千万件の年金保険料の納付記録が宙に浮いたいわゆる「消えた年金」問題について、立法院として政府の責任を明確にすることもないまま、日本年金機構法案の採決を強行した。櫻田義孝厚生労働委員長の暴挙を容認し、本会議設定を強行した。

第二に、同君は、与党がその場しのぎで提出した厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案を、提出直後に

採決によって厚生労働委員会への付託を決めると

いう、前代未聞の暴挙を強行したばかりか、わずか四時間の審議で同法律案の採決を強行した。櫻田義孝厚生労働委員長の度重なる暴挙を容認し、本会議設定を強行した。

第三に、同君はこれ以外にも、全会一致が慣例である議院運営委員会において、就任以来累次にわたり、採決による決定を強行したばかりか、委員長職権による本会議設定をも強行するなど、問答無用の強引な議会運営を主導した。

同君によるこれらの暴挙、蛮行は、いやくも議長より委任されている職権を軽々しく濫用するものであり、議院運営委員長のみならず、議長の権威をも傷つける重大な行爲である。これらの不公正かつ強引な議会運営の背景に、巨大与党による数の驕りがあることは明白である。

よつて、ここに、同君の解任を強く求める。

厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案

右の議案を提出する。

平成十九年五月三十一日

提出者

三井 辨雄 山井 和則

重野 安正 亀井 久興

賛成者

安住 淳外百十九名

厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案

本院は、厚生労働委員長櫻田義孝君を解任する。

右決議する。

理由

厚生労働委員長櫻田義孝君は、委員長就任にあたり、「……本委員会所管の社会保障の分野におきましても多くの分野におきまして多くの問題が生じております。……このような状況のもと、国民が安心して生活できる社会を構築することとは、本委員会に課せられた極めて重大な責務であります。委員長就任にあたり、その責任の重大さを痛感しております。」と決意を明らかにし、あ

わせて、公平且つ円満な委員会運営に努めることを公約したが、これを簡単に破棄した。

櫻田君は去る五月二十五日、五千万件以上に及ぶ「消えた年金記録問題」が焦点となり、更なる実態の解明や社会保険庁によるずさんな記録管理の被害者に対する救済策を検討する端緒についたばかりの、いわゆる「社会保険庁改革関連法案」の厚生労働委員会における審議を突然打ち切り、野党各党が強く抗議する中で、与党単独で採決を強行した。

野党は、法案の内容や消えた年金記録問題について、国民が分かるように、柳澤大臣に対して質問し、再三調査を要求したが、柳澤大臣は拒否し、説明責任を果たさずとしかつた。櫻田委員長は無責任にもこれを放置した。

五月二十五日の審議については、質疑終了・採決を主張する与党に対して、野党は審議不十分とし、委員会の持ち方について与野党の合意はなかった。また、野党が法案の内容、審議状況を国民に広く知ってもらうためにNHKによる中継を要求したが、与党はこれを拒否した。野党がテレビ中継の可能な日程での後日開催を要求してもいっさい聞き入れなかった。極めて姑息な対応で

ある。にもかかわらず、櫻田君は国民生活に重大な影響をもたらす、このような法案を十分な審議もしないで、あたかも内閣の露払いかのような委員会運営に終始した挙句に与党の採決強行に加担したのである。

さらに、櫻田君は混乱にまぎれて、いわゆる「労働三法案」の趣旨説明まで強行した。もちろん、当日の趣旨説明の実施について与野党合意は当然なかった。

加えて、五月三十日の与党提出のいわゆる、「年金時効特例法案」のわずか一日だけの審議による強行採決である。二十五日に「労働三法」の趣旨説明を強行しておきながら、今度は一転して、「救済されるのは厚生労働大臣と社会保険庁で、被害者は一向に救済されないのではないか」と厳しく批判されている曰くつきの法案の審議を先行させ、採決まで行つた。言語道断である。そして、翌三十一日、「三十日の採決は有効だ」と主張しながら、厚生労働委員会を開いて、「採決確認のための採決」を与党単独で行おうとして突然止めた。とんだ茶番劇だ。国民の重い負託を受けた国権の最高機関としては、あまりにも無残な姿である。

国民の強い批判を受ける中で、何が何でも数の力で決しようとする与党の理不尽な意向を真に受けて、あのような暴挙を行った厚生労働委員長櫻田義孝君の行為は、与野党合意の上で審議を進める国会の原則を踏みにじるもので、到底容認できない。

以上が、櫻田義孝君の厚生労働委員長解任を求める理由である。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案

右の議案を提出する。

平成十九年五月三十一日

提出者

三井 辨雄 長妻 昭

重野 安正 亀井 久興

賛成者

安住 淳外百十九名

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議

本院は、厚生労働大臣柳澤伯夫君を信任せず。右決議する。

理由

去る五月二十五日、与党は社会保険庁改革関連法案を強行採決した。本法案の審議では、いわゆる「消えた年金」問題の実態が徐々に明らかになり、更なる実態解明や社会保険庁のさまざまな記録管理の被害者救済についての本格的な審議の緒についたばかりであった。政府案について言えば、社会保険庁の解体、新たな組織の在り方についての審議が全く不十分であり、さらに、政府案では、「非公務員」を定めているが、実態は給料全額が税金の「隠れ公務員」であり、天下りし放題の特権法人をつくることにほかならない。その上、社会保険庁を「隠れ公務員」の特権法人へ「カンパンの掛け替え」をすることによって、消えた年金記録問題の責任から逃げ切ろうとしている。

国会での審議を阻害したのは、まさに柳澤厚生労働大臣である。野党が年金記録の調査を再三要求したにもかかわらず、政府は調査と情報公開を

拒み、説明責任を果たそうとしなかった。そればかりか、国民の切実な願いを無視し、当該官庁に指示をしないことが、年金の給付不足を生んでいる。消えた年金記録、宙に浮いた年金記録が五千万件以上にのぼり、国民の不安が高まっているのを無視し続け、「受給者に納付履歴の送付はしない」「社保庁コンピュータのデータと紙・マイクロフィルムデータの突合はしない」などと繰り返してきた。行政のミスに対して誰がどのように責任を取るのか、明確にしないまま逃げ切ろうとした。

それが、マスコミや世論の批判が高まって来たところを、突如として方針転換し、五年間の時効を撤廃することを柱とする救済法案を提出することを決めた。しかし、提出された法案は政府提出の閣法ではなく、与党提出の法案である。何とかして自らの責任を回避しようとする柳澤厚生労働大臣の姿勢は極めて姑息だ。年金事業については、年金資金による膨大なムダづかい、職員による年金記録の覗き見、年金保険料未納率を低く見せるための不正免除手続きなど、社会保険庁をめぐる不祥事が続いており、年金に対する国民の信頼は地に墜ちている。柳澤厚生労働大臣は、年金に対する信頼を回復する重大な責任を負っていたが、その責任を全うできなかったばかりか、国民の不信をさらに増大させた。

柳澤厚生労働大臣の説明責任逃れ、はぐらかし、国民無視の答弁は社会保険庁改革関連法案の審議に始まったことではない。パート労働法改正案の審議では、差別的取扱禁止の対象となる

パート労働者がいるのかどうか、再三にわたり質問が出たが、法案の根幹をなす問題であるにもかかわらず、大臣は推定で四%から五%だ、実態調査はできない、とまるで他人事のような答弁を続けた。

また、野党に追及されている旧特殊法人「年金資金運用基金」幹部が設立した私的団体による裏金疑惑についても、のりくらりとした対応で調査に時間がかかり、委員会審議では事態の全貌が明らかになっていない。

さらに、柳澤厚生労働大臣は、安倍内閣の中でも、とくに子育てや女性の働き方を応援する立場にありながら、女性を「子供を産む機械」など人権を著しく傷つける発言をして、国政に対する極めて大きな不信を招いた。柳澤大臣の発言は、いまの少子化や出生率の低下に対して、国民が頑張れば、女性が頑張れば子どもを産めば何とかなるのではないかという思いがにじみ出ている。すなわち、これまでの自民党政治のツケをすべて国民に押しつけるかのようなものであり、言語道断である。

以上が柳澤厚生労働大臣の不信任の理由である。

日本年金機構法案

右

国会に提出する。

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

日本年金機構法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条—第二十二条)

第三章 業務(第二十三条—第二十六条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第二十七条—第三十二条)

第二節 中期目標等(第三十三条—第三十七条)

第三節 年金個人情報保護(第三十八条)

第五章 財務及び会計(第三十九条—第四十七条)

第六章 監督(第四十八条—第五十条)

第七章 雑則(第五十一条—第五十六条)

第八章 罰則(第五十七条—第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本年金機構は、この法律に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業(以下「政府管掌年金事業」という。)に関し、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度(以下「政府管掌年金」という。)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを

目的とする。

(基本理念等)

第二条 日本年金機構は、その業務運営に当たり、政府管掌年金が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、業務運営の効率化並びに業務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

2 厚生労働大臣及び日本年金機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者(第二十八条、第二十九条及び第三十条第二項において「被保険者」という。)、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体(次項において「被保険者等」という。)の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならない。

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならない。

(法人格)

第三条 日本年金機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第十二条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 機構でない者は、日本年金機構という名称を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

(役員)

第九条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(理事会の設置及び任務)

第十条 機構に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもつて組織する。

3 理事会は、この法律の規定により厚生労働大臣の認可(第十三条第二項及び第十六条第四項の認可を除く。)又は承認(第二十四条の承認を除く。)を受けなければならない事項その他理事会が特に必要と認める重要事項を審議し、決定する。

(理事会の会議)

第十一条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、理事長、副理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長、副理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務及び権限等)

第十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を行う。

平成十九年五月三十一日 衆議院会議録第三十七号 日本年金機構法案及び同報告書

官 報 (号 外)

の職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。 4 監事は、次に掲げる事項を監査する。 一 機構の財務の状況 二 機構の業務(業務に際しての個人情報(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報その他厚生労働省令で定めるものをいう。第三十八条第一項において同じ。)の管理を含む。)の状況 5 監事は、監査を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。 6 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。 7 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。 8 監事は、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。 9 理事長は、第五項の規定により監査報告書の提出があつたときは、理事会に報告するものとする。 10 第四項から前項までに定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (役員の任命) 第十三条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。 2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する。	(役員の任期) 第十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。 (役員の解任) 第十六条 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。 2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため機構の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。 4 理事長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 5 厚生労働大臣は、副理事長又は理事が第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認める	ときは、理事長に対し、その役員の解任を命ずることができる。 (代表権の制限) 第十七条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。 (代理人の選任) 第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。 (職員の任命) 第十九条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員及び職員の地位) 第二十条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (役員の報酬等) 第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当(以下この条において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならぬ。 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。	4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。 (職員の給与等) 第二十二条 職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。 2 機構は、職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、機構の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。 第三章 服務 (服務の本旨) 第二十三条 役職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料(厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料及び国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料をいう。)により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならない。 2 役職員は、厚生労働省令で定めるところによ
--	---	---	---

り、任命権者に対して、前項の服務の本旨に則して職務を遂行する旨を誓約する書面を提出しなければならない。

3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員の兼職禁止)
第二十四条 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、厚生労働大臣の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(役職員の秘密保持義務)
第二十五条 役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(制裁規程)
第二十六条 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反

し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

(業務の範囲)

第二十七条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 厚生年金保険法第百条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百条の十第一項に規定する事務、同法第七十九条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

二 国民年金法第百九条の四第一項に規定する権限に係る事務、同法第百九条の十第一項に規定する事務、同法第七十四条第一項各号に掲げる事業及び同条第二項に規定する運用並びに同法第百九条の十一第一項に規定する収納を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 健康保険法第二百四條第一項に規定する権限に係る事務、同法第二百五條の二第一項に規定する事務及び同法第二百四條の六第一項に規定する収納を行うこと。

三 船員保険法第百五十三條第一項に規定する権限に係る事務、同法第百五十三條の八第一項に規定する事務及び同法第百五十三條の六第一項に規定する収納を行うこと。

四 次に掲げる事務を行うこと。

イ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十六條第九項に規定する事務並びに同法第百十三條第二項、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四條の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法(昭和二十八法律第百四十五号)第四十七條の三第二項に規定する権限に係る事務

ロ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九條第十二項に規定する権限に係る事務

ハ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)その他の法律の規定による厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付(次条並びに第三十八條第五項第二号及び第三号において「年金給付」という。)の支払をする際における保険料その他の金銭の徴収及び納入に係る事務

ニ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第百三條の二第一項に規定する権限に係る事務及び同法第百三條の三第一項に規定する事務

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(被保険者等の意見の反映)
第二十八條 機構は、第二条第一項の趣旨を踏ま

え、被保険者、事業主、年金給付の受給権者(次条及び第三十條第二項において「受給権者」という。)その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(年金事務所)

第二十九條 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

(年金委員)

第三十條 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができる。

4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなつた後においても、同様とする。

5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。

6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

7 前各項に定めるもののほか、年金委員に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(業務の委託等)

第三十一条 機構は、厚生労働大臣の定める基準に従つて、第二十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者(次項において「受託者等」という。)又はこれらの者であつた者は、当該業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十条の規定は、受託者等について準用する。

(業務方法書)

第三十二条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に關する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。)

二 提供するサービスその他の業務の質の向上に關する事項

三 業務運営の効率化に關する事項

四 業務運営に關する公正性及び透明性の確保その他の業務運営に關する重要事項

(中期計画)

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この条及び次条において「中期計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 提供するサービスその他の業務の質の向上に關する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に關する目標を達成するためとるべき措置

三 業務運営に關する公正性及び透明性の確保その他の業務運営に關する重要事項に關する目標を達成するためとるべき措置

四 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと

認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

(年度計画)

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度に關する同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に關する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に關する評価)

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に關する評価)

第三十七条 機構は、中期目標の期間の終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標の達成状況に關する報告書(第五十一条第一項第六号及び第五十九条第六号において「中期実績報告書」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第三節 年金個人情報保護

第三十八条 厚生労働省及び機構は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿及び国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他の政府管掌年金事業の運営に当たつて厚生労働省及び機構が取得する個人情報)をいう。以下この条において同じ。)を保有するに当たつては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限られ、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 厚生労働省及び機構は、前項の規定により特定された利用の目的(以下この条において「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、年金個人情報保有してはならない。

3 厚生労働省及び機構は、利用目的を変更する場合においては、変更前の利用目的と相當の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

4 厚生労働大臣(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)及び機構は、法律の規定に基づき、年金個人情報を利用し、又は提供しなければならない場合を除き、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人(当該年金個人情報によつて識別され

る特定の個人をいう。以下この項において同じ。又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 厚生労働大臣及び機構が次に掲げる事務の遂行に必要な限度で年金個人情報等を内部で利用し、又は相互に提供する場合であつて、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務

ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務のうち、健康保険法又は船員保険法の規定により厚生労働大臣又は機構が行うこととされているもの

ハ 介護保険法その他の法律の規定により、年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収し、これを納入する事務

ニ その他法令の規定により厚生労働大臣又は機構が行う事務であつて厚生労働省令で定めるもの

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することに於て相当な理由のあるとき。

イ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの
ロ 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業に関する業務(前号ロに

掲げるものを除く。)

ハ 国民健康保険法の規定による被保険者の資格に関する事務

二 被用者年金各法(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。)による年金たる給付に関する事務

ホ 年金給付その他の法律による給付との併給の調整に関する事務

ヘ 介護保険法その他の法律の規定により、厚生労働大臣をして年金給付の支払をする際保険料その他の金銭を徴収させ、これを納入させる事務

ト 政府管掌年金事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるもの

四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

6 前項の規定は、年金個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

7 厚生労働大臣及び機構は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、年金個人情報の利用目的以外の目的のための厚生労働省又は機構の内部における利用をそれぞれ特定の部局若しくは機関又は特定の役員若しくは職員に限るものとする。

8 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

9 年金個人情報行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第八条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 年金個人情報行政機関が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法第三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各号中「第九条第一項及び第二項」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第三十八条第四項及び第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五項 財務及び会計(事業年度)
第三十九条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(企業会計原則)
第四十条 機構の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。
(財務諸表等)
第四十一条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、

損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、主たる事務所及び従たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
(会計監査人の監査等)

第四十二条 機構は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

3 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査を行うことができない者は、会計監査人となることができない。

平成十九年五月三十一日 衆議院会議録第三十七号 日本年金機構法案及び同報告書

官 報 (号 外)

5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第一項の承認の時までとする。 6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (借入金等) 第四十三条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。 4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。 (交付金) 第四十四条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。 2 政府は、前項の規定により交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び	当該財源の内訳に対応した交付金の使途を明らかにするものとする。 (財産の処分等の制限) 第四十五条 機構は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 (会計規程) 第四十六条 機構は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 (厚生労働省令への委任) 第四十七条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 第六章 監督 (報告及び検査) 第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	い。 (業務改善命令) 第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 (法令違反等の是正) 第五十条 厚生労働大臣は、第四十八条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、機構の業務又は会計が、法令若しくはこれに基づく処分若しくは業務方法書その他の規則に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務又は会計の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。 第七章 雑則 (業務運営に關する情報の公表) 第五十一条 機構は、次に掲げる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 一 第十二条第九項の規定により理事会に報告があつたとき。 二 第十三条第二項の規定により副理事長又は理事が任命されたとき。 三 第十六条第一項から第三項までの規定によ	り副理事長又は理事が解任されたとき。 四 第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による認可を受けたとき。 五 第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第四十六条の規定による届出をしたとき。 六 第三十七条第一項の規定により中期実績報告書を提出したとき。 2 機構は、前項に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条に規定する年金事務所の設置の状況、第三十一条第一項の規定により機構の業務の委託を受けた者における機構の職員の出向(労働契約法(平成十九年法律第 号)第十四条第二項に規定する出向をいう。)の状況その他の機構の業務運営及び組織に關する情報を公表しなければならない。 (社会保障審議会への諮問) 第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行うおととするとき。 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。 (財務大臣との協議) 第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。	
---	---	--	---	--

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十四条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(経過措置)

第五十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十七条 第二十五条又は第三十一条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第四十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により厚生労働大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

四 第二十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第三項、第四十九条第一項又は第五十条第一項の規定による厚生労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十七条第一項の規定による中期実績報告書の提出をせず、又は中期実績報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして中期実績報告書を提出したとき。

七 第四十一条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十一条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第六十条 第七条の規定に違反して日本年金機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日まで

の間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十四条の規定 公布の日

二 附則第二十二條、第二十四條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條の規定、附則第四十四條中国民健康保険法第九條及び第九十九條の二の改正規定並びに附則第七十條の規定 平成二十年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第三条 政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画(以下この条及び附則第五条第二項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 機構が自ら行う業務と第三十一条第一項の規定により委託する業務との区分、委託先の選定に係る基準その他の業務の委託の推進についての基本的な事項

二 機構の設立に際して採用する職員の数その他の機構の職員の採用についての基本的な事項

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができるとする学識経験者の意見を聴くものとする。

(理事長等となるべき者の指名等)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、第十三条第一項及び第二項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

(設立委員等)

第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機

構の設立に関する事務を処理させる。 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。 (社会保障審議会への諮問等) 第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。 (機構の成立) 第七条 機構は、この法律の施行の時に成立する。 (職員の採用) 第八条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。 2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職	員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。 3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつてこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に就いて、機構の職員として採用される。 4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。 6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。 (秘密保持義務) 第九条 設立委員又はその職にあつた者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関し	て知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 (機構の職員の退職手当に関する経過措置) 第十条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。 3 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続いて機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。 (児童手当に関する経過措置) 第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立	の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するとき、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 (権利義務の承継等) 第十二条 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に就いて機構が承継する。 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。 3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在に	の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するとき、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 (権利義務の承継等) 第十二条 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に就いて機構が承継する。 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。 3 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在に
--	---	---	---	---

おける時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産に関する登記)

第十三条 機構が前条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国有財産の無償使用)

第十四条 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に関する経過措置)

第十六条 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に関する経過措置)

第十七条 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

第十八条 機構は、当分の間、第二十七条に規定

する業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に規定する収納を行う。

2

機構が前項の業務を行う場合における第二十三条第三項、第二十六条第二項、第三十一条第一項、第四十八条第一項及び第五十九条第四号並びに附則第十二条第一項の規定の適用については、第二十三条第三項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「船員保険法若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「船員保険法又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」と、第五十九条第四号及び附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

3

第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

本則(第四条第一項、第九十五条、第四百四十一条第一項及び第六百六十四条第二項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第七十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

第九十五条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第一百条の四を第一百条の十三とし、第一百条の三の次に次の九条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項、第十一条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)

及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の二第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(第二十三条の二第一項及び第二十六条第一項の規定による

の申出の受理を含み、第二十四条第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

五 第二十四条の二(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第二十四条の三第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の三第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第二十七条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)

の規定による届出の受理及び第三十条第一項(附則第四条

の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知 八 第二十九条第一項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十九条第三項（第三十条第二項（附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項（これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告 九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下 十 第三十三条の規定による請求の受理 十一 第三十八条第二項（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理 十二 第三十八条の二第一項の規定による申出の受理 十三 第四十四条第五項（第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定 十四 第四十四条の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三条の四第一項の規定による請求の受理 十五 第四十七条の二第一項の規定による請求の受理 十六 第五十二条第二項及び第四項の規定に	よる請求の受理 十七 第五十八条第二項の規定による申出の受理 十八 第五十九条第四項の規定による認定 十九 第六十七条並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による申請の受理 二十 第七十条の規定による情報の受領 二十一 第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求の受理 二十二 第七十八条の五の規定による資料の提供 二十三 第七十八条の六第一項の規定による標準報酬月額の設定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の設定又は決定 二十四 第七十八条の八の規定による通知 二十五 第七十八条の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の設定及び決定 二十六 第七十八条の十六の規定による通知 二十七 第八十一条の二の規定による申出の受理 二十八 第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認 二十九 第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求 三十 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法	第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。） 三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百二十二条の規定による搜索 三十二 第九十五条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領 三十三 第九十六条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問 三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断 三十五 第九十八条（同条第四項を附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領 三十六 第一百条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査 三十七 第一百条の二の規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。） 三十八 次条第二項の規定による報告の受理 三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理	四十 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理 四十一 附則第二十九条第一項の規定による請求の受理 四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限 2 機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構が
---	--	---	---

ら引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行っている第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第百条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めると

ころにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができ。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行っている滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部

又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するた

めに必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百条の八 機構は、第百条の四第一項第三十号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十七条第一号、第九十六条、第九十七条及び第百条第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百条の五第一項及び第二項並びに第九章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。) 二 第二十八条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。) 三 第三十一条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。) 四 第三十三条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。) 五 第三十七条第一項(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。及び第三十七條第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務) 六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。) 七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十二号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。) 八 第四十条の二(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十	一 号及び第三十三号に掲げる事務を除く。) 九 第四十二条並びに附則第七条の三第三項、第八条及び第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢厚生年金の裁定を除く。) 十 第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四項、第四十四条の二第三項及び第四項(これらの規定(第四十三條第三項を除く。))を附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。))並びに附則第七条の三第五項、第九条の二第二項及び第四項、第九条の三第三項及び第五項、第九条の四第四項及び第六項、第十三条の四第五項及び第六項並びに第十三条の五第三項、第四項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。) 十一 第四十四条第一項ただし書(附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による第四十四条第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。))並びに第四十六条第一項及び第七項並びに附	則第七条の四第一項及び第四項(これらの規定を附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。)、第七條の五第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項及び第四項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)、第十三条の四第八項、第十三条の五第五項及び第六項並びに第十三条の六第一項及び第四項(同条第八項において準用する場合を含む。))の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。) 十二 第四十七条第一項、第四十七条の二第三項、第四十七条の三第一項、第四十八條第一項及び第四十九條の規定による障害厚生年金の支給に係る事務(第百条の四第一項第十五号に掲げる請求の受理及び当該障害厚生年金の裁定を除く。) 十三 第四十九条第一項、第五十四条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第四十六条第七項並びに第五十四条の二第二項の規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。) 十四 第五十条の二第三項において準用する第四十四条第四項並びに第五十二条第一項及び第五十二条の二の規定による障害厚生	年金の額の改定に係る事務(第百条の四第一項第十三号に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。) 十五 第五十五条第一項及び第五十六条の規定による障害手当金の支給に係る事務(当該障害手当金の裁定を除く。) 十六 第五十八條第一項及び第六十九條の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。) 十七 第六十一条(同条第一項を第六十八條第三項において準用する場合を含む。))の規定による遺族厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 十八 第六十四条、第六十四条の二第一項、第六十四条の三第一項、第六十五条から第六十七条まで並びに第六十八條第一項及び第二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務(第百条の四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停止に係る決定を除く。) 十九 第七十三条の規定による障害厚生年金又は障害手当金の支給に係る事務(当該障害厚生年金又は障害手当金の裁定を除く。) 二十 第七十三条の二及び第七十五条(附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。))の規定による保険給付の支給に係る事務(当該保険給付の裁定を除く。) 二十一 第七十四条の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 二十二 第七十六条第一項の規定による遺族
--	---	--	--

厚生年金の支給に係る事務(当該遺族厚生年金の裁定を除く。) 二十三 第七十七条の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。) 二十四 第七十八条の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。) 二十五 第七十八条の七の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。) 二十六 第七十八条の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 二十七 第七十八条の十五の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。) 二十八 第七十八条の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八条の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。) 二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。) 三十 第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納	入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。) 三十一 第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。) 三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金(同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収金に係るものを含む。)の徴収に係る事務(第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。) 三十三 第百条の四第一項第三十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。) 三十四 第百七十三条の二の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。) 三十五 附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務(当該特例老齢年金の裁定を除く。) 三十六 附則第二十八条の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務(当該特例遺族年金の裁定を除く。) 三十七 附則第二十九条第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第百条の四第一項第四十一号に掲げる請求の受理及び	当該脱退一時金の裁定を除く。) 三十八 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。) 三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務 2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (機構が行う収納) 第百条の十一 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他の法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という。)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が	任命する。 3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。 4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。 5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。 6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。 (情報の提供等) 第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。 2 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。 第百二条第一項第五号中「当該職員」の下に「第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。第百三条において同じ。」を加える。 第百三条の二第一号中「昭和三十四年法律第百四十七号」を削る。 第百四条の次に次の一条を加える。 第百四条の二 機構の役員は、次の各号のい
--	--	--	---

れかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第百条の六第一項及び第二項、第百条の七第一項、第百条の八第一項並びに第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第百四十一条第一項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「を削り」、「第八十七条第一項から第三項まで」を「同項から同条第三項まで」に、「第八十七条第一項」を「同条第一項」に改める。

第百六十四条第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「を削る」。

附則第二十九条の三の次に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第二十九条の四 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第十九条の規定による改正後の厚生年金保険法(次項において「新厚生年金保険法」という。)第百条の四から第百条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行

わせるものとする。

2 前項の場合において、新厚生年金保険法第百条の四から第百条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(国民年金法の一部改正)

第二十条 国民年金法の一部を次のように改正する。

本則(第五条の二第一項、第百四条、第百三十四条の二第一項、第百三十七条の二十一第二項及び第百三十八条の表第百四条の項を除く。)及び附則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条の二を削る。

第六条を削り、第五条の三を第六条とする。

第七十四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

第百四条中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。

第百九条の四を第百九条の十三とし、第百九条の三の次に次の九条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三

項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第七条第二項の規定による認定並びに附則第五条第一項及び第二項の規定による申出の受理

二 第十条第一項の規定による承認及び附則第五条第五項の規定による申出の受理

三 第十二条第四項(第百五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理及び第十二条第五項の規定による届出の受理

四 第十三条第一項(附則第五条第四項において準用する場合を含む。)及び附則第七条の四第二項の規定による国民年金手帳の作成及び交付

五 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

六 第二十条第二項の規定による申請の受理

七 第二十条の二第一項の規定による申出の受理

八 第二十八条第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理並びに附則第九条の二第一項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)及び第九条の二の二第一項の規定による請求の受理

二項の規定による請求の受理

十 第三十三条の二第四項の規定による認定

十一 第三十四条第二項及び第四項の規定による請求の受理

十二 第三十七条の二第三項(第四十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定

十三 第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による申請の受理

十四 第四十六条第一項の規定による申出の受理

十五 第八十七条の二第一項及び第三項の規定による申出の受理

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請(第百九条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。)の受理及び処分(これらの規定による指定を除く。)並びに第九十条第三項(第九十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七 第九十二条の二の規定による申出の受理及び承認

十八 第九十二条の二の二第一項の規定による申出の受理及び同条第二項の規定による承認

十九 第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項の規定による届出の受理

二十 第九十二条の四第二項の規定による報告の受理

二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の規定による立入検査

二十二 第九十四条第一項の規定による承認

二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索

二十五 第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

二十六 第九十六条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

二十七 第九十五条第一項、第三項及び第四項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第九十五条第三項の規定による書類その他の物件の受領

二十八 第九十六条第一項の規定による命令及び質問

二十九 第九十七条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の

規定による命令及び質問並びに第九十七条第二項の規定による命令及び診断

三十 第九十八条第一項及び第二項の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め、同項の規定による報告の求め並びに同条第三項の規定による協力の求め並びに附則第八号の規定による資料の提供の求め(第二十六号に掲げる証明書の受領を除く。)

三十一 第九十八条の三第二項の規定による情報の提供の求め

三十二 第九十八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告の求め及び立入検査

三十三 第九十九条の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四 前条第一項の規定による申請の受理

三十五 次条第二項の規定による報告の受理

三十六 附則第七条の三第二項の規定による届出の受理

三十七 附則第九条の三の二第一項の規定による請求の受理

三十八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

機構は、前項第二十四号に掲げる権限及び同項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があるとき、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき(次項に規定する場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つてゐる第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は

厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(財務大臣への権限の委任)

第九十九条の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第二十三号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において

平成十九年五月三十一日 衆議院会議録第三十七号 日本年金機構法案及び同報告書

て、必要な技術的読替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つてゐる滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任することができる。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第九十九条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に關する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働

大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第九十九条の七 機構は、滞納処分等の実施に關する規程(以下この条において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第九十九条の八 機構は、第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第九十九条の四第一項第二十一号、第二十八号、第二十九号又は第三十二号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十二条各号、第六十六条並びに第六十七条第一項及

び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第九十九条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第九十九条の五第一項及び第二項並びに第十章に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第九十九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第十四条の規定による記録に係る事務(当該記録を除く。)

二 第十四条の二の規定による情報の通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第十六条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による裁定に係る事務(第九十九条の四第一項第五号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。)

四 第十九条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

五 第二十条第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九十九条の四第一項第六号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

六 第二十条の二第一項及び第二項の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(第九十九条の四第一項第七号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

七 第二十三条(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に係る事務(第九十九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

八 第二十六条並びに附則第九条の二第三項(附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)、第九条の二の二第三項及び第九条の三第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第八号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。)

九 第三十条第一項、第三十条の二第三項(第三十条の四第三項において準用する場合を含む。)、第三十条の三第一項、第三十条の四第一項、第三十一条第一項及び第三十二条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第九号に掲

ける請求の受理及び当該障害基礎年金の裁定を除く。)

十 第三十二条第一項、第三十六条第一項及び第二項、第三十六条の二第一項及び第四項、第三十六条の三第一項並びに第三十六条の四第一項及び第二項の規定による障害基礎年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十一 第三十三条の二第二項及び第三項並びに第三十四条第一項の規定による障害基礎年金の額の改定に係る事務(第百九条の四第一項第十号に掲げる認定及び同項第十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)

十二 第三十七条の規定による遺族基礎年金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金の裁定を除く。)

十三 第三十九条第二項及び第三項並びに第三十九条の二第二項(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による遺族基礎年金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。))

十四 第四十一条、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による遺族基礎年金の支給の停止に係る事務(第百九条の四第一項第十三号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。)

十五 第四十三条の規定による付加年金の支給に係る事務(第百九条の四第一項第十四号に掲げる申出の受理及び当該付加年金の裁定を除く。)

十六 第四十五条第二項の規定による付加年

金の額の改定に係る事務(当該改定に係る決定を除く。)

十七 第四十七条の規定による付加年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

十八 第四十九条第一項及び第五十二条の六の規定による寡婦年金の支給に係る事務(当該寡婦年金の裁定を除く。)

十九 第五十二条の規定による寡婦年金の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十 第五十二条の二第一項及び第二項並びに第五十二条の六の規定による死亡一時金の支給に係る事務(当該死亡一時金の裁定を除く。)

二十一 第六十九条の規定による障害基礎年金の支給に係る事務(当該障害基礎年金の裁定を除く。)

二十二 第七十条の規定による給付の支給に係る事務(当該給付の裁定を除く。)

二十三 第七十一条第一項の規定による遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の支給に係る事務(当該遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金の裁定を除く。)

二十四 第七十二条の規定による年金給付の支給の停止に係る事務(当該支給の停止に係る決定を除く。)

二十五 第七十三条の規定による年金給付の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

二十六 第八十七条第一項及び第九十二条の四第六項の規定による保険料の徴収に係る

事務(第百九条の四第一項第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務並びに次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

二十七 第九十二条第一項の規定による保険料の通知に係る事務(当該通知を除く。)

二十八 第九十二条の二の二第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十八号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

二十九 第九十二条の三第一項第二号の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び当該指定を除く。)

三十 第九十二条の六第一項の規定による指定の取消しに係る事務(当該取消しを除く。)

三十一 第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

三十二 第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百九条の四第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに

前号及び第三十八号に掲げる事務を除く。)

三十三 第八十八条の三第一項の規定による統計調査に係る事務(第百九条の四第一項第三十一号に掲げる情報の提供の求め並びに当該統計調査に係る企画及び立案、総合調整並びに結果の提供を除く。)

三十四 第八十八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による命令に係る事務(当該勧告及び命令を除く。)

三十五 第九十九条第二項の規定による認可及び同条第三項の規定による認可の取消しに係る事務(当該認可及び認可の取消しを除く。)

三十六 第九十九条の二第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第三十三号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。)、第百九条の二第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

三十七 第九十九条の三第一項の規定による指定に係る事務(第百九条の四第一項第三十四号に掲げる申請の受理及び当該指定を除く。)、第百九条の三第三項の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)、同条第四項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

三十八 第九十九条の四第一項第三十五号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。、第百九条の四第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

三十九 第九十九条の五第一項第三十六号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。、第百九条の五第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

四十 第九十九条の六第一項第三十七号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。、第百九条の六第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

四十一 第九十九条の七第一項第三十八号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。、第百九条の七第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

四十二 第九十九条の八第一項第三十九号に掲げる申請の受理及び当該指定に係る決定を除く。、第百九条の八第二項の規定による命令に係る事務(当該命令を除く。)

三十八 第九十九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務当該権限を行使する事務を除く。

三十九 附則第七条の三第四項及び第九条の二の二第五項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務(第九十九条の四第一項第三十六号に掲げる届出の受理及び当該改定に係る決定を除く)。

四十 附則第九条の三の二第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務(第九十九条の四第一項第三十七号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く)。

四十一 介護保険法第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く)。

四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(機構が行う収納)
第九十九条の十一 厚生労働大臣は、会計法第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める

場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「保険料等」という)の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

4 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

(情報の提供等)

第九十九条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、保険料の免除に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第九十九条の八第二項において読み替えて適用される第六十六条第一項に規定する機構の職員を含む。を加える。

第九十九条の二第一号中「(昭和三十四年法律第四十七号)」を削る。

第九十九条の三の次に次の一条を加える。

第九十九条の四 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十九条の六第一項及び第二項、第九十九条の七第一項、第九十九条の八第一項並びに第九十九条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第九十九条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第九十九条の二第二項及び第九十九条の二十一第二項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに第九十六条第五項中「を削り」、「第九十七条第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

第九十九条の表第九十四条の項中「社会保険庁長官、地方社会保険事務局局長若しくは社会保険事務所長」を「厚生労働大臣」に改める。
附則に次の一条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)
第十條 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)附則第十九条その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十条の規定による改正後の国民年金法(次項において「新国民年金法」という)第九十九条の四から第九十九条の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新国民年金法第九十九条の四から第九十九条の十二までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(児童手当法の一部改正)

第二十一条 児童手当法の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「社会保険庁長官が行なう」を「厚生労働大臣が行う」に改め、同条第四項中「前項」を「第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項の次に次の六項を加える。

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分等の例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定め

るところにより、日本年金機構(以下この条において「機構」という。)に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の規定による徴収金を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二条第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分(厚生労働大臣による処分を除く。)に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(健康保険法の一部改正)
第二十二條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「のうち協会及び健康保険組合の指導及び監督に係るものの一部」を削る。

第二十三條 健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十條を」第二百二十一條に改める。

本則「第六百六十條第九項、第六百八十條第一項、第六百八十一條の三第一項、第六百九十八條第一項及び第二百四條第一項を除く。」中「社会保険庁長官を」厚生労働大臣に改める。

「第六百六十條第九項中」するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

「第六百八十條第一項中」徴収金(の下に「第二百四條の二第一項及び第二百四條の六第一項を除き、」を加え、「社会保険庁長官を」厚生労働大臣に改める。

「第六百八十一條の三第一項中」社会保険庁長官を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

「第六百九十八條第一項中」又は社会保険庁長官」

を削る。

第二百四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第六百八十一條の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三條第一項第八号の規定による承認
二 第三條第二項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による承認
三 第三十一條第一項及び第三十三條第一項の規定による認可(健康保険組合に係る場合を除く。)、第三十四條第一項の規定による承認(健康保険組合に係る場合を除く。)

並びに第三十一條第二項及び第三十三條第二項の規定による申請の受理(健康保険組合に係る場合を除く。)

四 第三十九條第一項の規定による確認
五 第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條第一項及び第四十三條の二第一項の規定による標準報酬月額決定又は改定(同項の規定による申出の受理を含み、第四十四條第一項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を

含む。)

六 第四十五條第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第四十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第四十八條(第六百六十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第五十條第一項の規定による通知

八 第四十九條第一項の規定による認可に係る通知(健康保険組合に係る場合を除く。)、同条第三項の規定による届出の受理(健康保険組合に係る場合を除く。並びに同条第四項及び第五項の規定による公告(健康保険組合に係る場合を除く。))

九 第四十九條第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定に係る通知、同条第三項(第五十條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第四十九條第四項及び第五項(第五十條第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公告

十 第五十一條第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

十一 第六百二十六條第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による交付及び同条第三項の規定による日雇特別被保険者手帳の受領

十二 第六百五十九條の規定による申出の受理

十三 第六百六十六條(第六百六十九條第八項において準用する場合を含む。)の規定による申出の受理及び承認

十四 第七十一条第一項及び第三項の規定による報告の受理 十五 第八十条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求 十六 第八十三条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。) 十七 第八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百十二条の規定による搜索 十八 第九十七条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。 十九 第九十八条第一項の規定による命令並びに質問及び検査(健康保険組合に係る場合を除く。) 二十 第九十九条第一項の規定による資料の提供の求め 二十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限	
2 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。 4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。 第二百四条の次に次の五条を加える。 (財務大臣への権限の委任) 第二百四条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項(第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。 (機構が行う滞納処分等に係る認可等) 第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。 2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。 (滞納処分等実施規程の認可等) 第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。 (機構が行う立入検査等に係る認可等) 第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。 (機構が行う収納) 第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二百五条に見出しとして「(地方厚生局長等への権限の委任)」を付し、同条第一項中「権限」の下に「第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。 (機構への事務の委託) 第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第	労働省令で定める権限 2 機構は、前項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十七号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。 4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。 第二百四条の次に次の五条を加える。 (財務大臣への権限の委任) 第二百四条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十六号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)
う。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項(第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。 (機構が行う滞納処分等に係る認可等) 第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。 2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。 (滞納処分等実施規程の認可等) 第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。 (機構が行う立入検査等に係る認可等) 第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。 (機構が行う収納) 第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二百五条に見出しとして「(地方厚生局長等への権限の委任)」を付し、同条第一項中「権限」の下に「第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。 (機構への事務の委託) 第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第	う。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第五十八条、第七十四条第二項及び第九十九条第二項(第四百九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第二百四条の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。 (機構が行う滞納処分等に係る認可等) 第二百四条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。 2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。 (滞納処分等実施規程の認可等) 第二百四条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。 (機構が行う立入検査等に係る認可等) 第二百四条の五 機構は、第二百四条第一項第十九号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 前項に規定する場合における第九十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。 (機構が行う収納) 第二百四条の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。 2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二百五条に見出しとして「(地方厚生局長等への権限の委任)」を付し、同条第一項中「権限」の下に「第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。」を加え、同条の次に次の二条を加える。 (機構への事務の委託) 第二百五条の二 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第

適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(船員保険法の一部改正)

第二十四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第九条ノ五の次に次の一条を加える。

第九条ノ六 本法ニ規定スル厚生労働大臣ノ権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生局長ニ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方厚生局長ニ委任セラレタル権限ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方厚生支局長ニ委任スルコトヲ得

第二十五条 船員保険法の一部を次のように改正する。

本則(第二百一十一条第六項、第三百三十二条第一項、第三百三十五条第一項、第四百六十六条第一項、第四百八十八条及び第五百三十三条第一項を除く。)中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二百一十一条第六項中「するとともに、社会保険庁長官に通知」を削る。

第三百三十二条第一項中「徴収金(」の下に「第五百三十三条の二第一項及び第五百三十三条の六第一項を除き、」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第三百三十五条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、「厚生労働大臣の認可を受けて」を削る。

第四百六十六条第一項中「又は社会保険庁長官」を削る。

第四百八十八条の見出し中「及び社会保険庁長

官」を削り、同条中「社会保険庁長官並びに」を削る。

第五百三十三条の前の見出しを削り、同条及び第五百三十三条の二を次のように改める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第五十三條 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三百三十五条第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第十五条第一項の規定による確認

二 第十七条から第十九条までの規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

三 第二十一条第一項の規定による標準賞与額の決定(同条第二項において準用する第二十条第二項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

四 第二十四条の規定による届出の受理及び第二十六条第一項の規定による通知

五 第二十五条第一項の規定による通知、同条第三項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十五条第四項及び第五項(第二十六条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による公告

六 第二十七条第一項の規定による請求の受

理及び同条第二項の規定による請求の却下

七 第十八条の規定による申出の受理

八 第二十九条の規定による申出の受理及び承認

九 第三十二条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

十 第三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

十一 第三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

十二 第四百四十五条第一項の規定による報告、文書の提示その他この法律の施行に必要な事務を行わせること並びに同条第二項の規定による申出及び届出並びに文書の提出をさせること。

十三 第四百六十六条第一項の規定による命令並びに質問及び検査

十四 第四百七十七条の規定による資料の提供の求め

十五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第十一号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第五百三十三条の二 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第十号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」とい

う。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の法令で定める事情があるため保険料その他この法律の規定による徴収金(第四十七条、第五十五條第二項及び第七十一條第二項(第七十四條第三項において準用する場合を含む。))の規定による徴収金を除く。第五十三條の六第一項において「保険料等」という。)の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百條の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。
第百五十三條の二の次に次の七條を加える。
(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第百五十三條の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。
(滞納処分等実施規程の認可等)

第百五十三條の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百條の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。
(機構が行う立入検査等に係る認可等)

第百五十三條の五 機構は、第百五十三條第一項第十三号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合における第百四十六條第一項の規定の適用については、同項中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。
(機構が行う収納)

第百五十三條の六 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七條第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百條の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(地方厚生局長等への権限の委任)

第百五十三條の七 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第百五十三條の二第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百條の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任され

た権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(機構への事務の委託)

第百五十三條の八 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第百三十五條第一項の規定により協会が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第二十二條の規定による価額の決定に係る事務(当該決定を除く。)

二 第二十八條の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

三 第七十條第六項の規定による資料の提供に係る事務(当該資料の提供を除く。)

四 第百四十四條第一項、第百八十八條及び第百三十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定による保険料の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第七号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第六号及び第八号に掲げる事務を除く。)

五 第百二十七條第二項及び第三項の規定による納付に係る事務(納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。)

六 第百三十二條第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること、督促状の発送に係る事務を除く。)

七 第百三十三條第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第百五十三條第一項第九号から第十一号までに掲げる権限を行使する事務及び第百五十三條の六第一項の規定により機構が行う収納、第百三十二條第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。)

八 第百五十三條第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

九 介護保険法第六十八條第五項その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百條の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(情報の提供等)

第百五十三條の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づく船員保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互

の密接な連携の確保に努めるものとする。

第百五十六條第四号中「当該職員」の下に「(第百五十三條の五第二項において読み替えて適用される第百四十六條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)」を加える。

第百五十九條第一号中「(昭和三十四年法律第百四十七号)」を削り、「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改め、同条第二号中「社会保険庁に属する職員が行うものに限る」を「協会の職員が行うものを除く」に改める。

第百六十條の次に次の一条を加える。

第百六十條の二 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第百五十三條の三第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百條の六第二項、第百五十三條の四第一項、第百五十三條の五第一項及び第百五十三條の六第二項において準用する同法第百條の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
- 二 第百五十三條の四第二項において準用する厚生年金保険法第百條の七第三項の規定による命令に違反したとき。

附則に次の一条を加える。
(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等)

第十條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四十五條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五條の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

る規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第二十五條の規定による改正後の船員保険法(次項において「新船員保険法」という。第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

- 2 前項の場合において、新船員保険法第百五十三條から第百五十三條の九までの規定の適用についての技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第四十五條ノ三の規定その他厚生労働省令で定める規定については、同条中「社会保険長官」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは厚生労働省令で定める。

4 前項の規定により読み替えられた厚生労働大臣の権限については、第一項及び第二項の規定を準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十六條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

- 第三十條 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(社会保険医療協議会法の一部改正)
第二十七條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一條第二項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。)」に改める。
- 第三條第九項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「同条第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び専門委員」を、「臨時委員及び専門委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。第四條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(地方社会保険医療協議会に関する経過措置)
第二十八條 前条の規定の施行前に地方社会保険医療協議会にされた諮問で同条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、同条の規定による改正後の社会保険医療協議会法第一條第二項に規定する地方社会保険医療協議会であつて当該諮問を受けた地方社会保険医療協議会に相当するものにされた諮問とみなす。

第二十九條 この法律の公布の日以後に任命される地方社会保険医療協議会の委員の任期は、社会保険医療協議会法第四條第一項の規定にかかわらず、平成二十年九月三十日までとする。

第三十條 附則第二十七條の規定による改正後の社会保険医療協議会法の施行後最初に任命される地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生労働大臣が任命の際に指名する半数の者の任期は、同法第四條第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第三十一條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

- 第一條第一項中「各地方社会保険事務局」を「各地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。)」に改める。
- 第三條第一号を次のように改める。

一 日本年金機構(以下「機構」という。)がした処分第四号に規定する処分を除く。)に対する審査請求にあつては、その処分に

関する事務を処理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。))の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第二号中「地方社会保険事務局」を「地方厚生局」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 厚生労働大臣がした処分(次号に規定する処分を除く。))に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

第三条第四号中「機関の所属する地方社会保

険事務局(その処分をした機関が社会保険事務所に所属する場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)又はその処分をした市町村の区域を管轄する地方社会保険事務局」を「者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局」に改め、同条第五号を削る。

第四条第一項中「保険給付」の下に「(国民年金法による給付を含む。))」を加え、「国民年金法」を「同法」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五条第二項中「地方社会保険事務局、社会保険事務所」を「地方厚生局、機構の従たる事務所、年金事務所」に、「当該地方社会保険事務局」を「当該地方厚生局」に改める。

第九条第一項中「国民年金基金」の下に「機構、財務大臣(その委任を受けた者を含む。))」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第三十二条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六条第十項の項中「第六十六条第十項」を「第六十六条第十二項」に改める。

第四十七条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十七条の三第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に

次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員

第八条第一項中「第三条第二項第二号口又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

第六十六条第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 厚生労働大臣は、日本年金機構に、前項の規定により委託を受けた資料の提供に係る事務当該資料の提供を除く。))を行わせるものとする。

10 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十条第四項及び第九十三条の四中「社会

保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百十三条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十四条の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前国共済法」という。))第三条第二項第二号口の規定により設けられた組合(以下「旧組合」という。))は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務(附則第三十七条の規定により同条に規定する新設健保組合が承継することとされるものを除く。))は、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後国共済法」という。))第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもつて組織された組合(第三項及び次条において「厚生労働省共済組合」という。))が承継する。

2 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 旧組合の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例によることとし、厚生労働省共済組合が行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、施行日から起算して二月を経過する日とする。 4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 第三十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者（施行日に厚生労働省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。）は厚生労働省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は厚生労働省共済組合の組合員であつた期間とみなす。 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間 二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間	三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間 四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間 2 旧組合が施行日前に改正前国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の改正前国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額は、施行日以後は、当該更新組合員の属する厚生労働省共済組合が改正後国共済法第四十二条第二項、第五項、第七項又は第九項及び第四十二条の二第一項の規定により決定し、又は改定した改正後国共済法第四十二条第一項及び第四十二条の二第一項に規定する標準報酬及び標準期末手当等の額とみなす。 3 施行日前に改正前国共済法第五十三条第一項（第二号を除く。）の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が厚生労働省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。 4 施行日前に改正前国共済法第七十三条の二第一項又は第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、これらの規定により厚生労働省共済組合にした申出とみなして、これらの規定を適用する。 （健康保険組合の設立） 第三十六条 機構は、施行日において健康保険組合を設けるものとする。 2 厚生労働大臣は、附則第五条第一項の規定により命じた設立委員に、前項の健康保険組合の設立に関する事務を処理させる。 3 設立委員は、施行日の前日までに、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。 4 前項の認可があつたときは、健康保険組合は施行日に設立の認可を受けたものとみなし、施行日に成立する。 5 前三項に規定するもののほか、第一項の健康保険組合の設立に関して必要な事項は、政令で定める。 （旧組合の短期給付等に係る権利及び義務の承継に関する経過措置） 第三十七条 この法律の施行の際旧組合が有している改正前国共済法による短期給付の事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第六十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び同法附則第七条	第一項に規定する病床転換支援金等、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金の納付に関する業務を含む。）及び改正前国共済法第九十八条第一項第一号から第二号までに掲げる事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に係る一切の権利及び義務は、前条第一項の規定により設立された健康保険組合（以下「新設健保組合」という。）が承継する。 （旧組合の任意継続組合員に関する経過措置） 第三十八条 施行日前に退職し、改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができた者であつて、施行日前に当該申出をしていないものが、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると新設健保組合が認めた場合には、その認めた日）までの間に当該申出を新設健保組合に行つたときは、その者は退職の日の翌日から施行日の前日までの間は任意継続組合員（同条第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下同じ。）であつた者とする。 2 施行日の前日において旧組合の任意継続組合員であつた者（前項の規定により任意継続組合員であつた者とされた者を含み、同日において改正前国共済法第二百二十六条の五第五項第一号から第三号まで、第五号又は第六号のいずれかに該当した者を除く。）は、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）とする。この場合において、その者の当該任意継続組合員であつた期間は、任意継続
--	---	---

続被保険者であつた期間とみなす。

3 施行日の前日において旧組合の組合員(継続長期組合員(改正前国共済法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。以下同じ。))及び任意継続組合員を除く。)であつた者であつて、同日に退職し、かつ、同日に改正前国共済法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合に行ったものは、施行日において新設健保組合の任意継続被保険者になるものとする。

(健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用に関する特例)

第三十九条 施行日の前日において旧組合の組合員であつた者であつて、施行日において健康保険の被保険者となつたものに対する健康保険法第三条第四項及び第四百四条の規定の適用については、同項及び同条中「共済組合の組合員である被保険者」とあるのは、「共済組合の組合員である被保険者(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第三十四条第一項に規定する旧組合の組合員(継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。))である被保険者を除く。」とする。

(旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となつた者に係る給付等に関する経過措置)

第四十条 この法律の施行の際前条に規定する者(旧組合の継続長期組合員又は任意継続組合員であつた者を除き、新設健保組合の被保険者となつたものに限る。以下この条において同じ。)のうち改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の受給権者であつた者であつ

て、同一の傷病について健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金を受けることができるものに対する同条第二項の規定の適用については、当該改正前国共済法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第八十八条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、前条に規定する者に係る改正前国共済法の規定による短期給付について必要な事項は、政令で定める。

第四十一条 施行日前に改正前国共済法第百条の二の規定により旧組合の組合員(施行日において新設健保組合の被保険者となつた者に限る。)が旧組合にした申出は、健康保険法第百五十九条又は厚生年金保険法第八十一条の二の規定により新設健保組合又は厚生労働大臣にした申出とみなして、これらの規定を適用する。

(旧組合の組合員の資格喪失後の給付に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行の際現に旧組合の組合員(継続長期組合員を除く。次項において同

じ。)であつた者又はその被扶養者に対し改正前国共済法第五十九条の規定により支給されている給付又は改正前国共済法第六十六条第三項若しくは第六十七条第二項の規定により支給されている給付については、なお従前の例によるものとし、新設健保組合がこれらの給付を支給する。

2 施行日前に旧組合の組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、改正前国共済法第六十一条第二項又は第六十四条の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、改正前国共済法の規定の例によるものとし、新設健保組合が当該給付を支給する。

(審査請求に関する経過措置)

第四十三条 旧組合が改正前国共済法の規定により行つた短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求であつて、施行日以後に審査請求が行われたものについては、なお従前の例による。

2 新設健保組合が改正前国共済法の規定により行つた旧組合の短期給付に係る組合員の資格若しくは給付に関する決定又は掛金の徴収に対する審査請求については、改正後国共済法第百三条から第百七条までの規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第百六条中「組合」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法律第 号)附則第三十七条に規定する新設健保組合」とする。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十四条 国民健康保険法の一部を次のように

改正する。

第九条第十項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

13 国民年金法第九十九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十二条中「第十二項」を「第十二項から第十四項まで」に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第九十九条の二を次のように改める。

(権限の委任)

第九十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第九十九条の三中「第四十一条第一項」の下に「第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。」を、「及び第二項」の下に「(第四十五条の二第四項、第五十二

条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。」を、「第四十五条の二第一項の下に「(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)」を、「第五十四条の二の二」及び「第五十四条の二の

三第一項の下に「(第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
(行政事件訴訟法の一部改正)
第四十五条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第

号)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十六条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第三項中「第百三十七条第六項」を「第百三十七条第九項」に改める。

第八十二条第四項及び第九十九条の九中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百四十四条の二十四の二第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百四十四条の二十五の二中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第四十七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項及び七十二の二の項中「社会保険庁及び」を「厚生労働省及び日本年金機構並びに」に改め、同表の七十三の二の項から七十七の項までの規定中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。
(石炭鉱業年金基金法の一部改正)
第四十八条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第二十二條第一項中「及び第五項並びに」を「第五項及び第六項並びに」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る。」

(社会保険労務士法の一部改正)

第四十九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「の一部」を削り、「政令」を「厚生労働省令」に、「地方社会保険事務局長」を「地方厚生局長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができ

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第五十条 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第百六十三条第三項を削る。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第二項、第三項、第五項及び第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項、第二項及び第六項並びに第二十七条第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構(以下「機構」という。))に、「その地方社会保険事務所又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務所」を「その処分に關する事務を処理した機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所とする。))の所在地を管轄する地方厚生局」に、「地方社会保険事務所」と、「地方厚生局」と、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「地方社会保険事務所(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務所)」を「地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合は、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくは、」に、「地方社会保険事務所」とするを「地方厚生局又は」に「とする」に改める。

附則第五十五条第二項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

(介護保険法の一部改正)

第五十四条 介護保険法の一部を次のように改正する。

「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三百三十四条に次の二項を加える。

12 年金保険者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項から第六項までの規定による通知に係る事務(第八項の規定による経由に係る事務を含み、当該通知を除く。)を行わせるものとする。

13 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第三百三十六条に次の二項を加える。

7 厚生労働大臣は、日本年金機構に、第一項の規定による通知の受理に係る事務(第五項の規定による経由に係る事務を含み、当該受理を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

第三百三十七条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の三項を加える。

7 特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)は、日本年金機構に、第一項及び第四項の規定による徴収及び納入に係る事務(当該徴収

及び納入を除く。)を行わせるものとする。

8 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。

9 第三百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項及び第十三項の規定は第六項の規定による特別徴収義務者(厚生労働大臣に限る。)の通知について準用する。

第三百三十八条第二項中「第六項を」第八項に改め、同条第四項中「第十一項を」第十三項に改める。

第四百四十一条第二項中「第六項を」第八項に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第五十五条 確定拠出年金法平成十三年法律第八十八号の一部を次のように改正する。

第一百一十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第五十六条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」を「日本年金機構(以下「機構」という。)」に、「その地方社会保険事務所又はその社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局」を「その処分に關する事務を処理した

機構の事務所(年金事務所(日本年金機構法(平成十九年法律第 号)第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所(同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。))とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)とする。の所在地を管轄する地方厚生局と、に、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「地方社会保険事務局(審査請求人が当該処分につき社会保険事務所を経由した場合にあつては、その社会保険事務所を管轄する地方社会保険事務局)」を「地方厚生局又は機構の

事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所)若しくはに、「地方社会保険事務局」とする)を「地方厚生局又は」とするに改める。

附則第五十七条第四項中「及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、「社会保険庁長官」とあり、並びに同法第八十六条第六項中「を削る」。

附則第二百二十条を次のように改める。

第二百二十条 削除

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五十七条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正)

第五十八条 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項第一号中「平成二十二年四月一日」を「同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第五十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

日本年金機構

日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二項及び第六項並びに第四十一条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十一条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十二条の次に次の八条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第五号、第七号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第一項及び第二項並びに第七条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理
二 第二十二條第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限
(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六

号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

三 第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索

四 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第四項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
五 第二十六條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

六 第二十七條第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第一項の規定による書類その他の物件の受領

七 第二十八條第一項の規定による命令及び質問並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八 第二十九條の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め(第五号に掲げる証明書の受領を除く。)
九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第三号に掲げる権限及び同項第四号に掲げる国税滞納処分の例による処分

(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 国民年金法第九條の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第三十二条の三 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 国民年金法第九條の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。
(滞納処分等実施規程の認可等)
第三十二条の四 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国民年金法第九條の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。
(機構が行う命令等に係る認可等)

第三十二条の五 機構は、第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第三十二条の二第一項第七号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第十四条及び第二十八條の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第三十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第三十二条の七 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務(第三十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)を行わせるものとする。

一 第三条、第九條、第十二條から第十四條まで及び第十六條の規定による特別障害給

付金の支給に係る事務(当該特別障害給付金の支給の認定を除く。)

二 第六条第一項及び第二項の規定による認定に係る事務(第三十二条の二第一項第一号に掲げる請求の受理及び当該認定を除く。)

三 第十五条の規定による特別障害給付金の支払の一時差止めに係る事務(当該支払の一時差止めに係る決定を除く。)

四 第二十二條第一項の規定による不正利得の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。)

五 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。)

六 第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第三十二条の二第一項第二号から第四号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二十二條第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前

号及び次号に掲げる事務を除く。)

七 第三十二条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 国民年金法第九十九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の事務について準用する。

(機構が行う収納)

第三十二条の八 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合におけるこの法律の規定による徴収金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 国民年金法第九十九条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(情報の提供等)

第三十二条の九 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特定障害者の障害の状態その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、この法律に基づ

く特別障害給付金の支給に関する事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十二条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号、第六項及び第九項中「社会保険庁長官」を「日本年金機構の理事長」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「第四条第九十四号」を「第四条第一項第九十四号」に改める。

附則第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百十一条第七項第二号口中「経費」の下に「(日本年金機構が行う措置に係るものを除く。)」を加え、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 日本年金機構への交付金
第一百十三条第五項中「政府」を「政府又は日本年金機構」に改める。

第一百十四条第五項及び第六項中「経費の下に「日本年金機構への交付金」を加え、同条第七項及び第八項中「業務取扱費」の下に「又は日本年金機構への交付金」を加える。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 附則第二百六十八条の二の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)

の施行の日

附則第二十三条第一項中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二十九条中「船員保険に関し政府」の下に「又は日本年金機構」を加える。

附則第六十七条第一項中「末日」の下に「(第三号にあつては、同号に定める日)」を加え、同項第十三号中「平成二十一年度」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第九十一条中「平成二十一年度の末日」を「日本年金機構法の施行の日の前日」に改める。

附則第二百六十八条の次に次の一条を加える。

第二百六十八条の二 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「船員保険特別会計」を削る。

附則第二百六十九条のうち退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一条の改正規定中「船員保険特別会計」を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第七項、第百十三條第五項、第百十四條第五項から第八項まで及び附則第二十九條の規定は、施行日の属する年度の予算から適用する。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四條のうち船員保険法第九條ノ二から第九條ノ五までを削る改正規定中「から第九條ノ五まで」を「から第九條ノ六まで」に改める。

第四條のうち船員保険法本則に一條、三款、二節及び五章を加える改正規定中第百五十三條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「権限の委任」を付し、同條の次に次の一條を加える。

第百五十三條の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則第一条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 附則第百三十八條の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の公布の日

附則第一条第三号中「及び第百三十七條から第百三十九條まで」を「第百三十七條、第百三十九條及び第百三十九條の二に」、「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法の施行の日」に改める。

附則第三条から第五条まで、第十条、第十一条、第十三條、第十四條、第十六條及び第十七條中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第四十二條第四項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日以前)に」、「同日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」に改める。

附則第四十三條第二項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度(同日が年度の初日に当たる場合は、当該年度の前年度の末日)に改め、同条第三項中「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日」において五十五歳に達していない者であつて」を削り、「生まれたもの」を「生まれた者」に、「雇用されている者」を「雇用されているもの」に改める。

附則第四十五條中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第六十三條及び第七十五條中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に改める。

附則第百三十二條の見出し中「平成二十二年度における」を「附則第三十二條の規定の適用に

係る事業に関する」に改め、同条中「平成二十二年」を「附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度(同日が年度の初日に当たる場合は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度)」に改める。

附則第百三十八條第二項を削り、同条第一項中「特別会計に関する法律附則第二百十六條第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。)の平成二十一年度」を「暫定船員保険特別会計の最終会計年度」に、「平成二十二年」を「最終会計年度の翌年度」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特別会計に関する法律附則第二百十六條第一項に規定する暫定船員保険特別会計(以下この条において単に「暫定船員保険特別会計」という。)の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する会計年度(以下この条において「最終会計年度」という。)は、同日に終わるものとする。

附則第百三十八條第三項及び第四項中「平成二十一年度」を「最終会計年度」に改める。

附則第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條の二 附則第百三十七條の規定による改正後の特別会計に関する法律第九十九條第一項、第百二條の二、第百三條第五項、第百八條、第百十一條第三項、第五項及び第七項、第百十三條第五項、第百十四條第七項並びに第百二十條第二項並びに附則第二十八條の二及び第二十九條の規定並びに前條の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行

の日の属する年度の予算から適用する。
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

第六十七條 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「若しくは沖縄振興開発金融公庫」を「沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第六十八條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項及び第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第四十七條第八項、第六十四條第八項及び第八十二條第八項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百一條第一項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣、日本年金機構(以下「機構」という。))に改める。

第百三條の次に次の二條を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百三條の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

一 第七條第二項の規定による認定
二 第二十五條第一項及び第三項の規定による申出の受理

三 第三十七条第三項の規定による申出の受理

四 第四十七条第八項(第四十八条第六項第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

五 第六十四条第八項(第六十五条第六項第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

六 第八十二条第八項(第八十三条第六項第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。の規定による確認

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(機構への事務の委託)

第百三条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百二三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の

提供に係る事務(当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第六十九条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一厚生労働省の項及び別表第二中「社会保険庁」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七十条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第十七号」を「第九号から第十七号まで、第十八号」に、「第八十一号、第八十二号」を「から第八十二号まで」に、「第九十号まで、第九十一号、第九十三号、第九十四号(全国健康保険協会及び健康保険組合の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、第九十六号(国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)、第九十六号の二(後期高齢者医療広域連合、市町村及び国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関する事務に係る部分に限る。)」を「第九十六号の二まで」に改める。

第七十一条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

「第四章 外局
第一節 設置(第二十五条)
第二節 社会保険庁
第二款 任務及び所掌事務(第二十九条)
第三款 地方支分部局(第二十九条)
第三節 中央労働委員会(第三十一条)」

十六条二十八条 を「第四章 中央労働委員会(第二十五条)」に改める。

第七条第一項第四号中「及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)及び日本年金機構法(平成十九年法律第 号)」に改める。

第十八条第一項中「(第二十八条に定める事務に係る部分を除く。)」を削り、「第百号、第百号の二」を「第九十八号から第百号の二まで、第百二号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 中央労働委員会

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二十五十七号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第四章第二節及び第三節を削る。

附則第三項及び第四項を削る。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

官 報 (号 外)

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保障庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本年金機構法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととするとともに、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構（以下「機構」という。）を設置しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営業務を行うこと。

2 機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこと。

3 機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬及び給与並びに秘密保持義務等の服務について、所要の規定を設けること。

4 機構は、厚生年金保険法等における厚生労働大臣の権限の一部に係る事務等を行うとともに、厚生労働大臣の定める基準に従つて、その業務の一部を委託することができると。

5 厚生労働大臣は、保険料等の徴収を行う上で必要があると認めるときは、滞納処分等の権限を財務大臣に委任できること。

6 厚生労働大臣及び機構は、法律の規定に基

づき、年金個人情報を利用し、又は提供しなければならぬ場合を除き、特定された利用目的以外の目的のために、年金個人情報を利用し、又は提供してはならないことと。

7 政府は、学識経験者の意見を聴いた上で、業務の委託の推進及び職員の採用に係る基本計画を定めること。

8 設立委員は、機構の職員の労働条件及び採用基準を提示して、職員の募集を行うものとするとともに、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関する学識経験者からなる会議の意見を聴くこと。

9 この法律は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととするともに、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設置しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十九年五月二十五日

厚生労働委員長 櫻田 義孝
衆議院議長 河野 洋平殿

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十
一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「事業主をいう」の下に「。第百八条第三項において同じ」を加える。

第九十二条の四第五項を次のように改める。

5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。

第九十二条の四第六項中「又は前項」を削る。

改め、「政令で定める給付の支給状況」の下に「又は第八十九条第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同条第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同条第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者」

者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七條第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項を加え、「若しくは地方公務員等共済組合法」を、「地方公務員等共済組合法」に改め、「地方議会議員共済会」の下に「若しくは健康保険組合」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。第百八条に次の一項を加える。

3 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対するこの法律の規定の周知その他の必要な協力を求めることができる。

附則第八條の二を削る。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第九十二条の二の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第九十二条の二の二 被保険者は、社会保険庁長官に対し、被保険者の保険料を立て替えて

納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの(以下この条において「指定代理納付者」という。)から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 社会保険庁長官は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 第一項の指定の手続その他指定代理納付者による納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第五条の三中「並びに附則第九條の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務」を削る。

第四章を次のように改める。

第四章 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置

第七十四条 政府は、国民年金事業の円滑な実

施を図るため、国民年金に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保険者等」という。)に対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十五条第一項各号列記以外の部分中「以下同じ。」を削る。

第九十二条の二中「行うこと」の下に「(附則第五條第二項において「口座振替納付」という。)」を加える。

第九十二条の三第一項中「加入員に」の下に「第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納

している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九條第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民

健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を加え、同項に次の一号を加える。

三 社会保険庁長官に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

第九十二条の三第三項中「当該指定を」を「当該指定」に改め、「所在地を」の下に「同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を加える。

第百九條の二を第百九條の四とし、第百九條の次に次の二條を加える。

(学生納付特例の事務手続に関する特例)

第百九條の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二條第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第三條に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十條の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの(以下この条において「学生納付特例事務法人」という。)は、その設置する学校教育法第五十二條に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該

被保険者に係る同項の申請をすることができ
る。

2 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人
がその行うべき事務の処理を怠り、又はその
処理が著しく不当であると認めるときは、学
生納付特例事務法人に対し、その改善に必要
な措置を採るべきことを命ずることができ
る。

3 社会保険庁長官は、学生納付特例事務法人
が前項の規定による命令に違反したときは、
第一項の指定を取り消すことができる。

4 第一項の指定の手続その他前三項の規定の
実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定
める。

(保険料納付確認団体)

第九十九条の三 同種の事業又は業務に従事する
被保険者を構成員とする団体その他これに類
する団体で政令で定めるものであつて、社会
保険庁長官がこれらの団体からの申請に基づ
き、次項の業務を適正かつ確実に行うことが
できると認められるものとして指定するもの
(以下この条において「保険料納付確認団体」
という。)は、同項の業務を行うことができ
る。

2 保険料納付確認団体は、当該団体の構成員
その他これに類する者である被保険者からの
委託により、当該被保険者に係る保険料が納
期限までに納付されていない事実(次項にお

いて「保険料滞納事実」という。)の有無につい
て確認し、その結果を当該被保険者に通知す
る業務を行うものとする。

3 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体の
求めに応じ、保険料納付確認団体が前項の業
務を適正に行うために必要な限度において、
保険料滞納事実に関する情報を提供すること
ができる。

4 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が
その行うべき業務の処理を怠り、又はその処
理が著しく不当であると認めるときは、保険
料納付確認団体に対し、その改善に必要な措
置を採るべきことを命ずることができる。

5 社会保険庁長官は、保険料納付確認団体が
前項の規定による命令に違反したときは、第
一項の指定を取り消すことができる。

6 保険料納付確認団体の役員若しくは職員又
はこれらの職にあつた者は、正当な理由な
く、第二項の業務に関して知り得た秘密を漏
らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他保険料納付確認
団体に関し必要な事項は、厚生労働省令で定
める。

第九十九条の二に次の一号を加える。

三 第九十九条の三第六項の規定に違反した者
第九十三条の三第一項中「前条を」前条(第三
号を除く。)に改める。

附則第五十項を同条第十一項とし、同条

第九項中「第八十四条第一項及び」を削り、同項
を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を

「第六項に改め、同項を同条第九項とし、同条
第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同
条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、
同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を
同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を

「第二項(第一項第三号に掲げる者にあつて
は、同項)に改め、同項を同条第四項とし、同
条第二項中「前項」の下に「第一項第三号に掲
げる者にあつては、同項」を加え、同項を同条第
三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え
る。

2 前項第一号又は第二号に該当する者が同項
の規定による申出を行おうとする場合には、
口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振
替納付によらない正当な事由がある場合とし
て厚生労働省令で定める場合に該当する旨の
申出を社会保険庁長官に対してしなければな
らない。

附則第九条の三及び第九条の三の四を削
る。

附則第九条の四の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管
理及び回収の業務等)

第九條の四の二 政府は、国民年金事業の円滑
な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機
構法附則第五条の二第一項に規定する債権の

管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用
独立行政法人法附則第十四条の規定による廃
止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継
等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第
十二条第一項に規定する債権の回収が終了す
るまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行
わせるものとする。

2 政府は、国民年金事業の円滑な実施を図る
ため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五
条の二第三項の規定による教育資金の貸付け
のあつせんを行う業務を、同項に規定する別
に法律で定める日までの間、行うことができ
る。この場合において、政府は、当該業務を
独立行政法人福祉医療機構に行わせるものと
する。

附則第九條の五中「政府は、」の下に「国民年金
事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等
の運営の改善のための国民年金法等の一部を改
正する法律(平成十九年法律第 号)第三條
の規定による改正前の」を加える。

第四條 国民年金法の一部を次のように改正す
る。

第十四條中「納付状況」の下に「基礎年金番
号(政府管掌年金事業(政府が管掌する国民年金
事業及び厚生年金保険事業をいう。)の運営に関
する事務その他当該事業に関連する事務であつ
て厚生労働省令で定めるものを遂行するために
用いる記号及び番号であつて厚生労働省令で定

めるものをいう。)を加える。

第百八条の三の次に次の一条を加える。

(基礎年金番号の利用制限等)

第百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三十二条に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百

十一条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十三条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百十三条の三第一項中「前条第三号を除く。」を「第百十一条の二又は前条(第四号を除く。)」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「受理したとき」の下に「氏名及び住所の変更に係る事項の届出であつて厚生労働省令で定めるものを受理したときを除く。」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、氏名及び住所の変更に係る事項であつて厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

第百五条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第百三十八条の表第百五条第二項第十二条第二項を準用する部分を除く。及び第五項を除く。の項中「部分を除く。」の下に、「第四項ただし書」を加える。

第百四十七条第四号中「第百五条第四項」を「第百五条第四項本文」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第六条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第百条の二第一項中「資格」の下に、「標準報酬又は保険料」を加える。

第七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

第七十九条 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 教育及び広報を行うこと。
- 二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条において「被保険者等」という。)に

対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担に伴う事務を含む。を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八十条第一項中「国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金(以下単に「基礎年金拠出金」という。))を「負担する基礎年金拠出金」に改める。

附則第二十九条の二中「政府は、」の下に「厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第号)第七条の規定による改正前の」を加え、同条を附則第二十九条の三とし、附則第二十九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務等)

第二十九条の二 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定による教育資金の貸付けのあつせんを行う業務を、同項に規定する別に法律で定める日までの間、行うことができる。この場合において、政府は、当該業務を独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第八条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条中「(以下同じ。)」の下に、「基礎年金番号(国民年金法第十四条に規定する基礎年

金番号をいう。)」を加える。

第十条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

第七百七十四条中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改める。

第九十八号第四号中「第九十八号第四項」を「第九十八号第四項本文」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五条第二項」を「国民年金法第五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第十項を同条第十一項とし、

同条第九項中「は、国民年金法第七十四条の規定の適用については、第一号被保険者とみなし、当該被保険者」を削り、「同法第五条第二項」を「国民年金法第五条第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条

第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項(第一項第二号に掲げる者にあつては、同項)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと(以下この項において「口座振替納付」という。)を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならない。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第七項第二号中「及び交付金」を削る。

第百十四号第五項及び第六項中「若しくは交付金」を削る。

第十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第二項第一号中トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 業務勘定からの繰入金

第百十一条第七項第二号ロ中「国民年金事業及び厚生年金保険事業の福祉施設」を「国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同号ハ中「及び補助金」を削る。

第百十四条第五項中「福祉施設」を「業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置」に、「補助金」を「交付金」に改め、同条第六項中「福祉施設」を「業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置」に改め、同条第九項中「金額は」の下に「政令で定めるところにより」を、「業務勘定から」の下に「国民年金勘定及び」を加える。

附則第三十八条中「ホ 附属雑収入」を「ヘ 附属雑収入」に、「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」を「ヘ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金」に、「ヘ 附属雑収入」を「ト 附属雑収入」に改める。

附則第九十三条第一号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金

附則第九十三条第二号ホ中「補助金」を「交付金」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)を滞納している世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む。、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。、その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

11 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場

合(被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。)には、同一の世帯に属するすべての被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。)について同一の有効期間を定めなければならない。

第二十二条中「第十項」を「第十二項」に、「同条」を「同条第一項から第九項までの規定」に改め、「組合」との下に「同条第十項中「市町村は」とあるのは「組合」と、「世帯主(第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の規定による保険料を滞納している世帯主(同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む。、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。、とあるのは「組合員(第三項の規定により組合が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。、と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「組合」とを加える。

第七十六条の三第二項中(昭和三十四年法律第四十一号)を削る。

第百十三條の二第一項中「種別の変更」の下に「若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「による」の下に「政府が管掌する健康保険の被保険者に係る届出又は」を加え、同表の七十三の項及び七十四の項中「による」の下に「被保険者に係る届出」を加え、同表の七十七の項中「の資格の取得の」を「に係る」に改める。

第十七条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の七十二の項中「社会保険庁」の下に「及び全国健康保険協会」を加え、「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第十九条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第四十三条の二 行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

第二十條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「厚生労働省令で」を「厚生労働大臣が」に改める。

第十五條第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「から五十日以内」を「から五十日以内」に改める。

第十九條第一項中「初日」を「六月一日から四十日以内」に、「日」第三項において同じ。から五十日以内」を「日」第三項において同じ。から五十日以内」に改め、同条第三項中「初日から」を「六月一日から四十日以内(保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から五十日以内)」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二十一條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和二十九年

法律第一百五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)(第八十九條第四項第七号において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九條第四項第七号及び第九十九條第二項において「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九條第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十條第二項中「(昭和三十三年法律第九十二号)及び(昭和三十七年法律第五十二号)」を削る。

第八十九條第四項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 申請者が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに、社会保険各法又は地方税法の規定に基づく滞納処分を受

け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第八十八條第二項中「(昭和二十九年法律第一百五号)及び(昭和三十四年法律第四十一号)」を削り、同条第四項中「(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を削る。

2 厚生労働大臣は、第六十三條第三項第一号又は第八十八條第一項の指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る開設者若

しくは管理者又は申請者の社会保険料の納付状況につき、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則に次の一条を加える。

(郵政会社等に関する経過措置)

第九條 国家公務員共済組合法附則第二十條の三第二項に規定する郵政会社等が保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者の指定の申請を行う場合におけるこの法律の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五條第三項第五号	高齢者の医療の確保に関する法律	高齢者の医療の確保に関する法律、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
第七十條第二項	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)	国家公務員共済組合法)

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十二條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條の七中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)、健康保険

法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保

険法(平成九年法律第二百二十三号)の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。)について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。)を引き続き滞納している者

第二十九条を次のように改める。

(資料の提供)

第二十九条 連合会は、第十四条の二第一項の規定による登録に関し必要があると認めるときは、当該登録を受けようとする者の保険料の納付状況につき、当該保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

別表第一第二十号中「昭和四十四年法律第八十四号」を削り、同表第二十一号中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、同表第二十二号中「(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同表第二十四号中「(昭和二十九年法律第一百五号)」を

削り、同表第二十五号中「(昭和三十三年法律百九十二号)」を削り、同表第二十六号中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」を削り、同表第三十号中「(昭和五十七年法律第八十号)」を削り、同表第三十一号中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第二十三条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

9 この法律において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 この法律

二 第六項各号(第四号を除く。)に掲げる法律

三 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)

四 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)

第七十条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、社会保険各法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二、第一百十五条の二第二項第五号の二及び第二百三条第二項において「保険料等」とい

う。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第九十四条第三項第五号の二、第一百七条第三項第四号の二及び第一百十五条の二第二項第五号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十条第二項第六号中「第五節」の下に「及び第二百三条第二項」を加える。

第七十七条第一項第一号中「第十号」の下に「(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)」を、「第十一号」の下に「(第五号の二に該当する者であるときを除く。)」を加える。

第七十八条の二第四項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第一百十五条の十一第二項第五

号の二及び第一百五号の二十第二項第四号の二において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百十五条の十一第二項第五号の二及び第一百十五条の二十第二項第四号の二において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

第七十八条の二第四項第九号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第一百十五条の十一第二項第九号ハ及び第一百五号の二十第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた

日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第八号ハ、第八十六条第二項第七号ハ、第百十五条の十一第二項第九号ハ及び第百十五条の二十第二項第八号ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者	当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 第八十四条第一項第一号中「第八号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。 第八十六条第二項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。 第八十六条第二項第七号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当	規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 第九十二条第一項第一号中「第七号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。 第九十四条第三項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第百四条第一項第二号中「第十号」及び「第十号」の下に「（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）」を加える。 第百七条第一項中「この条」の下に「及び第二百三十三条第二項」を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。 四の二 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受け	けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第百十四条第一項第一号中「第九号」の下に「（第四号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）」を、「第十号」の下に「（第四号の二に該当する者であるときを除く。）」を加える。 第百十五条の二第二項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第百十五条の八第一項第一号中「第十号」の下に「（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）」を、「第十一号」の下に「（第五号の二に該当する者であるときを除く。）」を加える。 第百十五条の十一第二項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由
第七十八条の九第一号中「第九号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。 第七十九条第二項第四号の次に次の一号を加える。 四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第七十九条第二項第八号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当	当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 第八十四条第一項第一号中「第八号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。 第八十六条第二項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。 第八十六条第二項第七号中二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当	規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者 第九十二条第一項第一号中「第七号」の下に「（ハ）に該当する者があるときを除く。」を加える。 第九十四条第三項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第百四条第一項第二号中「第十号」及び「第十号」の下に「（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）」を加える。 第百七条第一項中「この条」の下に「及び第二百三十三条第二項」を加え、同条第三項第四号の次に次の一号を加える。 四の二 当該療養病床病院等の開設者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受け	けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 第百十四条第一項第一号中「第九号」の下に「（第四号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）」を、「第十号」の下に「（第四号の二に該当する者であるときを除く。）」を加える。 第百十五条の二第二項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由

なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第百十五條の十一第二項第九号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第百十五條の十七第一号中「第九号」の下に「（ハに該当する者があるときを除く。）」を加える。

第百十五條の二十第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。

第百十五條の二十第二項第八号中二をホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者

第百十五條の二十六第一号中「第八号」の下に「（ハに該当する者があるときを除く。）」を加える。

第百三十一條中「昭和三十四年法律第四百一十一号」及び「昭和二十九年法律第百十五号」を削る。

第二百三條に次の一項を加える。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一條第一項本文、第四十二條の二第一項本文、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号若しくは第三号、第五十三條第一項本文、第五十四條の二第一項本文若しくは第五十八條第一項の指定又は第九十四條第一項の許可に関し必要があると認めるときは、これらの指定又は許可に係る申請者若しくはその役員等若しくは開設者若しくはその役員又は病院等若しくは療養病床病院等の管理者、特別養護老人ホームの長若しくは同条第三項第十一号に規定する使用人の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

できる。
附則に次の一條を加える。

（郵政会社等に関する経過措置）

第八條 国家公務員共済組合法附則第二十條の三第二項に規定する郵政会社等又は同法附則第二十條の八第一項に規定する適用法人が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定

介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合又は介護老人保健施設の開設の許可の申請を行う場合におけるこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第九項第二号	第六項各号（第四号を除く。）	第六項各号
第七十八條の二第四項第五号の二	船員保険法	船員保険法、国家公務員共済組合法

第二十四條 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七十條第二項第五号の二中「第百七條第三項第四号の二」を削る。

第二百三條第二項中「若しくは第三号」及び「若しくは療養病床病院等」を削る。

附則第八條中「指定介護療養型医療施設を削る。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第六條、第十三條、第十六條及び

第十九條並びに附則第二十三條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定 公布の日

二 第二條の規定 平成二十年三月三十一日までの日政令で定める日

三 第十七條の規定 平成二十年十月一日

四 第八條、第十八條及び第二十條から第二十三條まで並びに附則第七條から第九條まで、第十三條、第十六條及び第二十四條の規定 平成二十一年四月一日

五 第四條及び第九條の規定 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日

六 第五條及び第十條並びに附則第十八條及び第十九條の規定 平成二十三年四月一日

七 第二十四条の規定 平成二十四年四月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(次条並びに附則第五条及び第十二条において「施行日」という。)前に国民年金法附則第五条第一項の規定による申出をした者についての国民年金の被保険者の資格の取得については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の施設のうち、施行日において現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七十七条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一項の規定による申出をした者及び同条第二項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた者についての国民年金の被保険者

の資格の取得については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二十一条の規定による改正後の健康保険法第六十五条及び第八十九条並びに附則第九条の規定は、第二十一条の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十二条の規定による改正後の社会保険労務士法第十四条の七の規定は、第二十二条の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第二十三条の規定による改正後の介護保険法第七十条、第七十八条の二、第七十九条、第八十六条、第九十四条、第七百七条、第七百十五條の二、第七百十五條の十一及び第七百十五條の二十並びに附則第八条の規定は、第二十三条の規定の施行の日前に受けた滞納処分については、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項中「並びに附則第九条の三の四の規定により市町村が処理することとされる事務(当該事務にあつては、平成十七年三月三十一日までの間に限る。)」を削る。

(医療法の一部改正)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二 第一項第八号中「船員保険法」を「及び船員保険法」に改め、「及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第七十九条」を削る。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の医療法第七条の二 第一項第八号の規定にかかわらず、同号中「の施設」とあるのは、「の施設並びに国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第四条の規定により政府が運営を引き続き行うことができる施設」とする。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十三条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第九十九条 第一項中「費用を含む」を「費用並びに組合の事務に要する費用を含む」に改め、同項第一号中「を含む」を「並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)」を含み」に改め、同項第三号中「を含む」を「及び長期給付(基礎年金拠出金を含む)」に係る事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。)」を含み」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。

第九十九条第六項中「第二項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」を「第二項中」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「として、同項を」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改め、同条第七項中「第二項の下に」及び第四項を加え、「同項中」を「第二項中」に、「同項第五号中」の「国の負担金」

とあるのは「特定独立行政法人の負担金」として、同項を「第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらに改める。

第二百二条第一項中「場合を含む。」の下に「及び第四項同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同条第四項中「第五号」を「第四号」に、「(同号に掲げる)」を「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる)」に改める。

第二百二十四条の三中「第九十九条第五項から第七項まで」を「第九十九条第一項第一号及び第三号中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの

(「第二百二十四条の三の規定により読み替えられた第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものを含む。）」と、同条第五項から第七項まで」に改める。

第二百二十五条中「及び国の負担金」とあるのは「組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第四号までの規定中「を削る。

附則第二十条の二中「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」との下に「同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とを加え、「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」を「及び長期給付(基礎年金拠出金」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」に改める。

第九十九条第二項	国
若しくは独立行政法人国立病院機構	国又は郵政会
第九十九条第三項	、独立行政法人郵便
第九十九条第五項	負担金及び国
第二号まで及び第四号	第二号までは「職員団体「国の負担金」等の負担金」
負担金」として	負担金」と、あるのは「国として

附則第二十条の三第四項の表中

社等

人国立病院機構若しくは独立貯金・簡易生命保険管理機構

又は郵政会社等

規定中「国の負担金」とあるの負担金」と、同項第三号中

とあるのは「国又は郵政会社と、同項第四号

同項第五号中「国の負担金」と又は郵政会社等の負担金」と

二十条の三第四項において読する第四項の規定による郵政に係るものを除く。)を含み

社等

人国立病院機構若しくは独立貯金・簡易生命保険管理機構

会社等は政令で定めるところ社等が負担することとなる金

又は郵政会社等

規定中「国の負担金」とあるの負担金」と、同項第三号中とあるのは「国又は郵政会社と、同項第四号

を

第九十九条第一項 第一号及び第三号	を除く。)を含み	並びに附則第 み替えて適用 会社等の負担
第九十九条第二項	国	国又は郵政会
第九十九条第三項	若しくは独立行政法人国立 病院機構	、独立行政法 行政法人郵便
第九十九条第四項	負担する	負担し、郵政 により郵政会 額を負担する
第九十九条第五項	負担金及び国 第二号まで及び第四号	負担金及び国 第二号までの は「職員団体 「国の負担金」 等の負担金」

に

第二百二十五条	負担金及び国 負担金」とする	負担金及び 負担金」と、 あるのは する
第二百二十六条の五 第二項	国	国又は郵政

国又は郵政会社等
同項第五号中「国の負担金」と「国又は郵政会社等の負担金」と
会社等
会社等

を	第百二十六条の五	国	国又は郵政
第二項			

に改める。

附則第二十條の六中、「附則第二十條の第三項の規定により読み替えられた第九十九條第二項第五号の規定にかかわらず」を削り、「同号に掲げる」を「附則第二十條の第三項の規定により読み替えられた第九十九條第四項の規定する」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中「並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用」を「基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用」に、「費用を含む」を「費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含む」に、「除く。」を含む「を」を「除く。」並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要す

る費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含む」に改め、同条第二項第五号を削り、同条第四項を次のように改める。

4 地方公共団体は、組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

第百十三条第六項中「及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法」を「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)に、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体」を「特定地方独立行政法人」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改め、同条第七項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「昭和二十三年法律第百三十五号」を加え、「特定地方独立行政法人の負担金及び地方公共団体」を「及び特定地方独立行政法人」に改める。

第百十六条第一項中「含む。」の下に「及び第

四項」を加え、同条第四項中、「第三号及び第五号に掲げる費用(同号に掲げる費用にあつては、」を「及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用」に改める。

第百四十一条第一項中「の負担金」を「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の

規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」に、「及び組合」を「組合の」に、「同項第一号から第四号までの規定」を「同項各号」に改める。

第百四十四条の三第二項の表第百三十三條第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百三十三條第 二項各号列記 以外の部分	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)	団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)
----------------------------	---	--

第百四十四条の十の前の見出しを削り、同条及び第百四十四条の十一を次のように改める。

第百四十四条の十及び第百四十四条の十一 削

第百四十四条の十二に見出しとして「団体組合員に係る費用の負担の特例」を付する。

附則第四十條の三中「第百三十三條第一項中」に係る負担に要する費用を含む」を「第百三十三條第一項各号列記以外の部分中」を含む」に、「及び年金保険者拠出金」を「並びに年金保険者拠出金」に、「」を含む「を」を含む、次項第三号に、「」及び「を」並びに「に」、「費用を含む」を「費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含む、次

項第三号」に改める。

附則第四十條の四を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十六条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項の表第十九條第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改め、同表第十九條第三項の項を次のように改める。

第十九条第三項

保険関係が消滅したものについて は、当該保険関係が消滅した日 あつては保険関係が消滅した日	徴収期間が経過したものについて は、その経過した日 あつては徴収期間が経過した日
---	--

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等
に関する法律の一部改正)

第十七条 公益法人等への一般職の地方公務員の
派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)
の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法
の規定の適用については、同法第四章及び第
六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で
定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるの
は「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」
と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部
分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負
担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条
又は第二条の規定により都道府県がその給与
を負担する者にあつては、都道府県。以下こ
の条において同じ。の負担金」とあるのは「公
益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に
関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条
第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団
体」という。の負担金」と、同項各号中「地方
公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の
負担金」と、同法第百十六号第一項中「地方公

共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職
員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地
方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派
遣先団体」と、「第百十三条第二項(同条第五
項から第七項までの規定により読み替えて適
用する場合を含む。及び第四項」とあるのは
「第百十三条第二項」とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第十八条 確定給付企業年金法(平成十三年法律
第五十号)の一部を次のように改正する。

第百十二条第六項中「及び第四項」を「及び第
四項本文」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八
十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「部分を除く。」の下に
「第四項ただし書を加える。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一
般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改
正)

第二十条 法科大学院への裁判官及び検察官その
他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように

改正する。

第八条第二項中「同項第一号から第四号まで
の規定」を「同項各号」に、「含む。」とあるのは
「第九十九条第二項」を「含む。」及び第四項(同条
第六項及び第七項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。とあるのは「第九十九条第二
項及び第四項」に、「特定独立行政法人又は職
員団体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を
「同条第四項(同条第六項及び第七項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。以下この項
において同じ。とあるのは「同条第四項」と、
「同条第四項」とあるのは「同項」と、「国、特
定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科
大学院設置者及び国」に改める。

第十四条第四項中「含む。」とあるのは「第九
十九条第二項」を「含む。」及び第四項(同条第六
項及び第七項の規定により読み替えて適用する
場合を含む。とあるのは「第九十九条第二項及
び第四項」に、「特定独立行政法人又は職員団
体」とあるのは「又は法科大学院設置者」を「から
第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び
同条第四項(同条第六項及び第七項の規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。以下この項
において同じ。とあるのは「並びに同条第四
項」と、「同条第四項」とあるのは「同項」と、
「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるの
は「法科大学院設置者及び国」に改める。

第十五条第一項中「同項第一号から第四号ま
での規定」を「同項各号」に、「の機関又は職員団

体」を「の機関、特定地方独立行政法人又は職員
団体」に、「同条第五項」を「同条第五項から第七
項まで」に、「又は職員団体」を「地方公共団
体、特定地方独立行政法人又は職員団体」に、
「及び国」を「地方公共団体及び国」に、「地
方公共団体」を「地方公共団体又は特定地方独
立行政法人」に改める。

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法
律の一部改正)

第二十一条 判事補及び検事の弁護士職務経験に
関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一
部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは「」を「とあるの
は「及び」に、「負担金及び国の負担金」を「負担
金」に、「とあるのは「受入先弁護士法人等」を
「とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」
に、「含む。」とあるのは「第九十九条第二項」を
「含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。と
あるのは「第九十九条第二項及び第四項」に、
「特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは
「又は受入先弁護士法人等」を「から第四号まで」
とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項
(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。以下この項において同
じ。とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同
条第四項」とあるのは「(同項」と、「国、特定独
立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁
護士法人等及び国」に改める。

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正)

第二十二條 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」を「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号。以下この条において「国民年金法等改正法」という。第七條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。第十四條第一号において「旧厚生年金保険法」という。に、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)」を「国民年金法等改正法第三條の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。第十四條第二号において「旧国民年金法」という。に「改める。

第十四條第一号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改め、同條第二号中「国民年金法」を「旧国民年金法」に改める。
(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第二十三條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二號)の一部を次のように改正する。
第七十條のうち国民年金法第百八條の改正規定中「第百八條」を「第百八條第二項」に改める。
(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)
第二十四條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第三十八條第一項の表第十九條第一項の項中「日」を「日。第三項において同じ。」に改める。
(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
附則第八十二條のうち、住民基本台帳法別表第一の七十三の項の改正規定中「に改め、」の下に「(昭和十四年法律第七十三号)」及び「被保険者に係る届出、」を削り、」を加え、同改正規定の前に次のように加える。
別表第一の七十二の項の次に次のように加える。

七十二の二 社会保険
船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出
除庁及び全国健康
保険協会
に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十六條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「同條第五項」を「同條第六項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に改める。
(罰則に関する経過措置)
第二十七條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、国民年金事業等の運営の改善を図る

ため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付促進対策の強化及び福祉施設規定の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 住民基本台帳ネットワークシステムから国民年金の被保険者に係る本人確認情報の提供を受けることにより、氏名及び住所の変更等の届出を原則として要しないものとする。
- 2 国民年金保険料について、指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)ができるものとする。
- 3 国、地方公共団体及び社会保険庁長官の指定を受けた学校法人等は、その設置する大学等の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務を行うことができるものとする。
- 4 市町村は、国民健康保険の被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができるものとともに、国民健康保険又は国民年金の保険料等を滞納している世帯主等に係る被保険者証については、特別の有効期間を定めることができるものとする。
- 5 保険医療機関、介護保険の指定事業者、社会保険労務士等の指定又は更新の欠格事由等に、指定等の申請者等が、社会保険料等に係る滞納処分を受けた日から正当な理由なく三ヶ月以上の期間にわたり、納期限の到来した社

会保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。

6 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に對し、その使用する者に対する国民年金法の周知その他の必要な協力を求めることができるものとする。

7 厚生年金保険事業及び国民年金事業等の事務の執行に要する費用について、その保険料を充てることができるものとする。

8 厚生年金保険法及び国民年金法における福祉施設規定を廃止するとともに、政府は、厚生年金保険事業及び国民年金事業の円滑な実施を図るため、新たに年金教育・広報、年金相談等の事業を行うことができるものとする。

9 この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成二十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付促進対策の強化及び福祉施設規定の見直し等の措置を講じようとするは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十九年五月二十五日

厚生労働委員長 櫻田 義孝
衆議院議長 河野 洋平殿

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年五月二十九日

提出者

石 崎 岳 鴨下 一郎

谷 畑 孝 宮澤 洋一

福 島 豊

賛成者

あかま二郎外九十九名

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(厚生年金保険法による保険給付に係る時効の特例)

第一条 社会保険庁長官は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による保険給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録

した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

(国民年金法による給付に係る時効の特例)

第二条 社会保険庁長官は、施行日において国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による給付(これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第六条において同じ。)を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者(同法第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。)について、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定(裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。)が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく給付を支払うものとする。

(基礎年金の国庫負担等に係る読替え)

第三条 前二条(附則第二条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合における国民年金法第八十五条第一項及び厚生年金保険法第

八十条第一項の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。)の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

(政府の責務)

第四条 政府は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報)その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たつて社会保険庁が保有する個人情報(いう。)について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

(実施命令)

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(時効の特例に関する経過措置)

第二条 第一条及び第二条の規定は、施行日前に厚生年金保険法第二十八条又は国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合における当該訂正に係る保険給付又は給付について準用する。

(厚生年金保険法の一部改正)

第三条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「保険給付を受ける権利」の下に「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。 4 保険給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。 (厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。 (国民年金法の一部改正) 第五条 国民年金法の一部を次のように改正する。	の項中「第百二条第三項及び第四項」を「第百二条第四項及び第五項」に改める。 (国民年金法の一部改正に伴う経過措置) 第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。 (日本年金機構法の一部改正) 第七条 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 附則第一条第一号中「第七十四条」を「第七十五条」に改め、同条第二号中「附則第七十条」を「附則第七十一条」に改める。 附則第七十四条を附則第七十五条とし、附則第六十九条から附則第七十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第六十八条の次に次の一条を加える。 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の一部改正) 第六十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第一条及び第二条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。 第四条中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。	(政令への委任) 第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 理 由 政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利のうち消滅時効が完成したものについての現時点で見込める範囲内での推計額は、約六十億円の見込みである。	受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 社会保険庁長官は、施行日において厚生年金保険及び国民年金の受給権者又は受給権者であった者について、年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合においては、その年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする。 2 施行日後に受給権を取得した者に対し支払期月ごとに支払われる厚生年金保険及び国民年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三十一条の規定を適用せず、援用を要するものとする。 3 政府は、年金個人情報報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。 4 この法律は、公布の日から施行すること。 二 議案の可決理由 政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務規定を定
第九十二条第一項中「保険給付を受ける権利」の下に「(当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。)」を加え、同条第五項中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 給付を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。 第百三十八条の表第百二条第三項及び第四項	の項中「第百二条第三項及び第四項」を「第百二条第四項及び第五項」に改める。 (国民年金法の一部改正に伴う経過措置) 第六条 前条の規定による改正後の国民年金法第百二条第一項及び第三項の規定は、施行日後において同法による給付を受ける権利を取得した者について適用する。 (日本年金機構法の一部改正) 第七条 日本年金機構法(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 附則第一条第一号中「第七十四条」を「第七十五条」に改め、同条第二号中「附則第七十条」を「附則第七十一条」に改める。 附則第七十四条を附則第七十五条とし、附則第六十九条から附則第七十三条までを一条ずつ繰り下げ、附則第六十八条の次に次の一条を加える。 (厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の一部改正) 第六十九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第一条及び第二条中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。 第四条中「社会保険庁」を「厚生労働省及び日本年金機構」に改める。	(政令への委任) 第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 理 由 政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利のうち消滅時効が完成したものについての現時点で見込める範囲内での推計額は、約六十億円の見込みである。	受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 社会保険庁長官は、施行日において厚生年金保険及び国民年金の受給権者又は受給権者であった者について、年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合においては、その年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする。 2 施行日後に受給権を取得した者に対し支払期月ごとに支払われる厚生年金保険及び国民年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第三十一条の規定を適用せず、援用を要するものとする。 3 政府は、年金個人情報報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。 4 この法律は、公布の日から施行すること。 二 議案の可決理由 政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報報の整備に関する政府の責務規定を定

める等の措置を講じようとすることは、時宜に
適するものと認め、本案は可決すべきものと議
決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、年金記録の
訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支
給を受ける権利のうち消滅時効が完成したもの
についての現時点で見込める範囲内での推計額
は、約六十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意
見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣
を代表して柳澤厚生労働大臣から「異議はない」
旨の意見が述べられた。
右報告する。

平成十九年五月三十日

厚生労働委員長 櫻田 義孝

衆議院議長 河野 洋平殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 三三〇円)	本号一部 三四五円